

2019年8月

co·op生命共済  
**新あいあい**  
ご契約のしおり



# は じ め に

契約者（組合員）の皆さん、CO・OP生命共済《新あいあい》にご契約いただきましてありがとうございました。

この「ご契約のしおり（契約規定）」は、全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「全労済」といいます。）個人長期生命共済事業規約・事業細則にもとづき、ご契約に関する大切な事柄についてご説明しています。

必ず、ご一読のうえ、共済証書とともに大切に保存してください。

ご契約のしおりの再送付を希望される場合は、ご加入の生協、または日本コープ共済生活協同組合連合会（以下、「コープ共済連」といいます。）までご連絡ください。また、内容についてご不明の点、お気付きの点などがございましたら、ご加入の生協、またはコープ共済連までおたずねください。

## 新しく組合員になられる方へ（出資金について）

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に入加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資（1,000円以上）をお願いしています（出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です）。《新あいあい》ご加入の場合、出資金は、初回掛金の口座振替時に100円を上乗せして請求させていただきます。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかにご加入の生協または最寄りの全労済へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいたしていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がありますのでご注意ください。

## お願いとお知らせ

1. 《新あいあい》に関する通知（共済契約証書等）は全労済から直接受付されます。封筒も全労済の封筒となりますのでご注意ください。
2. 共済契約証書とお申し込みの際の内容が相違していないかどうか、もう一度よくお確かめください。万一、お申し込みの契約内容と相違していたり、ご不明な点がありましたら、ご加入の生協、またはコープ共済連までご連絡ください。なお、「共済契約証書」は契約上のあらゆる手続きにかかせないものですので、大切に保管してください。
3. 掛金は全労済から直接口座振り替えします。
4. 《新あいあい》は、CO・OP専用商品ですので、取扱い生協のみで加入できます。全労済が実施している保障商品とは一部異なります。詳細は「《新あいあい》基本契約に関する取り扱い（個人長期生命共済）」および「《新あいあい》医療特約（先進医療特約付）・女性疾病医療特約に関する取り扱い（個人長期生命共済）」にてご確認ください。

# 目 次

## 商品のあらまし

1. 《新あいあい》を構成するもの	5
2. ご契約の種類について	6

## ご契約に際して

1. 契約者になれる方	7
2. 加入できる方（被共済者になることができる方）	7
3. 加入できない方（被共済者になることができない方）	8
4. 共済金額を制限する場合について	8
5. 全労済の他の共済にご加入の場合	9
6. 告知義務について	9
7. お申し込みから契約の発効まで	9
8. クーリングオフについて	10
9. 共済期間について	10
10. 特別条件について	10

## 共済金のお支払いについて

1. 共済金受取人について	10
2. 共済金のご請求について	11
3. 共済金のお支払いにあたって	11
4. 共済金等を確実にご請求いただくために（代理請求について）	11
5. 天災や戦争などの非常の出来事の場合	12

## 契約の終了について

1. 契約が無効となる場合	13
2. 共済金の不法取得目的により契約が無効となる場合	13
3. 詐欺等により契約が取り消しとなる場合	13
4. 契約が解除となる場合	13
5. 契約を解約する場合	14
6. 契約が消滅する場合	14
7. 契約が失効する場合	14
8. 被共済者が契約の解除を請求する場合	15
9. 債権者等による解約および共済金受取人による契約の存続について	15

## 契約の更新について

1. 更新の際の手続き	16
2. 更新後契約の共済期間	16
3. 更新後の契約について	16

## 更新時に増額・減額した場合

1. 増額した場合	16
2. 減額した場合	17

## 共済掛金の払込みについて

1. 共済掛金の払込みについて	17
2. 共済掛金の払込期日と充当期間	18
3. 契約の失効について	20
4. 共済掛金の払込経路について	21

## 契約の内容を一部変更する場合

21

## 税金について

1. 共済掛金の生命保険料控除について	21
---------------------	----

2. 生命保険料控除のしくみ	22
3. 控除額について	22
4. 生命共済掛金控除の手続き	22
5. 共済金等の税法上の取り扱い	22
<b>割り戻し金について</b>	<b>23</b>
契約者の変更（契約の権利義務の承継）について	23
氏名・住所や指定口座等の変更について	24
共済期間の途中で保障内容を変更する場合	24
全労済の組合員	25
異議申し立てについて	25
管轄裁判所	25
《新あいあい》基本契約に関する取扱い（個人長期生命共済）	26
《新あいあい》医療特約（先進医療特約付）・女性疾病医療特約に関する取り扱い（個人長期生命共済）	66
<b>別 表</b>	
別表第 1 身体障害等級別支払割合表	146
別表第 2 不慮の事故等の定義とその範囲	152
別表第 3 公的医療保険制度の定義	155
別表第 4 対象となる手術	156
別表第 5 心・脳疾患の定義	160
別表第 6 悪性新生物の定義	161
別表第 7 上皮内新生物の定義	162
別表第 8 女性疾患の定義	163
別表第 9 要介護状態の範囲	166
別表第 10 先進医療の範囲	170
別表第 11 共済金額を制限する職業	171
別表第 12 各共済金等請求の提出書類	173
<b>解約返戻金目安表</b>	<b>176</b>
個人情報および特定個人情報にかかる保護方針 -組合員・お客さまに関する個人情報および特定個人情報（マイナンバー等）の取扱いについて-	183
ご加入者の個人情報の共同利用について	185
個人情報の第三者提供について	188
納税義務国確認に伴う手続きのお願い	188
労済組合員のしおり	190
CO・OP 共済健康ダイヤルのご案内	192

## 商品のあらまし

### 1. 《新あいあい》を構成するもの

CO・OP生命共済《新あいあい》(以下《新あいあい》といいます。)は、全労済の個人長期生命共済事業規約(「定期生命プラン(2019)」および「定期医療プラン(2019)」)にもとづき構成したCO・OP専用商品です。そのため、全労済が実施している「定期生命プラン(2019)」および「定期医療プラン(2019)」とは一部お取扱いが異なります。

《新あいあい》に該当する個人長期生命共済	
《新あいあい》基本契約	定期生命プラン(2019)
《新あいあい》医療特約(先進医療特約付)	定期医療プラン(2019)
《新あいあい》女性疾病医療特約	

《新あいあい》基本契約の契約規定は、P.26「《新あいあい》基本契約に関する取り扱い(個人長期生命共済)」以降を、《新あいあい》医療特約(先進医療特約付)、女性疾病医療特約の契約規定は、P.66「《新あいあい》医療特約(先進医療特約付)・女性疾病医療特約に関する取り扱い(個人長期生命共済)」以降をご参照ください。

#### 【共済商品】

引受団体 ・規約	規約における名称および全 労済が実施しているプラン	《新あいあい》 保障の引受内容		
全 労 済 個人長期 生命共済 事業規約	生命基本契約  リビング ニーズ 特則付	定期生命 プラン (2019)	基本契約	死亡共済金 重度障害共済金 累加死亡共済金 累加重度障害共済金 リビングニーズ共済金 満期金
	災害特約			災害死亡共済金 障害共済金
	生命基本 契約	定期医療 プラン (2019)	医療特約	死亡共済金 重度障害共済金
	疾病医療 特約			病気入院共済金 病気手術共済金 病気放射線治療共済金 入院前病気通院共済金 退院後病気通院共済金
	災害医療 特約Ⅱ			災害入院共済金 災害手術共済金 入院前灾害通院共済金 退院後灾害通院共済金 灾害放射線治療共済金 灾害通院共済金
	先進医療特約		先進医療特約	先進医療共済金
	女性疾病 医療特約		女性疾病 医療特約	女性疾病入院共済金 がん入院共済金 がん手術共済金 がん放射線治療共済金 悪性新生物診断共済金 上皮内新生物診断共済金 女性疾病退院共済金 在宅ホスピスケア共済金

※ 宣伝物の表記は、次の2(2)に準じた表記となります。

## 2. ご契約の種類について

### (1) 《新あいあい》の構成

《新あいあい》は基本契約と医療特約（先進医療特約付）、女性疾病医療特約で構成しています。

※ 「医療特約（先進医療特約付）」のみ、「女性疾病医療特約」のみで加入することはできません。

※ 「女性疾病医療特約」を付帯できるのは、「医療特約（先進医療特約付）」を付帯した女性の方（満15歳から満70歳まで新規加入ができます）となります。

### (2) 基本契約および各特約の保障内容

#### 基本契約（「定期生命プラン（2019）」）

病気や不慮の事故等による万一のとき、残されたご家族のことを考えて大型の保障設計が可能です。また、満期金は将来の生活設計にご活用いただくこともできます。

特長としては、余命6か月と診断されたときは生前保障として基本契約による死亡共済金の一部または全部を「リビングニーズ共済金」として先払いする制度があります。

（生命と満期金いずれも最低1口ずつ付帯）

保障内容		1口保障額	付帯条件等
生命	死亡・重度障害	100万円	1口（100万円）以上～20口（2,000万円）まで リビングニーズ保障付き（死亡共済金）
	災害死亡・重度障害	200万円	災害死亡・災害重度障害は死亡・重度障害の倍額保障
	災害後遺障害	4～90万円	
満期金		10万円	1口（10万円）以上～50口（500万円）まで。ただし、死亡保障額が限度

#### 医療特約（先進医療特約付）（「定期医療プラン（2019）」）

病気やケガによる入院・手術から通院や先進医療まで幅広くカバーします。日帰り入院から保障します。また、1回の入院で最高180日（通算1,000日）まで保障します。

型 保障内容	医療 3,000円型	医療 4,000円型	医療 5,000円型	医療 7,000円型
入院 (疾病・災害)	日額3,000円	日額4,000円	日額5,000円	日額7,000円
入院前通院 退院後通院 (疾病・災害)	日額900円	日額1,200円	日額1,500円	日額2,100円
手術 (疾病・災害)	外來：3万円 入院中：6万円	外來：4万円 入院中：8万円	外來：5万円 入院中：10万円	外來：7万円 入院中：14万円
放射線治療	3万円	4万円	5万円	7万円
死亡・重度障害	10万円	10万円	10万円	10万円
先進医療 (疾病・災害)	通算1,000万円（1回あたりの限度なし）			

※ 医療4,000円型は新規募集を停止しています（現行医療4,000円型の契約についてのみ引き続き医療4,000円型で更新、更改が可能です）。

※ 医療特約に付帯されている先進医療特約は全労済 個人長期共済および終身生命共済と通算して1被共済者1特約となるため、既に付帯されている場合は《新あいあい》では未付帯となります。

**女性疾病医療特約（定期医療プラン（2019））（医療特約（先進医療特約付）付帯の女性の方のみ付帯でき、医療特約（先進医療特約付）と同型のみ付帯が可能です。）**

女性疾病やがんによる入院等の保障をしますので、幅広い保障設計ができます。

型 保障内容	医療 3,000円型	医療 4,000円型	医療 5,000円型	医療 7,000円型
女性 疾病 入院	日額 1,500円	日額 2,000円	日額 2,500円	日額 3,500円
がん 入院	日額 3,000円	日額 4,000円	日額 5,000円	日額 7,000円
がん 手術	がん：6万円	がん：8万円	がん：10万円	がん：14万円
がん 放射線治療	がん：3万円	がん：4万円	がん：5万円	がん：7万円
がん診断 悪性 新生物 上皮内新生物	30万円 30万円	40万円 40万円	50万円 50万円	70万円 70万円
女性疾病・がん退院	1.5万円	2万円	2.5万円	3.5万円
在宅療養	日額 1,500円	日額 2,000円	日額 2,500円	日額 3,500円

## ご契約に際して

### 1. 契約者になれる方

《新あいあい》の契約者になれる方は、《新あいあい》を取り扱っている生協の組合員または組合員と同一世帯の方で、かつ、全労済の会員である各県労済生協の組合員である方です。ただし、未成年の方が契約者となる場合、法定代理人の同意書が必要です。

### 2. 加入できる方（被共済者になることができる方）

次の条件をすべて満たす方が加入できます（被共済者になることができます）。

- (1) 契約者との続柄が次のいずれかである方
  - ① 契約者本人
  - ② 配偶者（内縁関係にある方を含みます。ただし、契約者およびその内縁関係にある方のいずれにも婚姻の届け出のある配偶者がいない場合に限ります。以下同じです。）
  - ③ 契約者と同一生計の子、父母（継父母を含みます）、孫、兄弟姉妹、子の配偶者（嫁・婿）
  - ④ 契約者と同一生計の配偶者の子、父母（継父母を含みます）、孫、兄弟姉妹、子の配偶者（嫁・婿）
- (2) 加入申込書、「質問表」へのご回答を全労済が審査し、契約のお申し込みをお引き受けできると判断した方。なお、加入額と年齢によっては健康診断書を提出していただくことがあります。この健康診断書も審査の対象とさせていただきます。
- ※ 「質問表」へのご回答は、契約に際して、加入される方ご自身の健康状態などについて、ありのままを回答していただくものです。ご回答の内容は加入をお引き受けする際に審査の基礎となる非常に重要なものです。ご不明な点は必ずお問い合わせのうえ、正確にご回答ください。
- (3) 契約の発効日において、加入プラン・タイプごとの加入年齢の範囲の方。詳しくは、各プランの契約規定「I 一般条項 第1章 共済契約の締結 4. 被共済者の範囲」の(2)をご参照ください。

### 3. 加入できない方（被共済者になることができない方）

- (1) 続柄、年齢が「加入できる方（被共済者になることができる方）」の範囲外である方
- (2) 発効日において次の職業に従事されている方
- ① 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業の方
  - ② テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業の方
- (3) お申し込み時点ですでに要介護状態となっている方（介護保障特約）
- (4) 加入申込書、「質問表」へのご回答または健康診断書にもとづいて健康状態を全労済が審査し、契約のお申し込みをお引き受けできないと判断した方

### 4. 共済金額を制限する場合について

次のいずれかに該当する場合、加入できる共済金額に制限があります。ただし、次の表に関わらず、既加入金額までは更新可能です。

#### ① 死亡共済金・入院日額の限度

加入年齢	死亡共済金額・災害死亡共済金額 (基本契約)	入院日額 (医療特約)
満0歳～満14歳	各々 500万円	7,000円
満15歳～満60歳	各々 2,000万円	
満61歳～満70歳	各々 500万円	

#### ② 共済金額を制限する職業の方の死亡共済金・入院日額の限度

ア. 共済金額を制限する職業とは下記に該当する職業をいいます。

区分	共済金額を制限する職業・職種名
A	・競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者 ・潜水、潜函、サルベージ、その他これらに類する職業 ・坑内、隧道内作業に従事される方 ・近海または遠洋漁業の船舶乗組員 ・1,000トン未満の船舶乗組員
B	・警察官、海上保安官その他これらに類する職業 ・自衛官（防衛大学校生を含みます）
C	・ハイヤー、タクシー運転手

イ. 共済金額を制限する職業の方の限度額

区分	加入年齢	死亡共済金額・災害死亡共済金額 (基本契約)	入院日額 (医療特約)
A	満0歳～満70歳	各々 500万円	5,000円
B	満0歳～満70歳	各々 500万円	
C	満0歳～満14歳	各々 500万円	
	満15歳～満60歳	各々 1,500万円	
	満61歳～満70歳	各々 500万円	

#### ③ 重度障がい状態の方の死亡共済金・入院日額の限度

加入年齢	死亡共済金額・災害死亡共済金額 (基本契約)	入院日額 (医療特約)
満0歳～満14歳	各々 200万円	5,000円
満15歳～満70歳	各々 500万円	

※ 重度障害とは、両眼を失明された状態、両下肢の用を全廢された状態など、P.146 全労済所定の「身体障害等級別支払割合表」の1級、2級、3級の②③④に該当する100%の重度の障害をいいます（以下同様です）。

#### ④ 満期金の限度額

死亡共済金額と同額以内で500万円までが限度です。

## 5. 全労済の他の共済にご加入の場合

《新あいあい》は全労済の個人長期生命共済で構成している関係上、《新あいあい》と全労済の他の商品双方に加入される場合には、双方の共済契約を通算して加入限度が設定されます。詳細については後述の契約規定にてご確認ください。

## 6. 告知義務について

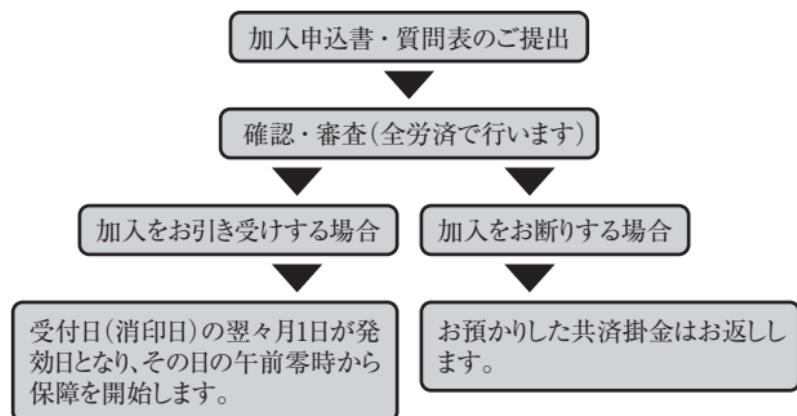
共済は大勢の方が共済掛金を出しあって、相互に助け合う制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事されている方などが無条件で契約されますと、ご加入者間の公平性が保たれません。

そこでご契約に際して、契約者や被共済者の方には、過去の病歴（病名や治療期間など）、現在の健康状態や身体の障がい状態、ご職業などについて、正しく告知していただく義務があります。質問表には過去の病歴（病名、治療期間など）など、全労済がおたずねする事柄について、ありのままを正しく告知してください。

告知していただいた内容が不充分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。告知していただく内容は、質問表に質問事項として記載してあります。もし、故意または重大な過失によって、事実を告知していただけなかったり、事実と違うことを告知されると、全労済は「告知義務違反」としてご契約を解除することができます。この場合には、たとえ共済事由が発生していても、共済金をお支払いすることはできません。

## 7. お申し込みから契約の発効まで

全労済が加入の申し込みを承諾したときは、申込日に契約が成立し、契約の効力は第1回目の掛金払込予定日の翌月1日午前零時から発生します。申し込みから保障の開始（契約の効力の発生）までは次のとおりです（契約承諾のご通知は共済契約証書の発行にかえさせていただきます）。なお、申込書をご記入の際には、「申込日（告知日）」（申込書および質問表を記入された日）を必ずご記入ください。



※ ご指定の預金口座から初回共済掛金の振替ができなかったときは、申し込みは無かったものとなります。

全労済が指定する振替日までにご指定の預金口座へ払込みください。

## 8. クーリングオフについて

契約申込者または契約者（以下、「契約者等」といいます）は、すでに申し込みをした契約について、申込日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申し込みの撤回（以下、「クーリングオフ」といいます）をすることができます。

※ 申し込みのクーリングオフをする場合、契約者等は、書面に契約の種類、申込日、契約者等の氏名および住所、被共済者の氏名とともに申し込みのクーリングオフをする旨を明記し、署名・押印のうえ、ご加入の生協に提出してください。

※ 申し込みのクーリングオフがされた場合、当該契約は成立しなかったものとして、すでに初回共済掛金が払い込まれている場合は、契約者等に初回共済掛金をお返しします。

## 9. 共済期間について

共済期間は、発効日または更新日から5年です。

ただし、満74歳以上満78歳以下の方が更新される場合は満80歳までの共済期間（6年～2年）とすることができます。

## 10. 特別条件について

過去の病歴や、現在の健康状態や身体の障がい状態などにより、一定の期間、特定の部位・原因についての保障をお引き受けしないことを条件に、ご契約をお引き受けすることができます。この場合には、特別条件を付することに同意していただく書面をご提出いただきます。

## 共済金のお支払いについて

### 1. 共済金受取人について

共済金の受取人を共済金受取人といい、共済金受取人のうち被共済者の死亡を原因として支払う共済金の受取人を死亡共済金受取人といいます。

- (1) 共済金受取人は、契約者本人です。
- (2) ただし、契約者が被共済者となっている場合の死亡共済金受取人は、次の順位および順序のとおりとなります。なお、同順位の死亡共済金受取人が2人以上いるときは、代表者1名を定めていただきます。
  - ① 契約者の配偶者
  - ② 契約者の死亡当時、その収入によって生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
  - ③ 契約者の死亡当時、その収入によって生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
  - ④ 前記②に該当しない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
  - ⑤ 前記③に該当しない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (3) 契約者は、共済事由が発生するまでは、所定の書類により被共済者の同意および全労済の承諾を得て、(2)の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を(2)以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。
- (4) (3)により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約が更新または更改されたときは、共済金額を変更したときを含めて、

引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。

- (5) 死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が全労済に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払後に共済金の請求を受けても、二重には共済金は支払いません。
- (6) (3)により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たな死亡共済金受取人が指定されないとときは、(1)または(2)に規定する順位および順序によります。
- (7) 死亡共済金受取人が複数指定されている場合は、それぞれの指定受取人より持分に応じて請求していただく必要があります。

## 2. 共済金のご請求について

- (1) 共済事由が発生した場合は、速やかにその状況や程度についてご加入の生協へ連絡してください。共済金請求書等の必要書類一式を送付しますので、遅滞なく共済金を請求してください。
- (2) 必要書類はP.173～175の別表第12「各共済金等請求の提出書類」のとおりです。これらの書類が提出されないと共済金をお支払いできないことがあります。
- (3) 共済金受取人が共済事由の発生した日の翌日から請求手続きを3年間行わなかった場合には、共済金をお支払いできないことがあります。

## 3. 共済金のお支払いにあたって

- (1) 全労済は、共済金の請求を受け、必要と認めた場合には、契約者、被共済者または共済金受取人に対し、事実を確認すること、および、全労済の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができます。
- (2) 共済金をお支払いする場合は、必要な請求書類がすべて全労済に到着した日の翌日以後10営業日以内に共済金を共済金受取人にお支払いします。ただし、傷病の内容、事故発生の状況等、全労済が支払うべき共済金の額を確定するために調査を必要とする場合を除きます。
- (3) 共済金の請求時に未払込共済掛金があるときには、共済金から未払込共済掛金を差し引いて共済金をお支払いできる場合がありますので、全労済にご相談ください。なお、未払込共済掛金が共済金を上回る場合には共済金をお支払いすることはできません。

## 4. 共済金等を確実にご請求いただくために（代理請求について）

- (1) 契約者が共済金等<sup>(※1)</sup>を請求できない特別な事情<sup>(※2)</sup>がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人（指定代理請求人）が共済金等を請求することができます。

※1 共済金等の名称は問いません。また、返戻金、割り戻し金および共済掛金の返還を含みます。

※2 契約者が共済金等を請求できない特別な事情とは、次のような場合をいいます。

- ① 共済金等の請求を行う意思表示が困難であると全労済が認めたとき。
  - ② 治療上の都合により、全労済が認める傷病名について告知を受けていないとき、または余命の告知を受けていないとき。
  - ③ その他①および②に準じる状態であると全労済が認めたとき。
- (2) 契約者は、次の範囲から1名に限り、指定代理請求人を指定または変更することができます。
    - ① 契約者の配偶者

② 契約者の直系血族

③ 契約者の兄弟姉妹

④ 契約者と同居し、または契約者と生計を一にする契約者の3親等内の親族

※ 指定代理請求人は、共済金の請求時にも前記の範囲内でなければなりません。

(3) この会は、(2)の規定により、指定代理請求人の指定または変更がされている場合において、その後共済契約が更新または更改されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一内容による指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。なお、契約者を変更する場合は、改めて指定することが必要です。

(4) 指定代理請求人が指定されていないとき、共済金請求時に指定代理請求人が規定の範囲外であるとき、または指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情（共済金等の請求を行う意思表示が困難であると全労済が認めたとき。以下、この項目において同じです）があるときには、契約者の代理人となりうる方（代理請求人）が共済金等を請求することができます。

代理請求人となる方は、共済金の請求時において次の①または②のいずれかに該当する方です。

① 契約者と同居し、または契約者と生計を一にする契約者の配偶者

② ①に規定する人がいない場合、または①に規定する人に共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者と同居し、または契約者と生計を一にする契約者の3親等内の親族

(5) (1)から(3)までの規定にかかわらず、つぎの①から③のいずれかに該当する場合には、指定代理請求人または代理請求人は共済金等を請求することができません。

① 契約者の代理人に、共済金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき。

② 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済事故を生じさせたとき。

③ 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、契約者を(1)の①または③の状態に該当させたとき。

(6) この会は、(1)から(4)までの規定により共済金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複して当該共済金等の請求を受けても、共済金等を支払いません。

詳しくは、各プランの契約規定「I 一般条項 第1章 共済契約の締結 6. 指定代理請求人」および「第4章 共済金等の請求、支払時期および支払場所 2. 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求」をご参照ください。

## 5. 天災や戦争などの非常の出来事の場合

地震、津波、噴火、その他これらに類する天災のとき、および戦争その他非常の出来事による場合には、お支払いする共済金の分割払い、繰り延べまたは減額をすることがあります。

各共済金の支払いの詳細およびご注意等については、各プランの契約規定「I 一般条項 第3章 共済金の支払い」等をご参照ください。

## 契約の終了について

### 1. 契約が無効となる場合

次の内容に該当する場合、契約は無効となります。

- (1) 被共済者が発効日にすでに死亡していたとき
  - (2) 被共済者が発効日または更新日において被共済者の範囲外であったとき
  - (3) 契約のお申し込みに際し、被共済者の同意を得ていなかったとき
  - (4) 契約者の意思によらず契約のお申し込みがされたとき
  - (5) 共済金額が加入限度をこえていたときは、そのこえた部分
  - (6) 被共済者に、すでに個人長期生命共済事業規約にもとづく先進医療特約または終身生命共済事業規約にもとづく先進医療特約が締結されている場合について、これらの特約が新たに締結されたときの当該契約。
- ※ 前記に該当する場合で、全労済が共済金、割り戻し金および返戻金を支払っていたときには返還していただきます。
- ※ 前記に該当する場合は、当該契約の共済掛金の全部または一部を契約者に返還します。

### 2. 共済金の不法取得目的により契約が無効となる場合

全労済は、契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約を無効とし、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

### 3. 詐欺等により契約が取り消しとなる場合

契約者、被共済者または共済金受取人が、申し込みの際に、詐欺または強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。

- ※ 契約が取り消しとなった場合、契約当初からの払込共済掛金はお返しません。
- ※ 共済事由が発生した後に、取り消しとなった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、返還していただきます。

### 4. 契約が解除となる場合

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- (1) 契約者または被共済者が、契約のお申し込みの際に、故意または重大な過失によって、加入申込書のうち質問事項に対する回答やその他の重要な事実を告げず、または事実でないことを告げた場合
- (2) 共済金の請求・受領に際して共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (3) 契約者、被共済者、または死亡共済金受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として共済事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (4) 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、次のいずれかに該当するとき
  - ① 反社会的勢力に該当すると認められること。
  - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
  - ④ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、

またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(5) 他の共済契約や保険契約との重複加入によって、共済金額等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします）の合計額が著しく過大となって共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

(6) (2)から(5)の他、全労済が契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由があるとき

契約の解除は契約者に対する通知により行います。ただし、契約者の所在不明、死亡その他の理由で契約者に通知できない場合は、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行います。契約の解除が共済事由発生ののちに行われたときであっても、共済金はお支払いできません。すでに共済金をお支払いしていたときは、返還していただきます。ただし、(1)の場合で、契約者または共済金受取人が、被共済者の共済事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合を除きます。(1)の場合で、全労済が解除の原因を知ったときから1ヵ月以内に契約を解除しなかった場合、または全労済が契約の申し込みの承諾を契約者等に通知してから5年を経過したときには、全労済が契約を解除する権利は消滅します。

※ 当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合には、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※ 契約が解除された場合、解約返戻金相当額を支払います。当該契約の払込共済掛金は返還しません。

## 5. 契約を解約する場合

契約は契約者とご家族にとっての大切な財産となりますので、ぜひご継続ください。

やむをえず解約される場合には、所定の書面で手続きをしてください。解約返戻金\*がある場合には経過年月（1ヵ月単位に切り上げます。日割り計算は行いません）に応じた金額をお支払いします。

※ 解約返戻金について

解約返戻金の額は契約年齢、性別、経過年月などによって異なります。詳しくは、ご加入の生協までお問い合わせいただき解約返戻金目安表にてご確認ください。契約者に払い込んでいただいた共済掛金は、預貯金のようにそのまま積み立てられるのではなく、一部は年々の共済金の支払いや共済の運営に必要な経費に充てられるため、解約返戻金は、共済掛金からこれらを除いた残りを基準として定めた額となります。

## 6. 契約が消滅する場合

次の場合には契約が消滅します。

＜各プラン共通＞

被共済者が死亡したとき。重度障害共済金が支払われたとき。

＜定期生命プラン、定期医療プラン＞

基本契約共済金額の全額がリビングニーズ共済金として支払われたとき。

## 7. 契約が失効する場合

共済掛金の払込みが滞り、猶予期間を過ぎても払い込んでいただけない場合には、契約が失効し以後の保障がなくなります。

※ P.17「共済掛金の払込みについて」を参照してください。

## 8. 被共済者が契約の解除を請求する場合

- (1) 被共済者が契約者以外である場合において、次のいずれかに該当する場合には、被共済者は契約者に対し、契約を解除することを求めることがあります。
- ① 契約者または共済金受取人にP.13「4. 契約が解除となる場合」(2)または(3)のいずれかの行為があったとき
- ② 契約者または共済金受取人が、P.13「4. 契約が解除となる場合」(4)に該当するとき
- ③ ①および②の他、契約者または共済金受取人が、被共済者に対する信頼を損ない、契約の継続を困難とする重大な事由を生じさせたとき
- ④ 契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他全労済が定める事由により、被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- (2) 契約者は前記(1)①から④のいずれかに該当する場合において、被共済者から契約の解除請求があったときは、全労済に対する通知により、契約を解除しなければなりません。
- (3) 被共済者は前記(1)①から④のいずれかに該当する場合で、かつ契約者が解除請求に応じないときは、全労済の定める方法により、全労済に対し契約の解除を求めることができます。
- (4) (3)の解除請求を受けた場合には、全労済は、将来に向かって契約を解除することができます。
- (5) (4)により、契約を解除された場合には、全労済は契約者の住所宛にその旨を書面により通知します。

## 9. 債権者等による解約および共済金受取人による契約の存続について

- (1) 差押債権者、破産管財人等の契約者以外で、契約の解約をすることができる方（以下「債権者等」といいます）が契約を解約する場合には、全労済が定める方法によって書面で行うものとします。
- (2) (1)の解約を行う場合には、解約の通知が全労済に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。
- (3) (1)および(2)の解約が通知された場合でも、通知の時に次の①および②のいずれも満たす共済金受取人は、契約者の同意を得て、(2)の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が全労済に到達した日に解約の効力が生じたとすれば全労済が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、全労済にその旨を通知したときは、(1)および(2)の解約はその効力を生じません。
- ① 契約者の親族、被共済者の親族または被共済者本人であること
- ② 契約者でないこと
- (4) (1)の解約の通知が全労済に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは(3)により効力が生じなくなるまでに、死亡共済金または重度障害共済金の支払事由が生じ、全労済が共済金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、(3)の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、共済金受取人に支払います。

## 契約の更新について

契約が満了になる前に、全労済から契約者に満期更新のご案内を送付しますので、お手続きをしてください。なお、更新前の契約における満期金は「満期金および割戻金請求書」にて請求手続きが必要です。

### 1. 更新の際の手続き

#### (1) 保障内容を変更しない場合

満期日の翌日を更新日として契約を自動更新します。特段のお手続きは必要ありません。

#### (2) 保障内容を変更する場合（共済金額を増額する場合、特約を付帯する場合など）

所定の更新申込書による手続きをしていただきます。この場合、初回加入の際と同様に「質問表」へのご回答や健康診断書の提出をお願いすることがあります。

### 2. 更新後契約の共済期間

更新後契約の共済期間は更新前契約の共済期間と同じ5年です。ただし、満74歳以上満78歳以下の方が更新される場合は、満80歳までの共済期間（6年～2年）をご案内いたします。

### 3. 更新後の契約について

共済掛金は更新日時点の被共済者の年齢にもとづいて計算します。

なお、更新後契約の共済掛金および保障内容等は、更新日現在における契約規定にもとづきます。

※ 全労済が、加入者として不適当であると認めた場合は契約は更新できません。

## 更新時に増額・減額した場合

ご契約の更新時に共済金額を増額または減額した場合、共済金のお支払いは次のようにになります。

### 1. 増額した場合

更新前の契約の共済金額については、当初の発効日から起算して共済金をお支払いします。増額分については、新規に加入したものとみなして共済金をお支払いします。

【例】「入院日数×5,000円」をお支払い

不慮の事故



入院

日額5,000円

日額7,000円



増額の申し込み



更新日

更新前の契約の入院日額（5,000円）については、更新日以降も同額をお支払いします。

増額された入院日額（2,000円）については、事故日が更新日より前であるためお支払いできません。

## 2. 減額した場合

共済金額（基本契約および各特約の共済金額すべてを含みます）が減額された場合には、更新日以降の共済事由にかかる共済金は減額後の共済金額にもとづいてお支払いします。

【例】(7,000円×Aの日数)+(5,000円×Bの日数)をお支払い

不慮の事故



入院

A

B

日額7,000円

日額5,000円



減額の申し込み



更新日

## 共済掛金の払込みについて

### 1. 共済掛金の払込みについて

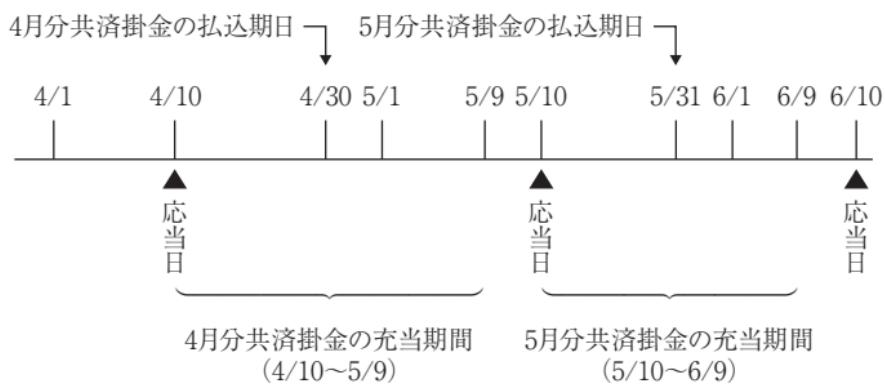
- (1) 共済掛金の払込みは月払いまたは年払いのいずれかとなります。  
※ 被共済者の年齢が71歳以上の場合、払込方法の変更はできません。
- (2) 共済掛金は、払込方法ごとに（月払いは毎月、年払いは毎年）、指定した口座に振替日（28日とします。ただしこの日が取扱金融機関等の休業日にあたる場合、翌営業日を振替日とします）の前日までに払い込んでいただきます。

(3) 払込期日までに掛金が払い込まれなかつた場合には、払込期日の翌日から3ヵ月間の払込猶予期間を設けます。

## 2. 共済掛金の払込期日と充当期間

共済掛金の払込期日は、払込方法別の発効応当日の前日の属する月の末日です。ただし、2回目以後の共済掛金については、この払込期日の翌日から3ヵ月の払込猶予期間があります。また、毎回払い込んでいただく共済掛金は、払込方法別の発効応当日からその次の払込方法別の発効応当日の前日までの期間に充当されます。

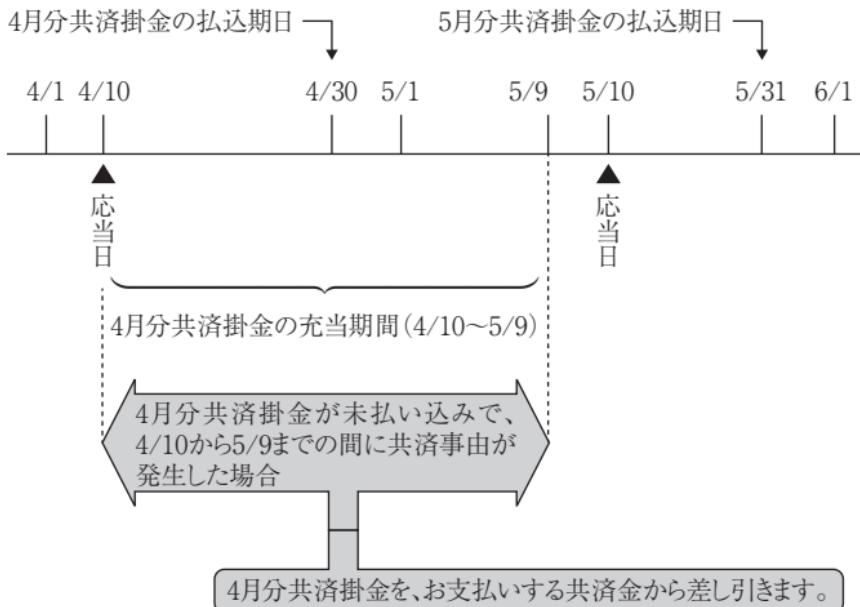
### 【例①】 月払契約で発効応当日が10日の場合



したがつて、共済事由が発生した場合の共済掛金の取り扱いは次のようになります。

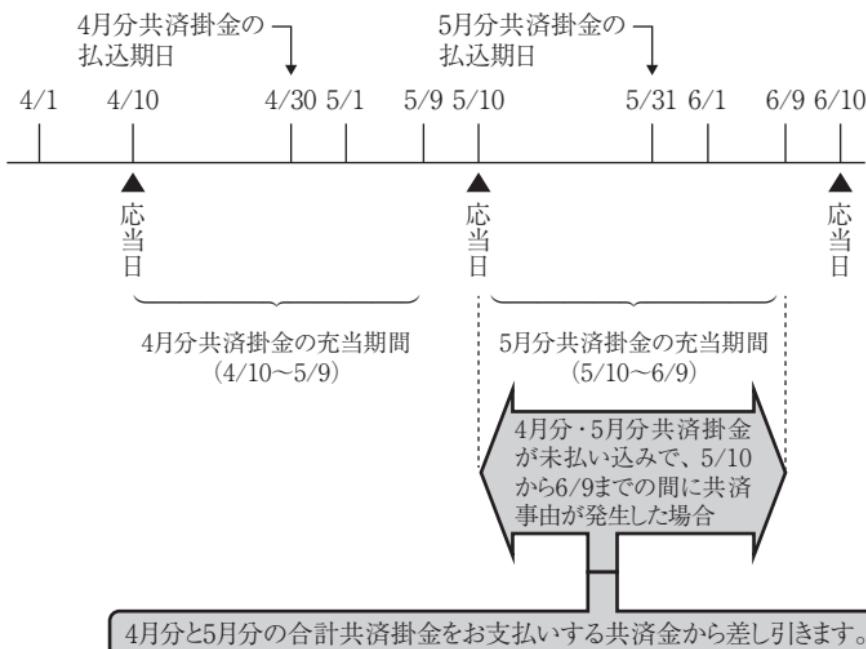
(1) 共済事由が発生した日の属する共済掛金充当期間について、共済掛金が払い込まれていない場合は、その未払込共済掛金を共済金から差し引きます。ただし、未払込共済掛金全額が共済金を上回るなどで相殺ができない場合は、未払込共済掛金の全額が払い込まれるまでは、共済金をお支払いできません。

### 【例②】月払契約で発効応当日が10日の場合



(2) また、共済掛金の払込猶予期間中に共済事由が発生し、その時点ですでに払込期日が到来している共済掛金充当期間に対応する共済掛金が払い込まれていない場合にも同様です。

### 【例③】月払契約で発効応当日が10日の場合



#### <ご注意>

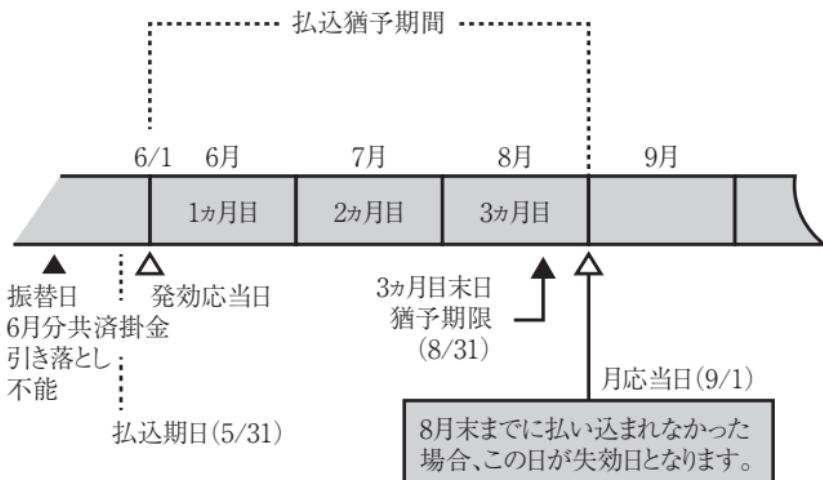
前記【例②、③】において、共済金が未払込共済掛金より不足する場合には、未払込共済掛金全額を払い込んでいただきます。

### 3. 契約の失効について

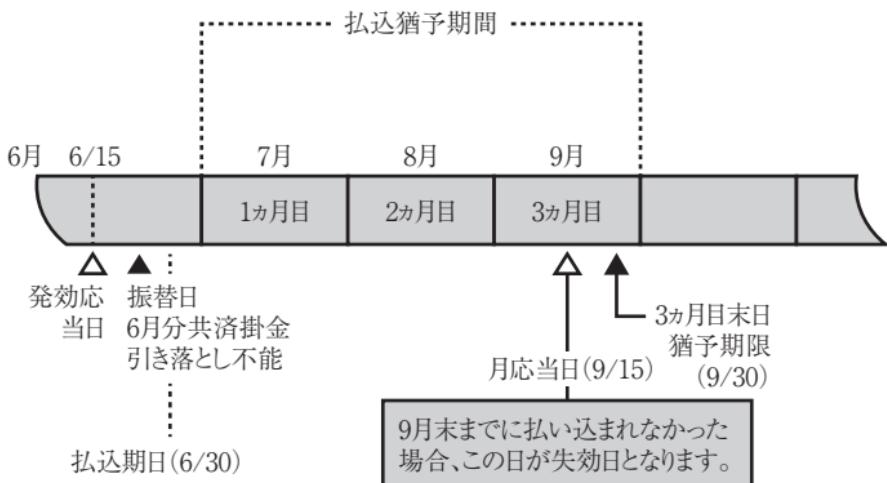
2回目以後の共済掛金の払込みについては、払込期日の翌日から3ヶ月の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に共済掛金の払込みがあれば、契約はそのまま継続となります。この期間内に共済掛金の払込みがない場合には、以下の日より契約の効力を失います。

- ① 発効日が1日の契約………共済掛金の払込猶予期間末日の翌日午前零時
- ② 発効日が1日以外の契約…共済掛金の払込猶予期間末日の属する月の発効応当日の午前零時

#### 【例①】 発効日が1日のご契約(6月分共済掛金から未払い込み)



#### 【例②】 発効日が1日以外のご契約の場合(6月共済掛金から未払い込み)



#### <ご注意>

- 契約が失効となった場合、失効日の午前零時以後は共済期間中ではありませんので、一切の保障をいたしません。
- 解約返戻金相当額（すえ置き割り戻し金がある場合は、これを加えた額）から未納共済掛金を差し引いた額をお支払いします。

#### 4. 共済掛金の払込経路について

2回目以後の共済掛金は、指定いただいた預金口座より、申込日の翌月以後から払込方法ごとに決まった日（全労済が指定した日）に預金口座振替により払い込んでいただきます。

振替日の前日までに共済掛金相当の金額を入金され、残高不足にならないようにご注意ください。

払い込まれたご契約の共済掛金につきましては、通帳への記帳をもって領収書にかえさせていただきます。

＜ご注意＞

※ 同一の指定口座から2件以上の全労済の契約（マイカー共済・年払火災共済・ねんきん共済等）の共済掛金を振り替える場合、合計金額を振り替えるものとし、一部の共済掛金のみを払い込むことはできません。

※ 共済掛金の延滞がある場合は、延滞分も同時に引き落とされます。預金残高が不足しておりますとすべての共済の共済掛金が振替不能となり、契約が失効となる場合がありますので、ご注意ください。

#### 契約の内容を一部変更する場合

##### 診療報酬点数表の変更（定期医療プラン）

医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表の改正により手術料が算定される手術、放射線治療料が算定される施術または在宅療養が算定される在宅終末期医療の種類が変更されるなど、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正が支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、支払事由を変更することがあります。この場合、共済契約者にあらかじめその旨を周知します。

#### 税金について

この取り扱いは、平成31年1月1日現在の税法にもとづくもので、今後、税法の改正により取り扱いが変更されることがあります。個別の取り扱い等については、所轄の税務署等にご確認ください。

#### 1. 共済掛金の生命保険料控除について

共済掛金払込証明書は、1月から12月までの間に共済掛金をお支払いいただいた共済契約について発行します。生命保険料控除の対象となるのは「納税する人が共済掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者※その他親族である共済契約」となりますのでご注意ください。

※ 内縁関係にある方は対象となりません。

## 2. 生命保険料控除のしくみ

### ＜各生命保険料控除の分類＞

一般生命保険料控除	生存または死亡に起因して支払う部分にかかる共済掛金 (例) 生命基本契約、災害特約 など
介護医療保険料控除	病気による入院や手術等に起因して共済金を支払う部分にかかる共済掛金 (例) 疾病医療特約、女性疾病医療特約 など
生命保険料控除対象外	身体の障害のみに起因して共済金を支払う部分にかかる共済金 (例) 災害医療特約

## 3. 控除額について

### (1) 所得税の生命保険料控除額

正味払込共済掛金額	控除金額
20,000円以下の場合	正味払込共済掛金額と同額
20,000円を超える場合	(正味払込共済掛金額 × 1/2) + 10,000円
40,000円を超える場合	(正味払込共済掛金額 × 1/4) + 20,000円
80,000円を超える場合	一律40,000円

### (2) 住民税の生命保険料控除額

正味払込共済掛金額	控除金額
12,000円以下の場合	正味払込共済掛金額と同額
12,000円を超える場合	(正味払込共済掛金額 × 1/2) + 6,000円
32,000円を超える場合	(正味払込共済掛金額 × 1/4) + 14,000円
56,000円を超える場合	一律28,000円

## 4. 生命共済掛金控除の手続き

控除を受けるには申告が必要です。全労済より「共済掛金払込証明書（生命保険料控除対象共済掛金証明書）」を発行しますので、以下の要領で申告してください。

### ○給与所得者の場合

毎年の年末調整に間に合うよう「保険料控除申告書」に「生命保険料控除対象共済掛金証明書」を添付して勤務先に提出してください。

### ○申告納税者の場合

事業所得者などの申告納税者の方は、確定申告の際、「確定申告書」に控除対象額を記入し、「生命保険料控除対象共済掛金証明書」を添付して税務署に提出し控除を受けてください。

### ＜ご注意＞

その年の正味払込共済掛金額が1契約で9,000円（法令改正で変更される場合があります）を超える場合は「生命保険料控除対象共済掛金証明書」が必要です。

月払い、年払いの場合「生命保険料控除対象共済掛金証明書」を送付いたします。

## 5. 共済金等の税法上の取り扱い

共済金は課税される場合があります。

### (1) 多額の満期金を付帯した場合で、満期時に受取る満期金と割りもどし金

の合計額が払込掛金よりも50万円以上多くなるときは、その超過分の2分の1の金額に所得税が課税されます。

払込掛金とは、5年間\*の掛金の総額です。

\* 共済期間が5年を超える場合は、5年を超える期間の掛金の総額となります。

所得税（一時所得）の課税対象額 = (満期金 + 割りもどし金 - 払込共済掛金 - 50万円) ÷ 2

満期金と割りもどし金以外にも一時所得がある場合には、それらの金額を合算して課税対象とされます。

(2) 死亡共済金には、契約の形態によって相続税、所得税などの税金がかかります。

(例) (S : 共済金 P : 当該共済期間の払込掛金)

契約者	被共済者	受取人	課税種目	課税対象金額
妻	妻	夫	相続税（保険金非課税の特典有り）	S - (500万円 × 法定相続人の人数)
妻	妻	法定相続人以外	相続税（保険金非課税の特典無し）	S（死亡共済金）
夫	妻	夫	所得税（一時所得）／住民税	(S - P - 50万円) ÷ 2 <sup>(※1)</sup>
夫	妻	子 <sup>(※2)</sup>	贈与税	S - 110万円

※1 他のCO・OP共済にも加入されている場合、契約が複数ある（例：夫を共済契約者として、被共済者を妻および子供の2つ契約している）場合も1人に対して1年間に最高50万円の控除です。

※2 子を受取人に指定した場合

## 割り戻し金について

毎年の事業年度（6月1日から翌年5月末日まで）の決算によって剩余が生じた場合には、契約者に割り戻し金としてお戻しします（5月末日現在の有効契約が対象です）。

この割り戻し金は、利息をつけて満期までえ置かせていただきます。え置き割り戻し金は、共済期間の途中に、契約者からのご請求にもとづきお支払いすることもできます。

## 契約者の変更（契約の権利義務の承継）について

- 契約者は、被共済者の同意および全労済の承諾を得て、契約の権利義務を第三者に承継させることができます。新たに契約者となる方は、承継の申し出の日において被共済者との関係がP.7「2. 加入できる方（被共済者になることができる方）」(1)に該当する方です。
- 契約者が死亡した場合、全労済の承諾を得て、①被共済者、②契約者の相続人、③第三者の順に契約の権利義務を承継できます。ただし、契約者が死亡してから6ヵ月以内に承継の手続きがなされなかった場合には、契約は

6ヶ月を経過した日の午前零時に消滅します。この場合、全労済は相続人に解約返戻金相当額を支払います。

※ (1)(2)いずれの場合も、新たに契約者となられる方には、組合員となつていただきます。

## 氏名・住所や指定口座等の変更について

次のような場合は速やかにご加入の生協へ連絡してください。

〈住所変更〉 契約者の転居などで住所の変更があった場合。

〈改姓、改名〉 契約者、被共済者および指定している死亡共済金受取人または指定代理請求人が改姓、改名された場合。

〈共済契約証書の紛失〉 共済契約証書を紛失されたり、盗難にあわれた場合。

〈共済掛金の払込経路（指定口座）の変更〉 共済掛金の払込経路や指定口座の変更を希望される場合。

〈被共済者が、加入いただける方の範囲（続柄等）に該当されなくなったとき〉

契約後に、被共済者が加入いただける方の範囲（続柄等）に該当されなくなった場合。

〈海外長期滞在〉 契約者が海外勤務、留学などにより海外に長期滞在される場合。

〈死亡共済金受取人または指定代理請求人の変更〉 契約者が死亡共済金受取人または指定代理請求人を変更される場合。

〈契約者の変更〉 契約者を変更される場合、契約者が死亡された場合。

〈ご注意〉

契約後に各種の変更が生じた場合はできるだけ早く、ご加入の生協へ連絡してください。ご連絡が遅れますと、郵便物がお手元に届かないなどご迷惑をおかけしたり、契約の効力が失われることもありますのでご注意ください。

前記の変更にあたっては次のような書類が必要です。詳しくはご加入の生協までお問い合わせください。

項目	必要書類
口座振替の口座を変更する場合	共済掛金の振替口座変更届または預金口座振替変更依頼書
住所・氏名等の変更をする場合	変更・異動届 共済契約証書
共済契約証書を紛失した場合	共済契約証書再発行願
契約者を変更する場合（契約を承継する場合）	契約者承継届 共済契約証書

## 共済期間の途中で保障内容を変更する場合

共済期間の途中で、すでに加入されている共済契約の共済金額を増額したり、特約を新たに付帯したい場合には契約の更改（一旦解約して再加入すること）ができます。ただし、この場合には新規加入と同様に加入審査があります。健康状態や職業によっては更改できないこともあります。

## 全労済の組合員

- (1) 《新あいあい》は全労済の個人長期生命共済を利用しているため、ご加入にあたっては全労済の会員である各県労済生協に加入し、組合員になることが必要です。
- (2) 《新あいあい》を解約されて、全労済から脱退される場合は、解約届とは別途、脱退届が必要になります。

## 異議申し立てについて

契約および共済金の支払いに関する決定に不服がある場合は、全労済にお申し立てください。それでも納得のいくような解決ができなかった場合は、中立的な第三者機関の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」の裁定または仲裁を利用することができます。

## 管轄裁判所

共済金等の請求等に関する訴訟については、全労済の主たる事務所の所在地または契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

## 《新あいあい》基本契約に関する取り扱い (個人長期生命共済)

《新あいあい》基本契約は個人長期生命共済事業規約にもとづく共済契約で、後述の「定期生命プラン（2019） 契約規定」の範囲内で以下のとおり取り扱います。

なお、契約規定では、「《新あいあい》基本契約」を「定期生命プラン（2019）」といいます。

No.	項目	《新あいあい》基本契約における取り扱い	契約規定の主な該当箇所
1	共済契約のタイプ	「定期生命プラン（2019）」のみとなります。	I-第1章-7. 共済契約のタイプ
2	共済期間	共済期間は5年です。ただし、満74歳から満78歳のみ満80歳までの年数で共済期間を設定できます。	I-第1章-10. 共済期間
3	生命基本契約	被共済者1人につき100万円以上2,000万円以下とします。なお、1口あたりの共済金額は100万円となります。	I-第2章-1. 生命基本契約共済金額 I-第3章-1. 共済金の支払い
4	災害特約	すべての共済契約について付帯されます。災害特約共済金額は基本契約共済金額と同額とします（基本契約2,000万円以下の部分に対して災害特約を付帯します。）。なお、1口あたりの共済金額は100万円となります。	III-2. 災害特約共済金額 III-3. 災害特約の共済金の支払い
5	災害死亡特約	取り扱っていません。	IV-2. 災害死亡特約共済金額 IV-3. 災害死亡特約の共済金の支払い
6	共済掛金の払込方法	月払、年払のみとなります。一時払、半年払は取り扱っていません。なお、被共済者の年齢が71歳以上の場合、払込方法の変更はできません。	I-第5章-1. 共済掛金の払込み I-第8章-5. 共済掛金の払込方法の変更
7	満期共済金条項	すべての共済契約について付帯されます。	II 満期共済金条項
8	転換特則I	取り扱っていません。	V 転換特則I条項

No.	項目	《新あいあい》基本契約における取り扱い	契約規定の主な該当箇所
9	移行特則	取り扱っていません。 ※この契約規定で定めている 移行は、全労済の他の事業 規約から当該事業規約への 移行を指しており、《あいあ い》から《新あいあい》へ の移行に対する規定ではあ りません。	VI 移行特則条項
10	共済金据置 特則	取り扱っていません。	VII 共済金据置特則条 項
11	リビング ニーズ特則	すべての共済契約について付 帯されます。	VIII リビングニーズ特則 条項
12	掛金口座振 替特則	すべての共済契約について付 帯されます。	I - 第5章-2. 共済掛 金の払込場所 IX 掛金口座振替特則 条項
13	クレジット カード払特 則	取り扱っていません。	I - 第5章-2. 共済掛 金の払込場所 X クレジットカード払 特則条項
14	インター ネット特則	取り扱っていません。	I - 第1章-8. 共済契 約の申込みと成立 XI インターネット特則 条項
15	掛金建特則	取り扱っていません。	XII 掛金建特則条項

# 定期生命プラン（2019）

## 契約規定

### 目 次

I	一般条項	29
第1章	共済契約の締結	29
第2章	共済金額	36
第3章	共済金の支払い	37
第4章	共済金等の請求、支払時期および支払場所	38
第5章	共済掛金の払込み	40
第6章	共済掛金払込みの猶予期間および共済契約の失効	41
第7章	共済契約の取消し、無効、解除および消滅	41
第8章	共済契約の変更	46
第9章	契約者割りもどし金	48
第10章	雑則	49
II	満期共済金条項	50
III	災害特約条項	51
IV	災害死亡特約条項	53
V	転換特則 I 条項	55
VI	移行特則条項	57
VII	共済金据置特則条項	59
VIII	リビングニーズ特則条項	59
IX	掛金口座振替特則条項	61
X	クレジットカード払特則条項	63
XI	インターネット特則条項	64
XII	掛金建特則条項	65

#### ▲ご注意▲

《新あいあい》において一部取り扱いがない規定等がございますので、「《新あいあい》基本契約に関する取り扱い（P.26）」も併せてご参照ください。

# 定期生命プラン（2019）

## 契約規定

「ご契約のしおり」に記載されたこの契約規定は、個人長期生命共済事業規約にもとづき、共済契約の内容となるべき重要な事項を定めたものです。定期生命プラン（2019）の共済契約について、ご加入からお支払いまでの大切な事柄を記載していますので、ご一読いただき、共済契約証書とともに大切に保管していただきますよう、お願ひいたします。

この契約規定は2019年8月1日以後に発効する共済契約から適用します。

### 趣 旨

被共済者が共済期間中に疾病あるいは不慮の事故等により死亡した場合を中心に、所定の共済金等をお支払いすることを主な内容としたものです。

### I 一般条項

#### 第1章 共済契約の締結

##### 1. 共済契約の締結

定期生命プラン（2019）の共済契約の契約内容は、この契約規定によります。

##### 2. 定 義

この契約規定において使用する用語の定義は、つぎのとおりとします。

用 語	定 義
共済契約者	全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する人をいいます。
被共済者	共済の対象として、その生死等が共済事故とされる人をいいます。
共済金受取人	共済事故が発生した場合に、この会に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる人をいいます。また、共済金受取人のうち、被共済者の死亡を原因として支払われる共済金の受取人を「死亡共済金受取人」といいます。
指定代理請求人	共済契約者が共済金等（いかなる名称であるかを問いません。また、返戻金、契約者割りもどし金および共済掛金の返還を含みます。以下同じです。）を請求できない特別な事情がある場合に、共済契約者が受け取ることとなる共済金等の代理請求を行うことができる人として、あらかじめ指定された人をいいます。
代理請求人	共済契約者および指定代理請求人が共済金等を請求できない場合に、共済金等の代理請求をできる人をいいます。

用語	定義
共済契約の発効日	申し込まれた共済契約の保障が開始される日をいいます。
共済契約の更新日	共済契約の共済期間が満了したときに従来の契約に代えて、新たな共済契約の保障が開始される日をいいます。
発効応当日	共済契約の発効日または更新日に対応する日をいいます。
払込方法別応当日	共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、半年ごとまたは1月ごとの共済契約の発効日または更新日に対応する日をいいます。
共済契約証書	共済契約の成立および内容を証するため、共済契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいいます。
共済事故（支払事由）	共済金等が支払われる事由をいいます。
身体障害・重度障害	「身体障害」とは、別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定するものをいいます。「重度障害」とは、同表の第1級、第2級および第3級の2、3、4のいずれかの身体障害の状態その他この会が認めるものをいいます。なお、「重度障害」および「身体障害」の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号。（以下「施行規則」といいます。））第14条（障害等級等）に準じて行います。
不慮の事故等	別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に規定する不慮の事故およびこの会所定の感染症をいいます。
他覚症状	神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ、医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚（疼痛等）は含みません。
生計を一にする	日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。ただし、同居であることを要しません。
共済契約者の収入により生計を維持していた	共済契約者の収入により、日常の消費生活の全部または一部を営んでおり、共済契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。
共済契約の種類	この会が定める基本契約および特約により分類されるプランをいいます。
共済金額を制限する職業	別表第11「共済金額を制限する職業」に規定するものをいいます。
電磁的方法	電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第53条（電磁的方法）第1項第1号にもとづくものをいいます。

用語	定義
反社会的勢力	暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
契約者割りもどし金	個人長期生命共済事業規約にもとづき、毎事業年度の決算により、剩余金が生じた場合に、共済契約者に還元するものをいいます。
基本契約	共済契約のもっとも基本となる契約の部分で、特約を付帯する対象となっている主たる部分をいいます。
特約	基本契約とは別に共済金の支払いがあるように、基本契約に付帯することができるものをいいます。
特則	この契約規定の「I 一般条項」に規定されている内容と異なる要件を共済契約に付帯することができるものをいいます。
更改	共済契約者が共済期間の途中で共済契約を解約すると同時に、被共済者を同じくする共済契約を新たに申込み、解約日の翌日を発効日とする共済契約を締結することをいいます。

### 3. 共済契約者の範囲

共済契約者は、この会の会員である組合の組合員でなければなりません。

### 4. 被共済者の範囲

- (1) 被共済者となることのできる人は、共済契約の発効日または更新日において共済契約者との続柄がつぎの範囲内にある人です。
  - ① 共済契約者本人
  - ② 共済契約者の配偶者（内縁関係にある人を含みます。ただし、共済契約者または内縁関係にある人に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。）
  - ③ 共済契約者と生計を一にする、共済契約者の子、父母（継父母を含みます。以下、この項目において同じです。）、孫、兄弟姉妹および子の配偶者
  - ④ 共済契約者と生計を一にする、共済契約者の配偶者の子、父母、孫、兄弟姉妹および子の配偶者

- (2) (1)に規定する被共済者となることができる年齢は、つぎのとおりです。

- ① 共済契約の発効日において満0歳以上満71歳未満
- ② 共済契約の更新日において満79歳未満

- (3) 共済契約の発効日においてつぎの職業に従事している人は被共済者となることができません。

- ① 力士、拳闘家、プロレスラー、かるわざ師その他これらに類する職業
- ② テストパイロット、テストドライバーその他これらに類する職業
- ③ その他この会が指定する職業

### 5. 共済金受取人

- (1) 共済金受取人は共済契約者です。
- (2) (1)の規定にかかわらず、被共済者と同一人である共済契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、つぎの①から⑤のとおりとします。この場合において、共済金を受け取るべき人の順位は、つぎの①から⑤の順序により、②から⑤までの間にあっては、それぞれの項目中の順序によります。

- ① 共済契約者の配偶者

② 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

③ 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

④ ②に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

⑤ ③に該当しない共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(3) (2)の場合において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、他の死亡共済金受取人を代表します。

(4) (1)および(2)の規定にかかわらず、共済契約者は、共済事故が発生するまでは、つぎの①から④のいずれかに該当する場合に限り、この会所定の書類により被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。

なお、死亡共済金以外の共済金については、共済金受取人を指定または変更することができます。

① (2)に規定する死亡共済金受取人の順位または順序を変えるとき

② (2)の①から⑤に該当しない共済契約者の親族に指定または変更するとき

③ この会が認める金融機関等の債権保全のとき

④ その他特にこの会が認めるとき

(5) (4)の規定により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合において、つぎの①から④のいずれかに該当するときは、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとみなします。

① 共済契約を更新したとき

② 共済契約を更改したとき

③ 共済金額を減額したとき

④ 特約を解約したとき

(6) (4)の書類がこの会に到達し、この会が承諾した場合には、死亡共済金受取人の指定または変更は、共済契約者が当該書類を発した時にその効力が生じたものとします。ただし、当該書類がこの会に到達する前に指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払っていたときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、この会は共済金を支払いません。

(7) (4)および(5)の規定により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たな死亡共済金受取人が指定されない場合の死亡共済金受取人は、(1)および(2)に規定する順位および順序によります。

## 6. 指定代理請求人

(1) 指定代理請求人は、共済契約者が受け取ることとなる共済金等を請求することができます。

(2) 共済契約者は、この会所定の書類によりこの会の承諾を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。つぎの範囲から共済契約者の代理人となりうる人を1人に限り、指定してください。

① 共済契約者の配偶者

② 共済契約者の直系血族

③ 共済契約者の兄弟姉妹

④ 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族

(3) この会は、(2)の規定により、指定代理請求人の指定または変更がされている場合において、つぎの①から④のいずれかに該当するときは、引き続

き同一内容による指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。

- ① 共済契約を更新したとき
- ② 共済契約を更改したとき
- ③ 共済金額を減額したとき
- ④ 特約を解約したとき

## 7. 共済契約のタイプ

- (1) 共済契約の申込みをしようとする人（以下「共済契約申込者」といいます。）は、共済契約締結の際、定期生命プラン（2019）により契約します。
- (2) この契約規定による共済契約は、死亡共済金または重度障害共済金を支払います。

## 8. 共済契約の申込みと成立

- (1) 共済契約申込者は、共済契約申込書につきの必要事項を記載し、被共済者になる人の同意を得て、署名または記名押印のうえ、この会に提出してください。

- ① 共済契約の種類
- ② 基本契約共済金額
- ③ 特約が付されたときは、その特約の名称、共済金額および特約に規定する必要な事項
- ④ 共済期間
- ⑤ 共済掛金額
- ⑥ 共済掛金の払込方法および払込場所
- ⑦ 共済契約者の氏名、生年月日、性別および住所
- ⑧ 被共済者の氏名、生年月日、性別および共済契約者との続柄
- ⑨ 申込日
- ⑩ その他この会が必要と認めた事項

- (2) (1)の場合には、共済契約申込者または被共済者となる人は、共済事故の発生の可能性に關係のある重要な事項のうち、この会が書面で行う被共済者の健康、職業ならびにこの共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約等（以下「他の契約等」といいます。）に関する告知を求めた事項（以下「質問事項」といいます。）について、この会の指定する書面により事実を正確に告げなければなりません。

- (3) 共済契約申込者は、(1)および(2)に規定するもののほか、この会が定める基準により、この会の指定する書類を提出しなければなりません。

- (4) この会は、共済契約の申込みがあったときは、提出された共済契約申込書の内容を、この会が定める基準により審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知します。この会が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、共済契約証書の交付により行います。

- (5) 共済契約申込者または共済契約者（以下「共済契約者等」といいます。）は、「XI インターネット特則条項」に規定するインターネット特則を付帯することにより、書面の提出に代えて電磁的方法で共済契約の申込みおよび共済契約の保全（「XI インターネット特則条項」における「3. 共済契約の保全」に規定する事項をいいます。以下同じです。）の手続をすることができます（以下「インターネット扱」といいます。）。

- (6) 共済契約者等は、第1回の共済掛金に相当する金額（以下「初回掛金」といいます。）を、共済契約申込みの日から1か月以内に、この会に払い込まなければなりません。

- (7) この会が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、この会は、つきのいずれかの日の午前零時か

ら共済契約上の責任を負い、保障を開始します。

① この会が初回掛金を受け取った日の翌日

② ①の規定にかかわらず、この会が、共済契約申込書のうち質問事項に対する回答を受け取る前に初回掛金を受け取ったときは、質問事項に対する回答の受取日の翌日

③ 初回掛金を受け取ったときは、共済契約申込みの日の翌日以後の共済契約申込者が指定する任意の日

(8) (7)に規定する日を共済契約の発効日とします。

(9) (7)の③の規定により共済契約の発効日を指定した場合には、共済契約等は、初回掛金を共済契約の発効日の前日までにこの会に払い込まなければなりません。

(10) この会は、共済契約の申込みを承諾した場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回の共済掛金として充当します。

(11) この会は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還します。

## 9. 共済契約の申込みの撤回等

(1) 共済契約者等は、すでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除(以下「申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。

(2) 共済契約の申込みの撤回等をするときは、共済契約者等は、書面につきの必要事項および申込みの撤回等をする旨を明記し、署名押印のうえ、この会に提出しなければなりません。

① 共済契約の種類

② 申込日

③ 共済契約者等の氏名および住所

④ 被共済者の氏名

(3) 共済契約の申込みの撤回等がされた場合には、当該共済契約は成立しなかったものとします。また、すでに初回掛金が払い込まれているときには、この会は、共済契約者等に初回掛金を返還します。

## 10. 共済期間

(1) 共済期間は、共済契約の発効日または更新日から2年以上の範囲で1年単位とし、最長で共済契約の発効日または更新日から被共済者の年齢が満80歳に達する日の直後に到来する共済契約の発効日または更新日の年応当日の前日までとします。

(2) (1)の共済期間を被共済者の年齢によって指定する場合は、指定した被共済者の年齢に達する日の直後に到来する年応当日の前日を共済期間の満了日とします(以下「年齢満了日」といいます。)。

(3) 生命基本契約に付帯される特約の共済期間は、生命基本契約と同一とします。

## 11. 共済契約の更新

(1) この会は、共済期間が満了する定期生命プラン(2019)について、満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示または変更の申し出がされない場合には、満了する共済契約と同一の共済金額および共済期間で、共済期間の満了日の翌日(この日を「更新日」とします。)に更新します。

ただし、つぎのいずれかに該当する場合は、更新の申し出をしていただきます。

① 共済掛金の払込方法を一時払とする共済契約を更新するとき

② 共済期間を年齢満了日で定めた共済契約を更新するとき

- (2) (1)の規定にかかわらず、更新日において、被共済者が「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外であるときは共済契約の更新はできません。
- (3) 共済制度の目的に照らして、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約を更新することが適当でないと判断されるつぎの①から⑤までのいずれかに該当する事由があるときには、この会は、共済契約の更新を拒むことができます。
- ① 被共済者が医学的な観点からみて不必要的治療を繰り返しているとき。
  - ② 被共済者が治療が必要となる程度の傷害をもたらす外力が加わったことが判然としない事故を繰り返しているとき。
  - ③ 被共済者が事故によるものであることが判然としない治療を繰り返しているとき。
  - ④ 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、この会に対して共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします。）を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
  - ⑤ その他、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損なわせる①から④までのいずれかに相当する程度の事由があると認められるとき。
- (4) (1)の規定にかかわらず、この会は、つぎの場合には、それぞれに規定する内容への変更を行い、共済契約を更新します。
- ① 更新後の共済契約の満了日時点での被共済者の年齢が満78歳をこえるときは、80歳から更新時点の満年齢を差し引いた年数を共済期間とします。
  - ② 契約規定に改正があったときは、更新日における改正後の契約規定にもとづく共済契約となります。
- (5) 共済契約者が、更新時において変更の申し出をする場合には、共済契約申込書につぎの必要事項を記載し、被共済者の同意を得て、署名または記名押印のうえ、共済契約が満了する日までにこの会に提出しなければなりません。
- ① 共済契約の種類
  - ② 基本契約共済金額
  - ③ 特約が付されたときは、その特約の名称、共済金額および特約に規定する必要な事項
  - ④ 共済期間
  - ⑤ 共済掛金額
  - ⑥ 共済掛金の払込方法および払込場所
  - ⑦ 共済契約者の氏名、生年月日、性別および住所
  - ⑧ 被共済者の氏名、生年月日、性別および共済契約者との続柄
  - ⑨ 申込日
  - ⑩ その他この会が必要と認めた事項
- (6) (5)の場合にあっては、共済契約者または被共済者は、質問事項について、この会の指定する書面により事実を正確に告げなければなりません。
- (7) 共済契約者は、(5)および(6)に規定するものほか、この会が定める基準により、この会が指定する書類を提出しなければなりません。
- (8) この会は、(5)の申し出を承諾したときには、その内容で更新し、承諾しないときには、変更の申し出はなかったものとみなします。
- (9) (1)から(8)までの規定にもとづき、この会が承諾した共済契約を、以下

「更新契約」といい、更新日時点の満年齢により共済掛金額を計算します。

(10) 更新契約の初回掛金は、更新日の前日までに、この会に払い込まなければなりません。

ただし、この会は、払込方法を一時払以外とする更新契約の初回掛金の払込期日を、更新日の前日の属する月の末日とすることがあります。

また、この会が特に認めた場合には、払込方法を一時払とする更新契約の初回掛金の払込期日を、更新日から1か月以内の日とすることができます。

(11) この会は、払込方法を一時払以外とする更新契約の初回掛金の払込みについて、(10)に規定する初回掛金の払込期日の翌日から3か月間の払込猶予期間を設けます。

(12) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災により更新契約の初回掛金の払込みが一時困難であると、この会が認める場合には、この会は、(11)に規定する払込猶予期間を延長することができます。なお、この場合には、共済掛金の払込方法を一時払とする更新契約についても、初回掛金の払込猶予期間を設けることができます。

(13) つぎのいずれかに該当する場合には、共済契約は更新されなかったものとします。

① 満了する共済契約に未払込共済掛金があったとき。

② (10)および(11)に規定する払込猶予期間内に、更新契約の初回掛金の払込みがなかったとき。

(14) この会は、(1)から(12)までの規定にもとづき共済契約の更新が行われた場合には、共済契約証書の交付により共済契約者に通知します。ただし、(2)または(3)により更新ができない場合および(8)にもとづきこの会が共済契約の変更を承諾しない場合には、満了する共済契約の満了日までに共済契約者に通知します。

## 第2章 共済金額

### 1. 生命基本契約共済金額

(1) 生命基本契約にかかる共済金額（以下「生命基本契約共済金額」といいます。）の限度は、被共済者1人につき3,000万円とします。

(2) このプランに加入することにより、当該被共済者にかかる生命基本契約共済金額が、別表第11「共済金額を制限する職業」の職業・状態ごとに定められた限度をこえる場合には、このプランに加入することはできません。

また、更新時に共済金額を変更する場合において、当該被共済者にかかる生命基本契約共済金額が、別表第11「共済金額を制限する職業」の限度および満了した契約の生命基本契約共済金額をこえるときには、共済金額を変更して更新することはできません。

(3) (1)および(2)の共済金額には、つぎのアからオの共済契約の共済金額を通算します。

ア セイめい共済（個人長期生命共済事業規約：2000年5月31日以前発効）

イ セイめい共済（個人長期生命共済事業規約：2000年6月1日以降  
2006年4月30日以前発効）

ウ 定期生命プラン総合タイプ（個人長期生命共済事業規約：2006年5月1日以降2019年7月31日以前発効）

エ 定期生命プラン（2019）（個人長期生命共済事業規約：2019年8月1日以降発効）

## 第3章 共済金の支払い

## 1. 共済金の支払い

各共済金の支払いはつぎのとおりです。

- (1) 共済金の種類、支払事由、共済金の額および支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
死亡共済金および重度障害共済金（生命基本契約）	<p>被共済者が共済期間中に、つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>(1) 死亡共済金 死亡したとき</p> <p>(2) 重度障害共済金 生命基本契約の発効日または更新日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として重度障害となったとき</p>	生命基本契約共済金額	<p>つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>(1) 死亡共済金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 被共済者が生命基本契約の発効日または更新日から1年以内に自殺したとき</li> <li>② 被共済者の犯罪行為により死亡したとき</li> <li>③ 共済金受取人が故意に被共済者を死亡させたとき。ただし、その人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。</li> <li>④ 共済契約者が故意に被共済者を死亡させたとき。(共済契約者と被共済者が同一人である場合を除きます。)</li> </ul> <p>(2) 重度障害共済金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 被共済者が生命基本契約の発効日または更新日から1年以内に自殺行為により重度障害となったとき</li> <li>② 被共済者の故意（自殺行為を除きます。）により重度障害となったとき</li> <li>③ 被共済者の犯罪行為により重度障害となったとき</li> <li>④ 共済契約者が故意に被共済者を重度障害とさせたとき（共済契約者と被共済者が同一人である場合を除きます。）</li> <li>⑤ 重度障害共済金を支払う前に死亡共済金（当該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係を問い合わせん。）の支払請求を受けたとき</li> </ul>

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
			⑥ この会が死亡共済金を支払った後に重度障害共済金（当該死亡共済金の支払いの原因となった傷病との因果関係を問いません。）の支払請求を受けたとき。

## (2) ご注意

更新契約の共済金の支払いにおいて、満了した共済契約の共済金額に相当する部分については、はじめてその共済金額により共済契約が締結されたときの発効日または更新日を起算日として、この章の規定を適用します。

## 第4章 共済金等の請求、支払時期および支払場所

### 1. 共済金等の請求、支払時期および支払場所

- (1) 共済金受取人は、被共済者について共済事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく別表第12「各共済金等請求の提出書類」に規定する請求書類をこの会に提出して、共済金を請求してください。
- (2) この会は、共済金の請求を受け、必要と認めた場合には、共済契約者、被共済者または共済金受取人に対し、事実を確認すること、および、この会の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができます。
- (3) この会は、共済金の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後10営業日以内に、この会の指定した場所で、共済金を共済金受取人に支払います。

ただし、傷病の内容、事故発生の状況、事故の原因、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他この会が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査（以下「必要な調査」といいます。）を要する場合において、この会に提出された書類だけではその確認ができないときは、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後30日以内に、必要な調査を終えて、共済金を共済金受取人に支払います。

- (4) さらに、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの①から⑧のいずれかに該当するときは、その旨をこの会が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後、①から⑧に規定する期間内（複数に該当するときは、そのうち最長の期間）に共済金を共済金受取人に支払います。

①	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき	60日
②	医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行う必要があるとき	
③	この会ならびに共済契約者、被共済者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき	90日
④	身体障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、身体障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行う必要があるとき	120日

⑤	弁護士法（昭和24年6月10日法律第205号）その他の法令にもとづく照会が必要なとき	180日
⑥	警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき	
⑦	日本国外で傷病が発生した等の事情により、日本国外において調査を行う必要があるとき	
⑧	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生したとき	360日

(5) この会が必要な調査を行うにあたり、つぎの①または②のいずれかに該当することにより、調査が遅延した期間については、(3)および(4)の期間に算入しないものとし、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払いません。

① 共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、もしくはこれに応じなかったとき（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）。

② 共済契約者、被共済者または共済金受取人が(2)にいう事実の確認、医師または歯科医師の診断を妨げ、もしくはこれに応じなかったとき（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）。

(6) この会は、共済掛金の返還の請求または返戻金もしくは契約者割りもどし金（以下「諸返戻金等」といいます。）の請求の原因となる事実が発生した日または必要な請求書類がすべてこの会に到着した日のいずれか遅い日の翌日以後30日以内に、この会の指定した場所で、共済契約者に支払います。

## 2. 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求

(1) 指定代理請求人が指定されている共済契約において、共済契約者が共済金等を請求できないつぎの①から③のいずれかの特別な事情がある場合には、指定代理請求人が別表第12「各共済金等請求の提出書類」に規定する書類を提出して、共済金等を請求することができます。

① 共済金等の請求を行う意思表示が困難であるとこの会が認めたとき。  
② 治療上の都合により、この会が認める傷病名について告知を受けていないとき、または余命の告知を受けていないとき。

③ その他①および②に準じる状態であるとこの会が認めたとき。

(2) (1)の共済金等の請求を行う場合、指定代理請求人は、請求時において第1章「6. 指定代理請求人」(2)に定める範囲内のいずれかの人であることを要します。

(3) 共済契約者に共済金等を請求できない(1)に定める特別な事情があり、かつ、つぎの①から③のいずれかをみたす場合には、代理請求人が別表第12「各共済金等請求の提出書類」に規定する書類を提出して、この会の承諾を得て、共済金等を請求することができます。

① 指定代理請求人が共済金等請求時に第1章「6. 指定代理請求人」(2)に定める範囲外であるとき。

② 指定代理請求人が指定されていないとき（指定代理請求人の指定が撤回されている場合、または指定代理請求人が死亡している場合を含みます。）。

③ 指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき（なお、「特別な事情」とは、共済金等の請求を行う意思表示が困難である

とこの会が認めたときをいいます。以下、(4)において同じです。)。

- (4) (3)の共済金等の請求を行う場合、代理請求人は、請求時においてつきの①または②のいずれかの人であることを要します。
- ① 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の配偶者
  - ② ①に規定する人がいない場合、または①に規定する人に共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族
- (5) (1)から(4)までの規定にかかわらず、つきの①から③のいずれかに該当する場合には、指定代理請求人または代理請求人は共済金等を請求することができません。
- ① 共済契約者の代理人に、共済金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき。
  - ② 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済事故を生じさせたとき。
  - ③ 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済契約者を(1)の①または③の状態に該当させたとき。
- (6) この会は、(1)から(5)までの規定により共済金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複して当該共済金等の請求を受けても、共済金等を支払いません。

## 第5章 共済掛金の払込み

### 1. 共済掛金の払込み

- (1) 共済掛金の払込方法は、月払、半年払、年払または一時払とします（以下、それぞれの払込方法による契約を「月払契約」「半年払契約」「年払契約」または「一時払契約」といいます。）。
- (2) 第2回以後の共済掛金は、払込方法別応当日の前日までに払い込まなければなりません。
- (3) (2)で払い込むべき共済掛金は、払込方法別応当日からその翌払込方法別応当日の前日までの期間（以下「共済掛金期間」といいます。）に対応する共済掛金とします。
- (4) この会は、(2)の規定にかかわらず、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込方法別応当日の前日の属する月の末日（以下「払込期日」といいます。）までとすることができます。
- (5) 特約の共済掛金の払込方法は、生命基本契約と同一とし、特約の共済掛金は生命基本契約の共済掛金と同時に払い込まなければなりません。
- (6) 共済掛金がその払込方法別応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに共済掛金の払込みを要しなくなった場合には、この会は、その払い込まれた共済掛金を共済契約者に返還します。

### 2. 共済掛金の払込場所

- (1) 共済掛金は、この会の事務所またはこの会の指定する場所に払い込まなければなりません。
- (2) 共済契約者等は、「IX 掛金口座振替特則条項」に規定する掛金口座振替特則を付帯することにより、当該共済契約の共済掛金をこの会の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと（以下「口座振替扱」といいます。）ができます。
- (3) 共済契約者等は、「X クレジットカード払特則条項」に規定するクレジットカード払特則を付帯することにより、当該共済契約の初回掛金を、

指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）を通じて、当該カード会社の発行するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により、払い込むこと（以下「クレジットカード扱」といいます。）ができます。

## 第6章 共済掛金払込みの猶予期間および共済契約の失効

### 1. 共済掛金の払込猶予期間

- (1) この会は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から3か月間の払込猶予期間を設けます。
- (2) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災により第2回以後の共済掛金の払込みが一時困難であると、この会が認める場合には、この会は、(1)に規定する払込猶予期間を延長することができます。

### 2. 共済契約の失効

共済掛金の払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合は、共済契約はつぎのときに効力を失い、共済契約は消滅します。この場合、この会はその旨を共済契約者に通知し、返戻金として解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

- (1) 発効日または更新日が月の1日である共済契約については、払込猶予期間の末日の翌日の午前零時
- (2) 発効日または更新日が月の1日でない共済契約については、払込猶予期間の末日の属する月の発効応当日の午前零時

### 3. 共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い

- (1) この会は、共済掛金の払込猶予期間中に共済事故が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いて支払うこと（以下「共済金の差額支払い」といいます。）ができるものとします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、未払込共済掛金の全額が共済金の額をこえていき、または共済契約者の申し出により共済金の差額支払いを行わないときは、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払い込まなければなりません。なお、払込猶予期間中に未払込共済掛金の全額の払込みがされない場合は、この会は、共済金を支払いません。

## 第7章 共済契約の取消し、無効、解除および消滅

### 1. 詐欺等による共済契約の取消し

- (1) この会は、共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫により、共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができます。
- (2) (1)の規定による取消しは、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

### 2. 共済金の不法取得目的による無効

この会は、共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結をした場合には、その共済契約を無効とし、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

### 3. 共済契約の無効

- (1) つぎのいずれかに該当する場合には、共済契約または特約は無効とします。
  - ① 被共済者が共済契約の発効日にすでに死亡していたとき。
  - ② 被共済者が共済契約の発効日または更新日において第1章「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外であったとき。
  - ③ 生命基本契約または特約の共済金額が、「第2章 共済金額」およびⅢ～Ⅳの各特約条項に規定する最高限度をこえていたときは、そのこえた部分の共済金額に対応する共済契約。
  - ④ 共済契約の申込みに際し、被共済者の同意を得ていなかったとき。
  - ⑤ 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがされたとき。
- (2) この会は、(1)の場合において、当該共済契約にかかる共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還します。
- (3) この会は、(1)の規定により、共済契約または特約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

### 4. 共済契約の解約

- (1) 共済契約者は、いつでも将来に向かって共済契約または特約を解約することができます。ただし、生命基本契約においては満期共済金（累加死亡共済金または累加重度障害共済金を含みます。以下、この項目において同じです。）のみ解約することができます。
- (2) 解約する場合には、別表第12「各共済金等請求の提出書類」に定める所定の書類に解約の日などの必要事項を記入し、第1章「8. 共済契約の申込みと成立」(1)に規定する申込み時の印（以下「届出印」といいます。）を押して署名し、共済契約証書を添えて、この会に提出してください。
- (3) 解約の効力は、(2)の解約の日または(2)の書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日（以下この日を「解約日」といいます。）の翌日の午前零時から生じます。
- (4) (1)から(3)までの規定により、特約のみ解約した場合または満期共済金のみ解約した場合は、あらたに共済契約証書を発行します。

### 5. 債権者等による解約および共済金受取人による共済契約の存続

- (1) 差押債権者、破産管財人等の共済契約者以外で共済契約の解約をすることができる人（以下「債権者等」といいます。）が共済契約を解約する場合には、この会が定める方法により書面にて行ってください。
- (2) 「4. 共済契約の解約」の規定にかかわらず、(1)の規定による解約は、解約の通知がこの会に到達した時から1か月を経過した日に効力が生じることとします。
- (3) (1)および(2)の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの①および②を満たす共済金受取人は、共済契約者の同意を得て、(2)の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知がこの会に到達した日に解約の効力が生じたとすればこの会が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、この会にその旨を通知したときは、(1)および(2)の解約はその効力を生じないこととします。
  - ① 共済契約者もしくは被共済者の親族または被共済者本人であること
  - ② 共済契約者でないこと
- (4) (1)の解約の通知がこの会に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは(3)の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡共済金または重度障害共済金の支払事由が生じ、この会が共済金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、(3)に規定する金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、

共済金受取人に支払います。

## 6. 重大事由による共済契約の解除

- (1) この会は、つぎの①から⑤のいずれかに該当するときは、将来に向かって共済契約を解除することができます。
- ① この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
- ② 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、この会に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
- ③ 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき。
- ア 反社会的勢力に該当すると認められること。
- イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- エ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします。）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき。
- ⑤ ①から④までのいずれかに該当するほか、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。
- (2) (1)の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生ののちになされたときであっても、この会は、(1)の①から⑤に規定する事実が発生した時から解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金（死亡共済金受取人が(1)の③のみに該当した場合で、その死亡共済金受取人が共済金の一部の受取人であるときは、共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいいます。以下、この項目において同じです。）を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

## 7. 告知義務違反による共済契約の解除

- (1) 共済契約者または被共済者が、共済契約締結または共済契約者からの申し出により共済契約を変更して更新（第1章「11. 共済契約の更新」(5)から(8)までの規定による更新）した当時（以下、この項目において「共済契約締結時」といいます。）、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げた場合には、この会は、将来に向かって共済契約を解除することができます。
- (2) この会は、つぎの①から⑥のいずれかに該当する場合には、(1)の規定による共済契約を解除することができません。
- ① 共済契約締結時において、この会がその事実を知っていたとき、また

は過失により知らなかつたとき。

- ② この会のために共済契約の締結の媒介を行うことができる人（この会のために共済契約の締結の代理を行うことができる人を除きます。以下「共済媒介者」といいます。）が、共済契約者または被共済者が事実を告げることを妨げたとき。
  - ③ 共済媒介者が、共済契約者または被共済者に対し、事実を告げず、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
  - ④ 当該被共済者にかかる共済契約の発効日（更新時に契約内容の変更があった場合には更新日）から2年以内に共済事故が生じなかつたとき。ただし、発効日または更新日前に原因が生じていたことにより、共済金が支払われないときを除きます。
  - ⑤ この会が解除の原因を知つたときから解除権を1か月間行使しなかつたとき。
  - ⑥ この会が共済契約の申込みの承諾を共済契約者等に通知してから5年を経過したとき。
- (3) (2)の②および③の規定は、共済媒介者の行為がなかつたとしても共済契約者または被共済者が(1)の事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- (4) (1)の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生ののちになされたときであつても、この会は、解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができます。ただし、共済契約者または共済金受取人が、被共済者の共済事故の発生が解除の原因となつた事実によらなかつたことを証明した場合を除きます。
- (5) (1)の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

## 8. 被共済者による共済契約の解除請求

- (1) 被共済者が共済契約者以外である場合において、つぎの①から④のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対し共済契約（その被共済者にかかる部分に限ります。以下、この項目ならびに「12. 解約、解除または減額の場合の返戻金の払戻し」において同じです。）を解除することができます。
  - ① 共済契約者または共済金受取人に、「6. 重大事由による共済契約の解除」(1)の①または②のいずれかに該当する行為があつたとき。
  - ② 共済契約者または共済金受取人が、「6. 重大事由による共済契約の解除」(1)の③に該当するとき。
  - ③ ①および②のほか、共済契約者または共済金受取人が、①および②の場合と同程度に被共済者のこれらの人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。
  - ④ 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他この会が定める事由により、この共済契約の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があつたとき。
- (2) 共済契約者は、(1)の①から④のいずれかに該当する場合において、被共済者から(1)に規定する解除請求があつたときは、この会に対する通知により、共済契約を解除しなければなりません。
- (3) 被共済者は、(1)の①から④のいずれかに該当する場合で、かつ、共済契約者が解除請求に応じないときは、この会の定める方法により、この会に

対し共済契約を解除することを求めることがあります。

- (4) この会は、(3)に規定する解除請求を受けた場合は、将来に向かって共済契約を解除することができます。
- (5) (4)の規定により共済契約が解除された場合には、この会は、共済契約者の住所にあてて、その旨を書面により通知します。

## 9. 共済契約の消滅

被共済者が、死亡した場合にはそのときをもって、重度障害共済金が支払われた場合には重度障害となったときをもって、当該被共済者にかかる共済契約は消滅します。

## 10. 基本契約ならびに各特約および各特則の無効等における取扱い

- (1) 基本契約が無効、失効、解約、解除または消滅した場合は、同時に各特約および各特則も無効、失効、解約、解除または消滅します。
- (2) 各特約が無効、失効、解約、解除または消滅した場合は、同時に基本契約も無効、失効、解約、解除または消滅します。ただし、この会が特に認めた場合に限り、当該特約のみ無効、解約、解除または消滅するものとして、取り扱うことができます。

## 11. 取消しの場合の共済掛金の返還および共済金等の取扱い

この会は、「1. 詐欺等による共済契約の取消し」の規定により、共済契約を取り消した場合には、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

## 12. 解約、解除または減額の場合の返戻金の払戻し

- (1) この会は、「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 告知義務違反による共済契約の解除」または「8. 被共済者による共済契約の解除請求」の規定により共済契約が解約または解除された場合において、返戻金として解約返戻金または解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。
- (2) この会は、「4. 共済契約の解約」の規定により、特約のみ解約した場合には、返戻金として特約のみ解約する場合の解約返戻金を共済契約者に払い戻します。
- (3) この会は、第8章「6. 共済金額の減額」の規定により、共済契約の共済金額が減額された場合において、返戻金として減額部分に対応する解約返戻金を共済契約者に払い戻します。
- (4) (1)の規定にかかわらず、この会は、「6. 重大事由による共済契約の解除」(1)の③に該当し共済契約を解除した場合において、「6. 重大事由による共済契約の解除」(2)の規定により共済金の一部の受取人に対して共済金を支払わないときは、返戻金として支払われない共済金に対応する解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

## 13. 消滅の場合の返戻金の払戻し

- (1) この会は、「9. 共済契約の消滅」の規定により共済契約が消滅し、かつ、第3章「1. 共済金の支払い」(1)の表中「死亡共済金および重度障害共済金（生命基本契約）」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）(1)の①から③のいずれかに該当したことによって死亡共済金が支払われないときは、この会は、返戻金として責任準備金相当額を共済契約者に払い戻し、第3章「1. 共済金の支払い」(1)の表中「死亡共済金および重度障害共済金（生命基本契約）」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）(1)の④に該当したことによって死亡共済金を支払わないときは、この会は、返戻金として解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

また、共済契約が消滅し、かつ、第3章「1. 共済金の支払い」(1)の表

中「死亡共済金および重度障害共済金（生命基本契約）」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）の二つ以上に該当することによって、死亡共済金が支払われないときは、この会は、返戻金として減額部分に対応する解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

(2) (1)の規定にかかわらず、共済契約が消滅した場合であっても、第3章「1. 共済金の支払い」(1)の表中「死亡共済金および重度障害共済金（生命基本契約）」の共済金等を支払う場合の規定により死亡共済金または重度障害共済金が支払われたときには、この会は、未経過共済掛金を共済契約者に払い戻しません。

#### 14. 失効、解約、解除または消滅の場合の未払込共済掛金の精算

(1) この会は、第6章「2. 共済契約の失効」ならびにこの章の「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 告知義務違反による共済契約の解除」「8. 被共済者による共済契約の解除請求」「9. 共済契約の消滅」「12. 解約、解除または減額の場合の返戻金の払い戻し」または「13. 消滅の場合の返戻金の払い戻し」の規定により共済契約が失効し、解約され、解除され、消滅し、かつ、返戻金として解約返戻金、解約返戻金相当額または責任準備金相当額を共済契約者に払い戻す場合において、当該共済契約について未払込共済掛金があるときは、その金額を解約返戻金、解約返戻金相当額または責任準備金相当額から差し引きます。

(2) 共済契約が消滅し、かつ、共済金を共済契約者または死亡共済金受取人に支払う場合において、当該共済契約に未払込共済掛金があるときは、共済掛金の払込猶予期間中であっても、その金額を共済金から差し引きます。

(3) (1)および(2)の場合において、この会が解約返戻金、解約返戻金相当額、責任準備金相当額または共済金とともに契約者割りもどし金を支払うときは、これらの合計額から未払込共済掛金を差し引きます。

## 第8章 共済契約の変更

### 1. 共済契約による権利義務の承継

(1) 共済契約者は、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、共済契約による権利義務を第三者に承継させることができます。ただし、この場合のあらたに共済契約者となるべき第三者は、承継の申し出の日において被共済者との関係が第1章「4. 被共済者の範囲」(1)に該当する人でなければなりません。

(2) 共済契約者が死亡した場合には、被共済者がこの会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。

(3) (2)において、被共済者が承継することが困難な場合（被共済者が承継する意思のないときおよび共済契約者になることができないときをいいます。）には、死亡した共済契約者の相続人が被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。

(4) 共済契約者が死亡した場合において、(2)および(3)の規定による承継がなされなかったときは、死亡した共済契約者の相続人の同意、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、第三者が、共済契約による権利義務を承継することができます。

(5) (3)の場合において、あらたな共済契約者となる相続人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、他の相続人を代理します。

(6) (5)の場合において、代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合には、この会が相続人の1人に対して行ったことは、他の相続人に

対しても効力を生じます。

- (7) (3)の場合において、相続人が2人以上あるときには、各相続人は連帶してその共済契約の義務を負うものとします。
- (8) 共済契約者が死亡してから6か月以内に(2)から(4)までの規定による承継の手続がなされなかった場合には、その共済契約（更新された場合は更新後の共済契約）は、当該6か月を経過した日の午前零時に消滅します。この場合、この会は、相続人に解約返戻金相当額を支払います。
- (9) (1)から(4)までの規定により共済契約者になる人は、この会の会員である組合の組合員とならなければなりません。

## 2. 生年月日および性別の誤りの取扱い

- (1) 共済契約申込書に記載された被共済者の生年月日に誤りがあった場合において、被共済者が第1章「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外となるため当該共済契約が無効になるとき以外の場合は、この会は、共済契約者から提出されたこの会所定の書類に記入された正しい生年月日にもとづいて、共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に返還し、不足分は払い込んでいただきます。
- (2) 共済契約申込書に記載された被共済者の性別に誤りがあった場合は、この会は、共済契約者から提出されたこの会所定の書類に記入された正しい性別にもとづいて、共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に返還し、不足分は払い込んでいただきます。

## 3. 氏名または住所の変更

共済契約者は、つぎの事項について変更がある場合には、遅滞なくこの会の定める書式により、その旨をこの会に通知してください。

- (1) 共済契約者の氏名または住所
- (2) 被共済者の氏名
- (3) 死亡共済金受取人を指定している場合の死亡共済金受取人の氏名
- (4) 指定代理請求人を指定している場合の指定代理請求人の氏名

## 4. 共済契約関係者の続柄の異動

共済契約者は、共済期間中途において、被共済者が第1章「4. 被共済者の範囲」(1)①および(2)②に規定する共済契約者との続柄に該当しなくなつた場合には、その旨を遅滞なくこの会に通知してください。

## 5. 共済掛金の払込方法の変更

- (1) 共済契約者は、共済掛金の払込方法のうち、月払、半年払および年払について、その払込方法を変更することができます。
- (2) この変更を行う場合、共済契約者は、この会の所定の書類に必要事項を記入し、届出印を押して署名し、共済契約証書を添えて提出してください。
- (3) この変更の申込みがあった場合、この会は、申込みのあった直後の発効日または更新日の年応当日より共済掛金の払込方法を変更して扱います。

## 6. 共済金額の減額

- (1) 共済契約者は、生命基本契約の共済金額または特約の共済金額を減額することができます。ただし、生命基本契約の場合は、死亡・重度障害共済金額のみの減額および満期共済金額のみの減額（累加死亡・累加重度障害共済金額の満期共済金額と同額の減額を含みます。以下、項目において同じです。）もできるものとします。
- (2) この会は、つぎのいずれかに該当する場合は、それぞれに規定する内容で生命基本契約の共済金額の減額または特約の共済金額の減額を行うものとします。

- ① 死亡・重度障害共済金額が減額された場合で、かつ「Ⅱ 満期共済金条項」の「1. 満期共済金額」に定める基準を満たさなくなるときは、当該規定をみたすよう満期共済金額も減額されます。
- ② 死亡・重度障害共済金額が減額される場合で、かつ「Ⅲ 災害特約条項」の「2. 災害特約共済金額」に定める基準を満たさなくなるときは、当該規定をみたすよう災害特約共済金額も減額されます。
- ③ 死亡・重度障害共済金額が減額される場合で、かつ「Ⅳ 災害死亡特約条項」の「2. 災害死亡特約共済金額」に定める基準を満たさなくなるときは、当該規定をみたすよう災害死亡特約も減額されます。
- (3) (1)および(2)の規定による減額は、書面により行うものとし、その書面には減額の日を記載するものとします。
- (4) (1)から(3)までの規定により共済金額を減額する場合の減額の単位は、生命基本契約および各特約ごとにこの会が別に定めます。
- (5) (1)から(4)までの規定による共済金額の減額の効力は、(3)の減額の日または(3)の書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日（以下この項目において「減額日」といいます。）の翌日の午前零時から生じます。
- (6) (1)から(5)までの規定により共済金額を減額する場合には、この会は、その減額した分の共済金額に対応する生命基本契約または特約について、第7章「4. 共済契約の解約」の規定による生命基本契約または特約の解約が行われたものとみなします。
- (7) (1)から(6)までの規定により共済金額を減額した場合において、減額後の共済契約について、払い込むべき共済掛金があるときは、解約の効力の生じた日より共済掛金を改め、減額日の直後に到来する払込方法別応当日から適用します。
- (8) (1)および(2)の規定にかかわらず、減額後の共済金額が、この会が定める額の範囲外になるときは、減額することができません。
- (9) (1)から(8)までの規定により、共済金額の減額を行った場合は、あらたに共済契約証書を発行します。

## 第9章 契約者割りもどし金

### 1. 契約者割りもどし金

- (1) この会は、別に定める基準により、つぎのいずれかに該当する共済契約に対して、契約者割りもどし金を共済契約者に割当てます。なお、共済契約の締結に際して確定金額の割りもどしを約束するものではありません。
- ① 当該事業年度末に有効な共済契約
- ② 当該事業年度中に満期をむかえた共済契約
- (2) この会は、(1)により割り当てられた契約者割りもどし金を、別に定める方法により利息を付けて据え置きます。
- (3) この会は、共済契約者から据え置かれた契約者割りもどし金の支払いの請求があったとき、または第6章「2. 共済契約の失効」ならびに第7章「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 告知義務違反による共済契約の解除」「8. 被共済者による共済契約の解除請求」および「9. 共済契約の消滅」の規定により共済契約が失効、解約、解除、消滅または満了したときは、この会の定める方法により据え置かれた契約者割りもどし金を共済契約者に支払います。
- (4) (2)により据え置かれた契約者割りもどし金を共済期間中において請求する場合は、別表第12「各共済金等請求の提出書類」に定める所定の書類に必要事項を記入し、届出印を押して署名し、共済契約証書を添えて、こ

の会に提出してください。

## 第10章 雜 則

### 1. 契約年齢の計算

被共済者の契約年齢は、共済契約の発効日または更新日現在における満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

### 2. 期間の計算

- (1) この契約規定において月または年をもって期間をいう場合には、期間の初日を算入します。
- (2) この契約規定において月または年をもって期間をいう場合の期間の満了日は、この契約規定において、特に規定のあるときを除き、その起算日の当該応当日の前日とします。
- (3) 応当日において、該当する月に応当する日がない場合には、その月の末日を応当日とみなします。

### 3. 時 効

- (1) この会は、共済金受取人が共済事故の発生した日の翌日から起算して、共済金の請求手続を3年間行わなかった場合には、共済金を支払う義務を免れます。
- (2) この会は、共済契約者が共済掛金の返還または諸返戻金等の請求の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を3年間行わなかった場合には、共済掛金を返還する義務または諸返戻金等を払い戻す義務を免れます。
- (3) 共済金受取人は、この会が共済金の返還の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を3年間行わなかった場合には、共済金返還の義務を免れます。
- (4) 共済契約者は、この会が共済掛金または諸返戻金等の返還の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を3年間行わなかった場合には、共済掛金または諸返戻金等を返還する義務を免れます。

### 4. 事業の休止または廃止

この会は、この共済事業の全部または一部を休止し、または廃止する場合には、その理由および当該事業の休止または廃止に伴う共済契約の処理方法について、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出るものとします。

### 5. 戦争その他の非常な出来事の場合

この会は、戦争その他の非常な出来事により共済契約にかかる所定の共済金を支払うことができない場合には、総会の議決を経て共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減することができます。

### 6. 生死不明の場合

- (1) この会は、被共済者の生死が不明の場合において、つぎのいずれかに該当する場合は、被共済者が死亡したものとみなし、この会が認めた日において被共済者が死亡したものとして取り扱います。

① 被共済者が失踪宣告をうけたとき

② 船舶または航空機の危難およびその他の危難に遭った場合で、被共済者の生死が、危難の去った後、つぎの期間を経過してもわからないとき。  
ただし、つぎのそれぞれの期間が経過する前であっても、この会は、被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金、累加死亡共済金または災害死亡共済金を支払うことができます。

ア 航空機の危難の場合 30日

イ 船舶の危難の場合 3か月

ウ ア、イ以外の危難の場合 1年

- (2) (1)の規定により、この会が死亡共済金、累加死亡共済金または災害死亡共済金を支払った後に被共済者の生存が判明した場合には、共済金受取人はすでに支払われたこれらの共済金をこの会に返還しなければなりません。
- (3) (1)の規定により、共済金受取人が死亡共済金、累加死亡共済金または災害死亡共済金を受け取る場合は、当該共済金受取人は、(2)の事項を記載した書類を、この会に提出してください。

7. 管轄裁判所

この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、この会の主たる事務所の所在地または共済契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

8. 身体障害等級別支払割合表の変更

- (1) 別表第1「身体障害等級別支払割合表」中の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、施行規則別表第1「障害等級表」(以下「障害等級表」といいます。)中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において効力がある同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この会が、特に必要と認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、別表第1「身体障害等級別支払割合表」を変更することができます。ただし、この場合には、この会は、共済契約者にあらかじめその旨を周知します。

9. 通知の方法

共済契約者等、被共済者または共済金受取人に対するこの会の通知は、つぎの住所に発すれば足りるものとします。

- (1) 共済契約の申込みまたは更新のときに共済契約申込書に記載された住所  
(2) 第8章「3. 氏名または住所の変更」により通知があったときは、その住所

10. 定めのない事項の取扱い

この契約規定で規定していない事項については、日本国法令にしたがいます。

## II 満期共済金条項

1. 満期共済金額

このプランの満期共済金額の限度は、基本契約共済金額または500万円のいずれか小さい額と同額とします。

2. 満期共済金条項による共済金の支払い

- (1) 満期共済金を付帯した場合には、「I 一般条項」における第3章「1. 共済金の支払い」に加えてつぎの共済金をお支払いします。

共済金の種類	共済金等を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても 共済金等を支払わない 場合 (免責事由)
満期共済金	被共済者が共済期間満了まで生存しているとき	満期共済金額	-
累加死亡共済金および累加重度障害共済金	被共済者が共済期間中に、つぎのいずれかに該当したとき ① 死亡したとき ② 生命基本契約の発効日または更新日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として重度障害となったとき	満期共済金を支払うために、発効日 (または更新日) から死亡日 (または重度障害となつた日) までに積み立てられた積立金の額	「I 一般条項」における第3章「1. 共済金の支払い」(1)の表中「死亡共済金および重度障害共済金 (生命基本契約)」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合 (免責事由) (1)の①から④までに該当した場合については、この累加死亡共済金についても、「I 一般条項」における第7章「13. 消滅の場合の返戻金の払戻し」と同様の取扱いとなります。

- (2) 「I 一般条項」における第3章「1. 共済金の支払い」(1)の表中「死亡共済金および重度障害共済金 (生命基本契約)」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合 (免責事由) (1)の①から④までに該当した場合については、この累加死亡共済金についても、「I 一般条項」における第7章「13. 消滅の場合の返戻金の払戻し」と同様の取扱いとなります。

### III 災害特約条項

#### 1. 災害特約の締結の要件

災害特約は、その申込みが、生命基本契約に付帯してなされた場合に限り締結します。

#### 2. 災害特約共済金額

- (1) 災害特約共済金額の最高限度は、被共済者1人につき2,000万円または生命基本契約の死亡・重度障害共済金額のうち、いずれか小さい金額とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、被共済者が災害特約申込みの当時または更新時の変更申込みの当時に別表第11「共済金額を制限する職業」に定める職業に従事している場合の最高限度は、同表に規定する金額とします。
- (3) 災害特約共済金額は(1)および(2)に定める最高限度内で、つぎのいずれも満たさなければなりません。
  - ① 災害特約と災害死亡特約を同時に付帯する場合には、災害特約共済金額と災害死亡特約共済金額の合計額が、死亡・重度障害共済金額以下となること。
  - ② 個人長期生命共済事業規約にもとづく共済契約と、この会の実施する終身生命共済事業規約にもとづく共済契約を重複して締結する場合には、個人長期生命共済事業規約にもとづく災害特約共済金額と終身生命共済事業規約にもとづく災害特約共済金額を合計した額が、2,000万円以下となること。

### 3. 災害特約の共済金の支払い

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
災害死亡共済金および障害共済金（災害特約）	<p>つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>(1) 災害死亡共済金 被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に死亡したとき。</p> <p>(2) 障害共済金 被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障害の状態になったとき。</p>	<p>(1) 災害死亡共済金 災害特約共済金額</p> <p>(2) 障害共済金 災害特約共済金額に、障害の程度に応じ、別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定する支払割合を乗じた金額</p>	<p>つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>① 共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。</p> <p>② 被共済者の故意または重大な過失</p> <p>③ 被共済者の犯罪行為</p> <p>④ 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑤ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑥ 被共済者の精神障害または泥酔</p> <p>⑦ 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき</p> <p>⑧ 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの</p> <p>⑨ 障害共済金（重度障害の状態となり支払われる場合に限ります。）を支払う前に災害死亡共済金の支払請求を受けたとき。</p> <p>⑩ 災害死亡共済金の支払後に障害共済金（重度障害の状態となり支払われる場合に限ります。）の支払請求が行われたとき。</p>

### 4. ご注意

- (1) 不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金額が変更された場合の災害特約共済金額は、不慮の事故等が発生した日における災害特約共済金額、被共済者が死亡した日における災害特約共済金額または被共済者が身体障害の状態になった日における災害特約共済金額のいずれか小さい金額とします。
- (2) 障害共済金
  - ① すでに身体障害のあった被共済者が同一の部位について障害の程度を加重したときは、すでにあった身体障害に関するこの会の共済金の支払いの有無にかかわらず、加重後の身体障害が該当する等級に応じた支払

割合からすでにあった身体障害が該当する等級に応じた支払割合を差し引いた支払割合によります。

② 共済期間中に身体障害の状態となっていない症状であっても、この会が別に定める場合には、共済期間中に身体障害の状態となったものとみなします。

(3) 災害特約共済金の支払いの限度

同一の不慮の事故等による災害死亡共済金および障害共済金の支払額は、通算して災害特約共済金額を限度とします。

(4) 他の障害その他の影響がある場合

この会は、被共済者が不慮の事故等により傷害をこうむり、災害特約の共済金を支払う場合において、傷害がつぎの理由により重大となったときは、別に定める基準により、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して支払います。

① すでに存在していた障害もしくは傷病の影響

② 当該事故のうちにその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは傷病の影響

③ 正当な理由がなく、被共済者が治療を行わなかったことまたは共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかったこと

(5) 事故発生のときの通知義務

被共済者について、不慮の事故等による共済事故が発生したことを知ったときは、共済契約者、被共済者または共済金受取人は、遅滞なく事故発生の状況および傷害の程度をこの会に通知してください。この通知を正当な理由なく遅延した場合または行わなかった場合には、この会は、共済契約者、被共済者または共済金受取人に損害賠償の請求をすることができる

と認められる額を差し引いて、共済金を支払うことができます。

(6) 地震その他の天災の場合

この会は、戦争その他の非常な出来事によるほか、地震、津波、噴火その他これらに類する天災により、災害特約の所定の共済金を支払うことができない場合には、総会の議決を経て災害特約の共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減をすることができます。

## IV 災害死亡特約条項

### 1. 災害死亡特約の締結の要件

災害死亡特約は、その申込みが、生命基本契約に付帯してなされた場合に限り締結します。

### 2. 災害死亡特約共済金額

(1) 災害死亡特約共済金額の最高限度は、被共済者1人につき3,000万円または生命基本契約の死亡・重度障害共済金額のうち、いずれか小さい金額とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、被共済者が災害死亡特約申込みの当時または更新時の変更申込みの当時に別表第11「共済金額を制限する職業」に定める職業に従事している場合の最高限度は、同表に規定する金額とします。

(3) 災害特約と災害死亡特約を同時に付帯する場合には、災害死亡特約共済金額は(1)および(2)に定める最高限度内で、災害特約共済金額と災害死亡特約共済金額の合計額が、死亡・重度障害共済金額以下となることを要します。

### 3. 災害死亡特約の共済金の支払い

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
災害死亡共済金および障害共済金（災害死亡特約）	<p>つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>(1) 災害死亡共済金 被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に死亡したとき。</p> <p>(2) 障害共済金 被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に重度障害となったとき。</p>	災害死亡特約共済金額	<p>つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>① 共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。</p> <p>② 被共済者の故意または重大な過失</p> <p>③ 被共済者の犯罪行為</p> <p>④ 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑤ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑥ 被共済者の精神障害または泥酔</p> <p>⑦ 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき</p> <p>⑧ 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの</p> <p>⑨ 障害共済金（重度障害の状態となり支払われる場合に限ります。）を支払う前に災害死亡共済金の支払請求を受けたとき。</p> <p>⑩ 災害死亡共済金の支払後に障害共済金（重度障害の状態となり支払われる場合に限ります。）の支払請求が行われたとき。</p>

### 4. ご注意

- (1) 不慮の事故等が発生した日以後、災害死亡特約共済金額が変更された場合の災害死亡特約共済金額は、不慮の事故等が発生した日における災害死亡特約共済金額と、被共済者が死亡した日における災害死亡特約共済金額または重度障害となった日における災害死亡特約共済金額のいずれか小さい金額とします。
- (2) 他の障害その他の影響がある場合  
この会は、被共済者が不慮の事故等により傷害をこうむり、災害死亡特約の共済金を支払う場合において、傷害がつぎの理由により重大となったときは、別に定める基準により、その影響がなかった場合に相当する共済

金の額を決定して支払います。

- ① すでに存在していた障害もしくは傷病の影響
- ② 当該事故ののちにその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは傷病の影響
- ③ 正当な理由がなく、被共済者が治療を行わなかったことまたは共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかったこと

(3) 事故発生のときの通知義務

被共済者について、不慮の事故等による共済事故が発生したことを知ったときは、共済契約者、被共済者または共済金受取人は、遅滞なく事故発生の状況および傷害の程度をこの会に通知してください。この通知を正当な理由なく遅延した場合または行わなかった場合には、この会は、共済契約者、被共済者または共済金受取人に損害賠償の請求をすることができる」と認められる額を差し引いて、共済金を支払うことができます。

(4) 地震その他の天災の場合

この会は、戦争その他の非常な出来事によるほか、地震、津波、噴火その他これらに類する天災により、災害死亡特約の所定の共済金を支払うことができない場合には、総会の議決を経て災害死亡特約の共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減をすることができます。

## V 転換特則 I 条項

### 1. 転換特則 I の適用

- (1) この特則は、すでにこの会の実施する団体定期生命共済事業規約にもとづく共済契約（以下、この特則条項において「団体生命共済契約」といいます。）および新団体年金共済事業規約にもとづく共済契約（以下、この特則条項において「新団体年金共済契約」といいます。）のいずれも締している場合において、共済契約者の退職により団体生命共済契約を継続できないとき等に、新団体年金共済契約を同事業規約の共済契約転換特則による被転換契約として、この契約規定により被共済者を同一とする共済契約を締結する場合（以下、この特則条項において「契約転換」といいます。）に適用します。
- (2) この特則条項において、新団体年金共済事業規約にもとづく被転換契約を、以下、この特則条項において「転換前契約」といいます。
- (3) この特則条項において、契約転換により締結された共済契約のうち、この特則条項が付帯された共済契約を、以下「転換後契約」といいます。
- (4) (3)により転換後契約とする定期生命プラン（2019）には、災害特約および災害死亡特約は付帯できません。
- (5) この特則条項において、転換後契約の発効日を、以下「転換日」といいます。

### 2. 転換特則 I の締結

- (1) この特則は、共済契約者から申し出があったときに限り、被共済者になる人の同意およびこの会の承諾を得て、付帯することができます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、転換日において、共済契約者および被共済者の統柄が「I 一般条項」における第1章「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外となっている共済契約は、契約転換をすることはできません。
- (3) 共済契約者がこの特則による扱いの申し出をする場合は、この会が定める方法による申し出をしなければなりません。

### 3. 転換特則Ⅰによる転換後契約の共済金額

この特則により転換することのできる転換後契約のプランごとの共済金額は、別に定めます。

### 4. 転換特則Ⅰを付帯した共済契約の払込方法

この特則を付帯した共済契約の共済掛金の払込方法は、一時払とします。

### 5. 転換後契約の死亡共済金の支払い

「I 一般条項」における第3章「1. 共済金の支払い」(1)の表中「死亡共済金および重度障害共済金（生命基本契約）」の共済金の額の規定にかかわらず、被共済者が、転換日においてすでに発病していた疾病またはすでに発生していた不慮の事故その他の外因を原因として、転換日から2年以内に死亡した場合において、団体生命共済契約の発効日から起算した転換日までの期間（以下「経過期間」といいます。）がつぎの(1)から(3)のいずれかに該当するときは、死亡共済金の額はそれぞれに規定する金額とします。

#### (1) 経過期間が1年未満であるとき

生命基本契約共済金額の100分の50に相当する金額

#### (2) 経過期間が1年以上3年未満であるとき

生命基本契約共済金額の100分の60に相当する金額

#### (3) 経過期間が3年以上5年未満であるとき

生命基本契約共済金額の100分の70に相当する金額

### 6. 転換後契約の重度障害共済金の支払い

(1) 「I 一般条項」における第3章「1. 共済金の支払い」(1)の表中「死亡共済金および重度障害共済金（生命基本契約）」の共済金の額の規定にかかわらず、被共済者が、転換日前に生じた傷害または発病した疾病を原因として、転換後契約の共済期間中に重度障害となった場合には、その重度障害は、転換日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因とした重度障害とみなします。

(2) 転換日から2年以内に、(1)で規定する重度障害となった場合で、経過期間がつぎの①から③のいずれかに該当するときは、重度障害共済金の額はそれぞれに規定する金額とします。

#### ① 経過期間が1年未満であるとき

生命基本契約共済金額の100分の50に相当する金額

#### ② 経過期間が1年以上3年未満であるとき

生命基本契約共済金額の100分の60に相当する金額

#### ③ 経過期間が3年以上5年未満であるとき

生命基本契約共済金額の100分の70に相当する金額

### 7. 転換後契約における死亡共済金受取人

転換前契約において死亡共済金受取人が指定または変更されていた場合には、契約転換により共済金額が変更されたときを含めて、転換後契約においても引き続き同一内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとみなします。

### 8. 転換前契約が終了した場合の取扱い

この会は、転換前契約が取り消しとなり、無効となり、失効し、解除され、または消滅した場合には、当該転換後契約は無効とし、契約転換はなされなかったものとして取り扱います。

## VI 移行特則条項

### 1. 移行特則の適用

- (1) この特則は、すでに締結されているこの会の実施することも定期生命共済事業規約、個人定期生命共済事業規約または団体定期生命共済事業規約にもとづく共済契約において、共済契約者の退職により共済契約を同一の内容で継続することができない場合などに、この契約規定により被共済者を同一人とする共済契約を締結するとき（以下、この条項において「移行」といいます。）に適用します。
- (2) この特則条項において、(1)のことも定期生命共済事業規約、個人定期生命共済事業規約または団体定期生命共済事業規約にもとづく共済契約を、以下「移行前契約」といいます。
- (3) この特則条項において、移行により締結された共済契約を、以下「移行後契約」といいます。

### 2. 移行特則の締結

- (1) この特則は、つぎの①から⑤のいずれかに該当する場合であり、かつ、共済契約者から申し出があった場合に限り、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、付帯することができます。
  - ① 団体定期生命共済事業規約にもとづく共済契約（以下「団体生命共済契約」といいます。）の共済期間中に共済契約者が退職したとき。
  - ② 団体生命共済契約において、団体の共済契約者の人数が減少することにより、共済契約が解除されたとき。
  - ③ こども定期生命共済事業規約にもとづく共済契約および団体生命共済契約の被共済者（ただし、共済契約者と生計を一にする共済契約者の子または共済契約者と生計を一にする共済契約者の配偶者の子に限ります。）の年齢が、これらの事業規約で定める被共済者の範囲外となったとき。
  - ④ 個人定期生命共済事業規約にもとづく共済契約の満了時において、その共済契約を更新しないとき、または共済期間の中途において、その共済契約を解約するとき。
  - ⑤ その他、この会が定める事由によるとき。
- (2) (1)の規定にかかわらず、つぎの①または②のいずれかに該当する場合は、特則の締結はできません。
  - ① 被契約者が「I 一般条項」における第1章「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外となっているとき。
  - ② 移行前契約の継続期間が2年未満のとき。

### 3. 移行特則を付帯した共済契約の申込み

この特則を付帯した共済契約の申込みは、共済契約申込書に必要な事項を記載し、被共済者の同意を得て、署名または記名押印のうえ、移行前契約が「2. 移行特則の締結」(1)のいずれかの事由により、終了する日までに原則として行わなければなりません。なお、この場合には、共済契約申込者または被共済者になる人は、この会が書面で行う被共済者の健康およびこの共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の契約等に関する質問事項の回答は不要です。

### 4. 移行後契約の発効日

- (1) 移行後契約の発効日は、移行前契約の満期日または解約日の翌日の午前零時とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この会が認めた場合には、移行後契約の発効日

をこの会が定める日とすることができます。

## 5. 移行後契約のプランおよび共済金額

この特則により移行することのできる移行後契約は、移行前契約の特約の種類および共済金額に応じて決定されるものとし、移行することのできるプランごとの共済金額の限度は、別に定める基準によります。

## 6. 移行後契約の共済金の支払い

(1) この特則を付帯した共済契約の生命基本契約において、被共済者が、移行後契約の発効日前に受傷した傷害または発病した疾病を原因として、移行後契約の共済期間中に重度障害となった場合には、移行前契約の基本契約の発効日または更新日をこの特則を付帯した共済契約の生命基本契約の発効日または更新日として取り扱います。

(2) この特則を付帯した共済契約の生命基本契約において、被共済者が、移行後契約の発効日から1年以内に自殺または自殺行為を行った場合には、移行前契約の基本契約の発効日または更新日から1年以内をこの特則を付帯した共済契約の生命基本契約の発効日または更新日から1年以内として取り扱います。

(3) この特則を付帯した共済契約の災害特約および災害死亡特約において、被共済者が、移行前契約の共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に死亡し、または身体障害の状態となった場合には、その死亡または身体障害は、移行後契約の共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因とした死亡または身体障害（災害死亡特約から災害特約に移行した場合においては、重度障害に相当する身体障害に限る。）とみなします。

(4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、この会は、移行前契約で共済金が支払われる場合には、移行後契約からは共済金を支払いません。

(5) (1)の規定は、移行後契約のうち、移行前契約の基本契約の共済金額に相当する部分にのみ適用します。

(6) (3)の場合において、不慮の事故等または不慮の事故が発生した時点の共済金額と移行後契約の共済金額が異なるときには、共済金の支払額は、不慮の事故等もしくは不慮の事故が発生した時点の共済金額または移行後契約の共済金額のいずれか小さい金額により計算します。

## 7. 移行後契約の通算限度

移行前契約において、この会が障害共済金または災害障害共済金を支払った場合には、その支払額を「Ⅲ 災害特約条項」における「4. ご注意」(3)の災害特約共済金の限度に算入します。

## 8. 移行後契約における死亡共済金受取人および指定代理請求人

移行前契約において死亡共済金受取人または指定代理請求人が指定または変更されていた場合には、移行により共済金額が変更されたときを含めて、移行後契約においても引き続き同一内容による死亡共済金受取人または指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。

## 9. 移行前契約が終了した場合の取扱い

この会は、移行前契約が取り消しとなり、無効となり、失効し、解除され、または消滅した場合には、当該移行後契約は無効とし、移行はなされなかつたものとして取り扱います。

## VII 共済金据置特則条項

### 1. 共済金据置特則の適用

この特則は、満期共済金を共済期間の満了日から起算して1年以内を限度に据え置くことを可能とするためのものです。

### 2. 共済金据置特則の締結

この特則の適用対象契約の範囲および適用方法は別に定めます。

### 3. 満期据置共済金

(1) この特則が付帯された共済契約において、満期共済金が支払われるときは、この会は、この会が別に定める利率により利息をつけて据え置きます。

(2) 据え置かれた満期共済金（以下「満期据置共済金」といいます。）の支払いはつきの①または②のいずれかの場合にそれぞれに規定する方法で支払います。

① 共済契約者から請求があったとき

満期共済金が支払われる日以後の初めての1月31日（「据置満了日」といいます。）に満期据置共済金を支払います。

② 共済契約が失効し、解約され、解除され、または消滅したとき

満期据置共済金の全額を返戻金とともに支払います。

## VIII リビングニーズ特則条項

### 1. リビングニーズ特則の適用

この特則は、共済期間中に被共済者の余命が6か月以内と判断される場合に、定期生命プラン（2019）の死亡共済金（生命基本契約）について、将来における支払いに代えて、生前にリビングニーズ共済金として支払うためのものです。

### 2. リビングニーズ特則の締結および発効

(1) この特則は、共済契約者から申し出があったときに限り、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、付帯することができます。

(2) この特則は、その申し出が共済契約の申込みと同時のときは発効日から、申し出が共済期間中のときはその申し出の翌日から成立するものとします。

(3) (1)の規定にかかわらず、この会は、つきのいずれかに該当する場合には、この特則を付帯することができません。

① 申し出の日から共済期間満了の日までの期間が1年以下のとき（更新することができる場合は除きます。）

② 申し出の日において、付帯しようとする共済契約にもとづく共済契約者、被共済者または共済金受取人の権利が第三者の権利の目的となっており、かつ、当該第三者の同意がないとき

### 3. リビングニーズ共済金

(1) この会は、共済期間中に被共済者の余命が6か月以内と判断され、かつ、つきのすべてをみたす場合に、生命基本契約の死亡・重度障害共済金額（累加死亡・累加重度障害共済金額を含みます。以下この条項において同じです。）のうち、共済契約者、指定代理請求人または代理請求人が請求時に指定した金額（以下「指定共済金額」といいます。）にもとづきリビングニーズ共済金を支払います。

① リビングニーズ共済金の請求に必要な書類すべてが、この会に到着し

ていること。

② リビングニーズ共済金の請求日から共済期間の満了の日まで1年をこえる期間があること（更新することができる場合は、請求日から更新後の共済期間満了の日まで1年をこえる期間があること）。

③ この会の共済契約で他にリビングニーズ共済金を請求する共済がある場合には、つぎのアからケまでの指定共済金額を通算した額が被共済者1人につき2,000万円以下であること。

ア 終身共済マインド（終身生命共済事業規約：2004年9月30日以前発効）

イ 終身生命プラン（終身生命共済事業規約：2004年10月1日以降2019年7月31日以前発効）

ウ 終身生命プラン（2019）（終身生命共済事業規約：2019年8月1日以降発効）

エ 定期生命プラン総合タイプ（個人長期生命共済事業規約：2006年5月1日以降2019年7月31日以前発効）

オ 定期生命300（個人長期生命共済事業規約）

カ せいめい共済（個人長期生命共済事業規約：2000年6月1日以降2006年4月30日以前発効）

キ せいめい共済（個人長期生命共済事業規約：2000年5月31日以前発効）

ク 定期生命プラン（2019）（個人長期生命共済事業規約：2019年8月1日以降発効）

ケ 定期医療プラン（2019）（個人長期生命共済事業規約：2019年8月1日以降発効）

④ 生命基本契約共済金額の一部を指定共済金額に指定する場合には、指定共済金額が100万円の整数倍であり、かつ、リビングニーズ共済金を支払った後の生命基本契約共済金額が200万円以上であること。

(2) (1)に該当する場合にはこの会は、指定共済金額から、この会が定めるところにより、請求日の翌日から6か月間の指定共済金額に対する利息および共済掛金に相当する金額を差し引いた額をリビングニーズ共済金として支払います。

(3) (1)において、共済契約者、指定代理請求人または代理請求人が生命基本契約共済金額の全額を指定共済金額として指定した場合は、同時に累加死亡・累加重度障害共済金額も指定されたものとみなして、(2)の規定を適用します。この場合、指定共済金額は、生命基本契約共済金額に、請求日から6か月後に死亡したときに支払われるべき累加死亡共済金の額を加えた額とし、請求日の翌日から6か月間の指定共済金額に対する共済掛金は、累加死亡共済掛金および満期共済掛金を含む生命基本契約共済掛金とします。

(4) この会は、被共済者が、直接であると間接であるとを問わず、生命基本契約の発効日または更新日においてすでに罹患していた疾病または受傷していた傷害を原因として、被共済者の余命が6か月以内と判断される状態となり、生命基本契約の発効日または更新日から1年以内に共済契約者、指定代理請求人または代理請求人がリビングニーズ共済金を請求したときは、リビングニーズ共済金を支払いません。

(5) 更新契約における(4)の期間の計算は、満了した共済契約の死亡・重度障害共済金額に相当する部分については、はじめて当該共済金額により共済契約が締結されたときの発効日または更新日から起算します。

(6) リビングニーズ共済金の支払は、被共済者1人につき、被共済者の一生

涯にわたり1回限りとします。

- (7) この会は、つぎの①から③のいずれかに該当する場合には、リビングニーズ共済金を支払いません。
- ① リビングニーズ共済金を支払う前に被共済者が死亡しているとき。
  - ② リビングニーズ共済金の支払請求前に、すでに重度障害共済金を支払っていたとき。
  - ③ リビングニーズ共済金を支払う前に、重度障害共済金の支払請求を受けたとき。
- (8) 生命基本契約共済金額（累加死亡共済金を含みます。）の全額が指定共済金額として指定され、リビングニーズ共済金が支払われた場合には、共済契約は請求日にさかのぼって消滅したものとみなします。
- (9) 生命基本契約共済金額の一部が指定共済金額として指定され、リビングニーズ共済金が支払われた場合には、指定共済金額に相当する生命基本契約は請求日にさかのぼって消滅します。
- (10) (9)において、生命基本契約の一部が消滅した場合には、消滅後の共済契約について払い込むべき共済掛金があるときは、消滅した日を含む共済掛金期間の翌期以後の共済掛金を改めることになります。
- (11) (9)において、生命基本契約の一部が消滅し、生命基本契約共済金額が減額された場合は、「I 一般条項」における「第2章 共済金額」およびII～IVの各条項の規定にかかわらず、共済期間の満了までの間は、満期共済金額、災害特約共済金額および災害死亡特約共済金額は、生命基本契約共済金額をこえることができます（災害特約と災害死亡特約の合計額が生命基本契約共済金額をこえる場合を含みます。）。

#### 4. リビングニーズ共済金を支払わない場合

この会は、つぎの(1)から(4)のいずれかにより被共済者の余命が6か月以内と判断される状態となったときは、リビングニーズ共済金を支払いません。

- (1) 被共済者の故意
- (2) 被共済者の犯罪行為
- (3) 共済契約者の故意
- (4) 指定代理請求人または代理請求人の故意

#### 5. リビングニーズ共済金の請求

共済契約者、指定代理請求人または代理請求人は、リビングニーズ共済金の支払請求をするときは、別表第12「各共済金等請求の提出書類」に規定する請求書類を提出してください。当該請求書類すべてがこの会に到達した日を請求日とします。

## IX 掛金口座振替特則条項

### 1. 掛金口座振替特則の適用

この特則は、共済掛金の払込みを口座振替扱とする場合に適用します。

### 2. 掛金口座振替特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができます。
  - (2) この特則を付帯するには、つぎの条件のすべてをみたさなければなりません。
- ① 共済契約者等の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、この会と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下

「取扱金融機関等」といいます。)に設置されていること。

- ② 共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの会の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

### 3. 口座振替扱による共済掛金の払込み

- (1) 初回掛金を口座振替扱により払い込む場合の初回掛金は、「I 一般条項」における第1章「8. 共済契約の申込みと成立」(6)の規定にかかわらず、この会が初回掛金をはじめて指定口座からこの会の口座に振り替えようとした日までに、指定口座から共済掛金相当額をこの会の口座に振り替えることにより払い込まれなければなりません。この場合、指定口座から初回掛金の振替ができなかったときは、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱います。
- (2) 第2回以後の共済掛金は、「I 一般条項」における第5章「1. 共済掛金の払込み」(2)および(4)の規定にかかわらず、払込期日の属する月中のこの会の定めた日(以下「振替日」といいます。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。)に、指定口座から共済掛金相当額をこの会の口座に振り替えることにより払い込まれなければなりません。
- (3) (1)および(2)の場合において、指定口座から引き落としがなされたときに、共済掛金の払込みがあったものとします。
- (4) 同一の指定口座から2件以上の共済契約(この会の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。)の共済掛金を振り替える場合には、この会は、これらの共済契約にかかる共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、この会に対して、これらの共済契約のうちの一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できません。
- (5) 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (6) この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略します。

### 4. 口座振替不能の場合の扱い

- (1) 振替日における指定口座の残高が払い込むべき共済掛金の金額にみたなかったため、第2回以後の共済掛金の払込みができなかった場合において、2回分以上の未払込共済掛金があったときは、その未払込共済掛金の全額の口座振替を行うものとします。
- (2) (1)の規定による共済掛金の口座振替が不能のときは、共済契約者は、共済掛金の払込猶予期間の満了する日までに、未払込共済掛金の全額をこの会またはこの会の指定した場所に払い込まなければなりません。

### 5. 指定口座の変更等

- (1) 共済契約者は、指定口座を同一の取扱金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している取扱金融機関等を他の取扱金融機関等に変更することができます。この場合、共済契約者は、あらかじめその旨をこの会および当該取扱金融機関等に申し出なければなりません。
- (2) 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの会および当該取扱金融機関等に申し出て、他の共済掛金の払込方法に変更しなければなりません。
- (3) 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、この会は、その旨を共済契約者に通知します。この場合、共済契約者は指定口座を他の取扱金融機関等に変更しなければなりません。

## 6. 掛金口座振替特則の消滅

つぎの(1)から(3)のいずれかに該当する場合には、この特則は消滅します。

- (1) 「2. 掛金口座振替特則の締結」(2)に規定する条件に該当しなくなったとき。
- (2) 共済契約者が「7. 振替日の変更」の規定による振替日の変更を承諾しないとき。
- (3) 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止したとき。

## 7. 振替日の変更

この会または取扱金融機関等の事情により、この会は、将来に向かって振替日を変更することができます。この場合、この会は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知します。

# X クレジットカード払特則条項

## 1. クレジットカード払特則の適用

この特則は、初回掛金の払込みをクレジットカード払扱とする場合に適用します。

## 2. クレジットカード払特則の締結

- (1) この特則は、共済契約締結の際に、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができます。
- (2) この特則を付帯するには、当該共済契約者とカード会社が会員規約等によりクレジットカードの使用を認めた人が同一でなければなりません。

## 3. 共済掛金の受領

(1) 初回掛金をクレジットカードにより払い込む場合において、この会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等を確認し（以下、「有効性等の確認」といいます。）、クレジットカードによる支払いを承諾したときには、承諾した日をこの会が初回掛金を受け取った日とみなします。

(2) (1)の場合において、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行い、この会がクレジットカードによる支払いを承諾した日から、8営業日以内にこの会に「I 一般条項」における第1章「8. 共済契約の申込みと成立」に規定する共済契約申込書が提出されないときには、当該共済契約について申込みがなかったものとします。

(3) この会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、つぎの①および②のいずれにも該当する場合には、当該共済掛金を受け取ったものとはみなしません。

① この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき。ただし、共済契約者等がクレジットカードを使用し、カード会社に共済掛金相当額をすでに支払っている場合を除きます。

② 共済契約者等がカード会社に共済掛金相当額を支払っていないとき。

(4) この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略します。

## 4. クレジットカード扱における返戻金等の払戻方法

「3. 共済掛金の受領」(1)において、この会が受け取った共済掛金にかかる共済契約について、「I 一般条項」における第7章「3. 共済契約の無効」「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 告知義務違反による共済契約の解除」「8. 被共済者による共済契約の解除請求」または「9. 共済契約の消滅」の規定により共済契約が無効、解約、解

除または消滅となった場合で、共済掛金の返還または払い戻しが生じる場合には、この会は、カード会社から共済掛金相当額が領収された後に共済契約者に返還し、または払い戻します。

## XI インターネット特則条項

### 1. インターネット特則の適用

この特則は、インターネット扱による共済契約の保全を実施する場合に適用します。

### 2. インターネット特則の締結

- (1) この特則は、共済期間の中途において、共済契約者から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、その申し出のつど、付帯することができます。
- (2) 共済契約者は、この特則を付帯するにあたっては、この会が定める基準をみたさなければなりません。

### 3. 共済契約の保全

- (1) 共済契約者は、つぎに掲げる事項については、この会所定の書類またはこの会が定める書式に代えて、電磁的方法によりこの会に通知することができます。
  - ① 「I 一般条項」における第8章「3. 氏名または住所の変更」に規定する事項中、(1)に定める住所の変更
  - ② 「IX 掛金口座振替特則条項」における「5. 指定口座の変更等」(1)に規定する指定口座の変更
  - ③ その他この会が認めた事項
- (2) (1)に規定する共済契約の保全手続は、つぎの①および②のとおりです。
  - ① 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に(1)の①から③までに規定する通知事項を入力し、この会に送信します。
  - ② この会は①で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。

### 4. 電磁的方法

この特則に規定するもののほか、電磁的方法の実施のための手続について、必要な事項は、別に定める基準によります。

### 5. 重複の回避

インターネット扱による当該の共済契約の保全の手続を使用することが「I 一般条項」による共済契約の保全の手続と重複するときは、この特則条項の規定を適用します。

### 6. インターネット特則の消滅

つぎの①または②の場合には、この特則は消滅します。

- ① 共済契約者等からの申し出に応じて、この特則に規定する当該の共済契約の保全の手続を終了したとき。
- ② 電磁的方法が不可能なとき。

## XII 掛金建特則条項

### 1. 掛金建特則の適用

この特則は、共済掛金により共済金額を定める場合に適用します。

### 2. 掛金建特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際に共済契約者から申し出があったときに、この会の承諾を得て付帯することができます（以下、この特則を付帯した共済契約を「掛金建契約」といいます）。
- (2) 掛金建契約においては、満期共済金額を付帯することとします。
- (3) 掛金建契約においては、共済掛金の払込方法を月払、半年払または年払とします。

### 3. 掛金建契約の満期共済金額

- (1) 掛金建契約における満期共済金額は、払込方法に応じてこの会が定めた共済掛金額から、死亡、重度障害等の共済金に対応する共済掛金を控除した残額を満期共済金の共済掛金に充当して計算します。
- (2) 満期共済金の額は1円単位で算出し、その最低限度額は1円とします。

### 4. 掛金建契約の更新

- (1) 掛金建契約を更新する場合には、更新時における被共済者の満年齢に応じた死亡、重度障害等の共済金に対応する共済掛金額にもとづいて満期共済金を再計算します。
- (2) (1)の規定により再計算した満期共済金額が100円未満となる場合には、払込方法ごとの共済掛金の額をあらためます。

### 5. 掛金建特則のみの解約の禁止

共済契約者は、共済期間中にこの特則のみを解約することはできません。

## 《新あいあい》医療特約（先進医療特約付）・女性疾病医療特約に関する取り扱い (個人長期生命共済)

《新あいあい》医療特約・女性疾病医療特約は個人長期生命共済事業規約にもとづく共済契約で、後述の「定期医療プラン（2019） 契約規定」の範囲内で以下のとおり取り扱います。

なお、契約規定では、「《新あいあい》医療特約（先進医療特約付）」を「定期医療プラン（2019）」といい、「《新あいあい》医療特約（先進医療特約付）」に「女性疾病医療特約」を付帯した契約を「定期医療プラン（2019）女性疾病プラスタイプ」といいます。

No.	項目	《新あいあい》医療特約（先進医療特約付）・女性疾病医療特約における取り扱い	契約規定の主な該当箇所
1	共済契約のタイプ	「定期医療プラン（2019）」または「定期医療プラン（2019）女性疾病プラスタイプ」のみとなります。	趣旨 I - 第1章 - 7. 共済契約のタイプ
2	共済期間	共済期間は5年です。ただし、満74歳から満78歳のみ満80歳までの年数で共済期間を設定できます。	I - 第1章 - 10. 共済期間
3	生命基本契約共済金額	1契約あたり10万円となります。	I - 第2章 - 1. 生命基本契約共済金額 I - 第3章 - 1. 共済金の支払い
4	疾病医療特約共済金額および災害医療特約共済金額	3,000円、5,000円または7,000円のいずれかとします。ただし、現行医療4,000円型の契約についてのみ引き続き医療4,000円型で更新・更改が可能です。最高限度は被共済者1人につき7,000円とします。	I - 第2章 - 2. 病気入院共済金日額、3. 災害入院共済金日額
5	共済掛金の払込方法	月払、年払のみとなります。一時払、半年払は取り扱っていません。なお、被共済者の年齢が71歳以上の場合、払込方法の変更はできません。	I - 第5章 - 1. 共済掛金の払込み I - 第8章 - 5. 共済掛金の払込方法の変更
6	満期共済金額	取り扱っていません。	II 満期共済金条項
7	三大疾病医療特約	取り扱っていません。	I - 第1章 - 7. 共済契約のタイプ III 三大疾病医療特約条項

No.	項目	《新あいあい》医療特約（先進医療特約付）・女性疾病医療特約における取り扱い	契約規定の主な該当箇所
8	女性疾病医療特約	付帯することができます。付帯した共済契約のタイプが「定期医療プラン（2019）女性疾病プラスタイプ」となります。	I – 第1章 – 7. 共済契約のタイプ IV 女性疾病医療特約条項
9	先進医療特約	一律自動付帯されています。	I – 第1章 – 7. 共済契約のタイプ VI 先進医療特約条項
10	転換特則Ⅰ	取り扱っていません。	VII 転換特則Ⅰ条項
11	転換特則Ⅱ	取り扱っていません。	VIII 転換特則Ⅱ条項
12	転換特則Ⅲ	取り扱っていません。	IX 転換特則Ⅲ条項
13	移行特則	取り扱っていません。	X 移行特則条項
14	特別条件特則	付帯することができます。	XII 特別条件特則条項
15	掛金口座振替特則	すべての共済契約について付帯されます。	I – 第5章 – 2. 共済掛金の払込場所 XIII 掛金口座振替特則条項
16	クレジットカード払特則	取り扱っていません。	I – 第5章 – 2. 共済掛金の払込場所 XIV クレジットカード払特則条項
17	インターネット特則	取り扱っていません。	I – 第1章 – 8. 共済契約の申込みと成立 XV インターネット特則条項
18	掛金建特則	取り扱っていません。	XVI 掛金建特則条項

# 定期医療プラン（2019）

## 契約規定

### 目 次

I	一般条項	69
第1章	共済契約の締結	69
第2章	共済金額	78
第3章	共済金の支払い	80
第4章	共済金等の請求、支払時期および支払場所	96
第5章	共済掛金の払込み	98
第6章	共済掛金払込みの猶予期間および共済契約の失効	99
第7章	共済契約の取消し、無効、解除および消滅	99
第8章	共済契約の変更	104
第9章	契約者割りもどし金	106
第10章	雑則	107
II	満期共済金条項	109
III	三大疾病医療特約条項	109
IV	女性疾病医療特約条項	118
V	介護保障特約条項	126
VI	先進医療特約条項	129
VII	転換特則 I 条項	131
VIII	転換特則 II 条項	133
IX	転換特則 III 条項	135
X	移行特則条項	136
XI	リビングニーズ特則条項	139
XII	特別条件特則条項	141
XIII	掛金口座振替特則条項	141
XIV	クレジットカード払特則条項	143
XV	インターネット特則条項	144
XVI	掛金建特則条項	144

### ▲ご注意▲

《新あいあい》において一部取り扱いがない規定等がございますので、「《新あいあい》医療特約（先進医療特約付）・女性疾病医療特約に関する取り扱い（P.66）」も併せてご参照ください。

## 定期医療プラン（2019）

### 契約規定

「ご契約のしおり」に記載されたこの契約規定は、個人長期生命共済事業規約にもとづき、共済契約の内容となるべき重要な事項を定めたものです。定期医療プラン（2019）の共済契約について、ご加入からお支払いまでの大切な事柄を記載していますので、ご一読いただき、共済契約証書とともに大切に保管していただきますよう、お願ひいたします。

この契約規定は2019年8月1日以後に発効する共済契約から適用します。なお、更新する共済契約のプランについては、以下の表の通りです。

	更新前の共済契約のプラン	更新後の共済契約のプラン
(1)	医療更新プラン	
(2)	セット専用プラン	定期医療プラン（2019）
(3)	介護更新プラン	

### 趣 旨

被共済者が共済期間中に疾病あるいは不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した場合を中心に、所定の共済金等をお支払いすることを主な内容としたものです。

## I 一般条項

### 第1章 共済契約の締結

#### 1. 共済契約の締結

定期医療プラン（2019）の共済契約の契約内容は、この契約規定によります。

#### 2. 定 義

この契約規定において使用する用語の定義は、つぎのとおりとします。

用 語	定 義
共済契約者	全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する人をいいます。
被共済者	共済の対象として、その生死等が共済事故とされる人をいいます。
共済金受取人	共済事故が発生した場合に、この会に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる人をいいます。また、共済金受取人のうち、被共済者の死亡を原因として支払われる共済金の受取人を「死亡共済金受取人」といいます。

用語	定義
指定代理請求人	共済契約者が共済金等（いかなる名称であるかを問いません。また、返戻金、契約者割りもどし金および共済掛金の返還を含みます。以下同じです。）を請求できない特別な事情がある場合に、共済契約者が受け取ることとなる共済金等の代理請求を行うことができる人として、あらかじめ指定された人をいいます。
代理請求人	共済契約者および指定代理請求人が共済金等を請求できない場合に、共済金等の代理請求をすることができる人をいいます。
共済契約の発効日	申し込まれた共済契約の保障が開始される日をいいます。
共済契約の更新日	共済契約の共済期間が満了したときに従来の契約に代えて、新たな共済契約の保障が開始される日をいいます。
発効応当日	共済契約の発効日または更新日に対応する日をいいます。
払込方法別応当日	共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、半年ごとまたは1月ごとの共済契約の発効日または更新日に対応する日をいいます。
共済契約証書	共済契約の成立および内容を証するため、共済契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいいます。
共済事故（支払事由）	共済金等が支払われる事由をいいます。
重度障害	別表第1「身体障害等級別支払割合表」の第1級、第2級および第3級の2、3、4のいずれかの身体障害の状態その他この会が認めるものをいいます。なお、「重度障害」の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号。（以下「施行規則」といいます。））第14条（障害等級等）に準じて行います。
不慮の事故等	別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に規定する不慮の事故およびこの会所定の感染症をいいます。
病院・診療所	「病院」とは、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の5（定義）第1項に定める病院をいい、「診療所」とは、同法同条第2項に定める診療所をいいます。
入院	医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または患者の収容施設を有する診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。
通院	医師または歯科医師による治療が必要なため、病院または診療所へ通うことにより治療を受けることをいいます（往診による医師または歯科医師の治療を含みます。）。
公的医療保険制度	別表第3「公的医療保険制度の定義」に規定するものをいいます。

用語	定義
医科診療報酬点数表	健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)第76条(療養の給付に関する費用)第2項および高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)第71条(療養の給付に関する基準)第1項(以下、この号において「法令」といいます。)にもとづき厚生労働大臣が定める医科診療報酬点数表をいい、「歯科診療報酬点数表」とは、法令にもとづき厚生労働大臣が定める歯科診療報酬点数表をいいます。
他覚症状	神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ、医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚(疼痛等)は含みません。
三大疾病	別表第5「心・脳疾患の定義」で定める急性心筋梗塞および脳卒中、別表第6「悪性新生物の定義」で定める悪性新生物ならびに別表第7「上皮内新生物の定義」で定める上皮内新生物をいいます。
がん	別表第6「悪性新生物の定義」および別表第7「上皮内新生物の定義」に定めるものをいいます。
女性疾病	別表第6「悪性新生物の定義」で定める悪性新生物、別表第7「上皮内新生物の定義」で定める上皮内新生物ならびに別表第8「女性疾病の定義」で定める女性疾病をいいます。
公的介護保険制度	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)にもとづく介護保険制度をいいます。
要介護状態区分	公的介護保険制度を定める法令の規定による要介護状態区分で、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」の規定にもとづくものをいいます。
公的要介護認定	公的介護保険制度を定める法令の規定による要介護認定、要介護更新認定および要介護状態区分の変更の認定をいいます。
要介護状態	別表第9「要介護状態の範囲」または公的要介護認定(要介護状態区分が「2」以上の場合に限る。)を受けた場合をいいます。
先進医療	別表第10「先進医療の範囲」に規定するものをいいます。
生計を一にする	日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。ただし、同居であることを要しません。
共済契約者の収入により生計を維持していた	共済契約者の収入により、日常の消費生活の全部または一部を営んでおり、共済契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。
共済契約の種類	この会が定める基本契約および特約により分類されるプランをいいます。
共済金額を制限する職業	別表第12「共済金額を制限する職業」に規定するものをいいます。

用語	定義
電磁的方法	電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第53条（電磁的方法）第1項第1号にもとづくものをいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
契約者割りもどし金	個人長期生命共済事業規約にもとづき、毎事業年度の決算により、剩余金が生じた場合に、共済契約者に還元するものをいいます。
基本契約	共済契約のもっとも基本となる契約の部分で、特約を付帯する対象となっている主たる部分をいいます。
特約	基本契約とは別に共済金の支払いがあるように、基本契約に付帯することができるものをいいます。
特則	この契約規定の「I 一般条項」に規定されている内容と異なる要件を共済契約に付帯することができるものをいいます。
更改	共済契約者が共済期間の途中で共済契約を解約すると同時に、被共済者と同じくする共済契約を新たに申込み、解約日の翌日を発効日とする共済契約を締結することをいいます。

### 3. 共済契約者の範囲

共済契約者は、この会の会員である組合の組合員でなければなりません。

### 4. 被共済者の範囲

(1) 被共済者となることのできる人は、共済契約の発効日または更新日において共済契約者との続柄がつぎの範囲内にある人です。

① 共済契約者本人

② 共済契約者の配偶者（内縁関係にある人を含みます。ただし、共済契約者または内縁関係にある人に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。）

③ 共済契約者と生計を一にする、共済契約者の子、父母（継父母を含みます。以下、この項目において同じです。）、孫、兄弟姉妹および子の配偶者

④ 共済契約者と生計を一にする、共済契約者の配偶者の子、父母、孫、兄弟姉妹および子の配偶者

(2) (1)に規定する被共済者となることができる年齢は、つぎのとおりです。

① 共済契約の発効日において、満0歳以上満71歳未満

ただし、三大疾病医療特約、女性疾病医療特約および介護保障特約について、満15歳以上71歳未満

② 共済契約の更新日において満79歳未満

(3) 共済契約の発効日においてつぎの職業に従事している人は被共済者となることができません。

① 力士、拳闘家、プロレスラー、かるわざ師その他これらに類する職業

② テストパイロット、テストドライバーその他これらに類する職業

③ その他この会が指定する職業

## 5. 共済金受取人

- (1) 共済金受取人は共済契約者です。
- (2) (1)の規定にかかわらず、被共済者と同一人である共済契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、つぎの①から⑤のとおりとします。この場合において、共済金を受け取るべき人の順位は、つぎの①から⑤の順序により、②から⑤までの間にあっては、それぞれの項目中の順序によります。
  - ① 共済契約者の配偶者
  - ② 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
  - ③ 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
  - ④ ②に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
  - ⑤ ③に該当しない共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (3) (2)の場合において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、他の死亡共済金受取人を代表します。
- (4) (1)および(2)の規定にかかわらず、共済契約者は、共済事故が発生するまでは、つぎの①から④のいずれかに該当する場合に限り、この会所定の書類により被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。

なお、死亡共済金以外の共済金については、共済金受取人を指定または変更することができません。

  - ① (2)に規定する死亡共済金受取人の順位または順序をえるとき
  - ② (2)の①から⑤に該当しない共済契約者の親族に指定または変更するとき
  - ③ この会が認める金融機関等の債権保全のとき
  - ④ その他特にこの会が認めるとき
- (5) (4)の規定により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合において、つぎの①から④のいずれかに該当するときは、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとみなします。
  - ① 共済契約を更新したとき
  - ② 共済契約を更改したとき
  - ③ 共済金額を減額したとき
  - ④ 特約を解約したとき
- (6) (4)の書類がこの会に到達し、この会が承諾した場合には、死亡共済金受取人の指定または変更は、共済契約者が当該書類を発した時にその効力が生じたものとします。ただし、当該書類がこの会に到達する前に指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払っていたときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、この会は共済金を支払いません。
- (7) (4)および(5)の規定により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たな死亡共済金受取人が指定されない場合の死亡共済金受取人は、(1)および(2)に規定する順位および順序によります。

## 6. 指定代理請求人

- (1) 指定代理請求人は、共済契約者が受け取ることとなる共済金等を請求することができます。
- (2) 共済契約者は、この会所定の書類によりこの会の承諾を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。つぎの範囲から共済契約者の代理人となりうる人を1人に限り、指定してください。

- ① 共済契約者の配偶者
- ② 共済契約者の直系血族
- ③ 共済契約者の兄弟姉妹
- ④ 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族

(3) この会は、(2)の規定により、指定代理請求人の指定または変更がされている場合において、つぎの①から④のいずれかに該当するときは、引き続き同一内容による指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。

- ① 共済契約を更新したとき
- ② 共済契約を更改したとき
- ③ 共済金額を減額したとき
- ④ 特約を解約したとき

## 7. 共済契約のタイプ

(1) 共済契約の申込みをしようとする人（以下「共済契約申込者」といいます。）は、共済契約締結の際、定期医療プラン（2019）により契約します。

(2) (1)の定期医療プラン（2019）はつぎに掲げる共済金を支払います。

- ア 死亡共済金または重度障害共済金
- イ 病気入院共済金
- ウ 入院前病気通院共済金および退院後病気通院共済金
- エ 病気手術共済金
- オ 病気放射線治療共済金
- カ 災害入院共済金
- キ 入院前災害通院共済金および退院後災害通院共済金
- ク 災害手術共済金
- ケ 災害放射線治療共済金

(3) つぎに掲げるそれぞれの特約を付帯することで、(2)の共済金に加えてそれぞれの特約に掲げる共済金を支払います。

- ① 三大疾病医療特約
  - ア 急性心筋梗塞診断共済金
  - イ 脳卒中診断共済金
  - ウ 悪性新生物診断共済金
  - エ 上皮内新生物診断共済金
  - オ 三大疾病入院共済金
  - カ 三大疾病退院共済金
  - キ 三大疾病手術共済金
  - ク 三大疾病放射線治療共済金
  - ケ 在宅ホスピスケア共済金
- ② 女性疾病医療特約
  - ア 悪性新生物診断共済金
  - イ 上皮内新生物診断共済金
  - ウ がん入院共済金
  - エ 女性疾病入院共済金
  - オ 女性疾病退院共済金
  - カ がん手術共済金
  - キ がん放射線治療共済金
  - ク 在宅ホスピスケア共済金
- ③ 介護保障特約
  - ア 介護共済金

## イ 介護初期費用共済金

- ④ 先進医療特約
- 先進医療共済金

### 8. 共済契約の申込みと成立

- (1) 共済契約申込者は、共済契約申込書につきの必要事項を記載し、被共済者になる人の同意を得て、署名または記名押印のうえ、この会に提出してください。
  - ① 共済契約の種類
  - ② 基本契約共済金額
  - ③ 特約が付されたときは、その特約の名称、共済金額および特約に規定する必要な事項
  - ④ 共済期間
  - ⑤ 共済掛金額
  - ⑥ 共済掛金の払込方法および払込場所
  - ⑦ 共済契約者の氏名、生年月日、性別および住所
  - ⑧ 被共済者の氏名、生年月日、性別および共済契約者との続柄
  - ⑨ 申込日
  - ⑩ その他この会が必要と認めた事項
- (2) (1)の場合には、共済契約申込者または被共済者となる人は、共済事故の発生の可能性に關係のある重要な事項のうち、この会が書面で行う被共済者の健康、職業ならびにこの共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約等（以下「他の契約等」といいます。）に関する告知を求めた事項（以下「質問事項」といいます。）について、この会の指定する書面により事實を正確に告げなければなりません。
- (3) 共済契約申込者は、(1)および(2)に規定するもののほか、この会が定める基準により、この会の指定する書類を提出しなければなりません。
- (4) この会は、共済契約の申込みがあったときは、提出された共済契約申込書の内容を、この会が定める基準により審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知します。この会が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、共済契約証書の交付により行います。
- (5) 共済契約申込者または共済契約者（以下「共済契約者等」といいます。）は、「XV インターネット特則条項」に規定するインターネット特則を付帯することにより、書面の提出に代えて電磁的方法で共済契約の申込みおよび共済契約の保全（「XV インターネット特則条項」における「5. 共済契約の保全」に規定する事項をいいます。以下同じです。）の手続をすることができます（以下「インターネット扱」といいます。）。
- (6) 共済契約者等は、第1回の共済掛金に相当する金額（以下「初回掛金」といいます。）を、共済契約申込みの日から1か月以内に、この会に払い込まなければなりません。
- (7) この会が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、この会は、つきのいずれかの日の午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始します。
  - ① この会が初回掛金を受け取った日の翌日
  - ② ①の規定にかかわらず、この会が、共済契約申込書のうち質問事項に対する回答を受け取る前に初回掛金を受け取ったときは、質問事項に対する回答の受取日の翌日
  - ③ 初回掛金を受け取ったときは、共済契約申込みの日の翌日以後の共済契約申込者が指定する任意の日
- (8) (7)に規定する日を共済契約の発効日とします。

(9) (7)の③の規定により共済契約の発効日を指定した場合には、共済契約者等は、初回掛金を共済契約の発効日の前日までにこの会に払い込まなければなりません。

(10) この会は、共済契約の申込みを承諾した場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回の共済掛金として充当します。

(11) この会は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還します。

## 9. 共済契約の申込みの撤回等

(1) 共済契約者等は、すでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除(以下「申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。

(2) 共済契約の申込みの撤回等をするときは、共済契約者等は、書面につきの必要事項および申込みの撤回等をする旨を明記し、署名押印のうえ、この会に提出しなければなりません。

① 共済契約の種類

② 申込日

③ 共済契約者等の氏名および住所

④ 被共済者の氏名

(3) 共済契約の申込みの撤回等がされた場合には、当該共済契約は成立しなかったものとします。また、すでに初回掛金が払い込まれているときには、この会は、共済契約者等に初回掛金を返還します。

## 10. 共済期間

(1) 共済期間は、2年以上の範囲で1年単位とし、最長で共済契約の発効日または更新日から被共済者が満80歳に達する日の直後に到来する共済契約の発効日または更新日の年応当日の前日を限度とします。

(2) (1)の共済期間を被共済者の年齢によって指定する場合は、指定した被共済者の年齢に達する日の直後に到来する年応当日の前日を共済期間の満了日とします(以下「年齢満了日」といいます。)。

(3) 生命基本契約に付帯される特約の共済期間は、生命基本契約と同一とします。

## 11. 共済契約の更新

(1) この会は、共済期間が満了する定期医療プラン(2019)について、満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示または変更の申し出がされない場合には、満了する共済契約と同一の共済金額および共済期間で、共済期間の満了日の翌日(この日を「更新日」とします。)に更新します。

ただし、つぎのいずれかに該当する場合は、更新の申し出をしていただきます。

① 共済掛金の払込方法を一時払とする共済契約を更新するとき

② 共済期間を年齢満了日で定めた共済契約を更新するとき

(2) (1)の規定にかかわらず、更新日において、被共済者が「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外であるときは共済契約の更新はできません。

(3) 共済制度の目的に照らして、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約を更新することが適当でないと判断されるつぎの①から⑤までのいずれかに該当する事由があるときには、この会は、共済契約の更新を拒むことができます。

① 被共済者が医学的な観点からみて不必要的治療を繰り返しているとき。

- ② 被共済者が治療が必要となる程度の傷害をもたらす外力が加わったことが判然としない事故を繰り返しているとき。
  - ③ 被共済者が事故によるものであることが判然としない治療を繰り返しているとき。
  - ④ 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、この会に対して共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします。）を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
  - ⑤ その他、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損なわせる①から④までのいずれかに相当する程度の事由があると認められるとき。
- (4) (1)の規定にかかわらず、この会は、つぎの場合には、それぞれに規定する内容への変更を行い、共済契約を更新します。
- ① 更新後の共済契約の満了日時点での被共済者の年齢が満78歳をこえるときは、80歳から更新時点の満年齢を差し引いた年数を共済期間とします。
  - ② 契約規定に改正があったときは、更新日における改正後の契約規定にもとづく共済契約となります。
- (5) 共済契約者が、更新時において変更の申し出をする場合には、共済契約申込書につぎの必要事項を記載し、被共済者の同意を得て、署名または記名押印のうえ、共済契約が満了する日までにこの会に提出しなければなりません。
- ① 共済契約の種類
  - ② 基本契約共済金額
  - ③ 特約が付されたときは、その特約の名称、共済金額および特約に規定する必要な事項
  - ④ 共済期間
  - ⑤ 共済掛金額
  - ⑥ 共済掛金の払込方法および払込場所
  - ⑦ 共済契約者の氏名、生年月日、性別および住所
  - ⑧ 被共済者の氏名、生年月日、性別および共済契約者との続柄
  - ⑨ 申込日
  - ⑩ その他この会が必要と認めた事項
- (6) (5)の場合にあっては、共済契約者または被共済者は、質問事項について、この会の指定する書面により事実を正確に告げなければなりません。
- (7) 共済契約者は、(5)および(6)に規定するもののか、この会が定める基準により、この会が指定する書類を提出しなければなりません。
- (8) この会は、(5)の申し出を承諾したときには、その内容で更新し、承諾しないときには、変更の申し出はなかったものとみなします。
- (9) (1)から(8)までの規定にもとづき、この会が承諾した共済契約を、以下「更新契約」といい、更新日時点の満年齢により共済掛金額を計算します。
- (10) 更新契約の初回掛金は、更新日の前日までに、この会に払い込まなければなりません。
- ただし、この会は、払込方法を一時払以外とする更新契約の初回掛金の払込期日を、更新日の前日の属する月の末日とすることがあります。
- また、この会が特に認めた場合には、払込方法を一時払とする更新契約の初回掛金の払込期日を、更新日から1か月以内の日とすることができます。
- (11) この会は、払込方法を一時払以外とする更新契約の初回掛金の払込みに

ついて、(10)に規定する初回掛金の払込期日の翌日から3か月間の払込猶予期間を設けます。

- (12) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災により更新契約の初回掛金の払込みが一時困難であると、この会が認める場合には、この会は、(11)に規定する払込猶予期間を延長することができます。なお、この場合には、共済掛金の払込方法を一時払とする更新契約についても、初回掛金の払込猶予期間を設けることができます。
- (13) つぎのいずれかに該当する場合には、共済契約は更新されなかつたものとします。
- ① 満了する共済契約に未払込共済掛金があったとき。
  - ② (10)および(11)に規定する払込猶予期間内に、更新契約の初回掛金の払込みがなかつたとき。
- (14) この会は、(1)から(12)までの規定にもとづき共済契約の更新が行われた場合には、共済契約証書の交付により共済契約者に通知します。ただし、(2)または(3)により更新ができない場合および(8)にもとづきこの会が共済契約の変更を承諾しない場合には、満了する共済契約の満了日までに共済契約者に通知します。
- (15) 共済契約の更新時に共済金額（生命基本契約および各特約の共済金額すべてを含みます。）が増額された場合には、その増額された共済金額にかかる共済金のお支払いについては、更新日を起算日として「第3章 共済金の支払い」の規定を適用します。（「II 満期共済金条項」「III 三大疾病医療特約条項」および「IV 女性疾病医療特約条項」においても同様です。）
- (16) 共済契約の更新時に共済金額（生命基本契約および各特約の共済金額すべてを含みます。）が減額された場合には、更新日以降の共済事故にかかる共済金は減額後の共済金額にもとづいてお支払いします。

## 第2章 共済金額

### 1. 生命基本契約共済金額

- (1) 生命基本契約にかかる共済金額（以下「生命基本契約共済金額」といいます。）は50万円とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、転換特則Ⅱまたは転換特則Ⅲが付帯された契約は100万円とします。
- (3) (1)の規定にかかわらず、この会が認めた場合には、生命基本契約共済金額を50万円以外とすることができます。

### 2. 病気入院共済金日額

- (1) 疾病医療特約にかかる共済金額（以下「病気入院共済金日額」といいます。）は被共済者1名につき10,000円を限度とします。
- (2) 定期医療プラン（2019）に加入することにより、つぎの①から③のいずれかの限度をこえる場合には、定期医療プラン（2019）に加入することはできません。

また、更新時に病気入院共済金日額を変更する場合において、つぎの①から③の限度のいずれか、および満了した契約の病気入院共済金日額をこえるときには、病気入院共済金日額を変更して更新することはできません。

- ① つぎのすべての病気入院共済金日額を合計して10,000円を限度とします。

ア 総合医療共済

（個人長期生命共済）

（総合医療共済とは、2006年4月30日以前に発効または更新された

契約をいいます。以下同じです。)

イ 定期医療プラン (個人長期生命共済)

(定期医療プランとは、2006年5月1日以後2019年7月31日以前に発効または更新された契約をいいます。以下同じです。)

ウ 定期介護プラン (個人長期生命共済)

(定期介護プランとは、2006年5月1日以後2019年7月31日以前に発効または更新された契約をいいます。以下同じです。)

エ セット専用プラン (個人長期生命共済)

オ 定期医療総合5000 (個人長期生命共済)

カ 定期医療プラン (2019) (個人長期生命共済)

② つぎのすべての病気入院共済金日額を合計して15,000円を限度とします。ただし、発効日における被共済者の年齢が満61歳以上満71歳未満であるときは、つぎのすべてを合計して10,000円を限度とします。

ア 総合医療共済 (個人長期生命共済)

イ 定期医療プラン (個人長期生命共済)

ウ 定期介護プラン (個人長期生命共済)

エ セット専用プラン (個人長期生命共済)

オ 定期医療総合5000 (個人長期生命共済)

カ 引受緩和型更新プラン (個人長期生命共済)

キ 定期医療プラン (2019) (個人長期生命共済)

ク 終身医療プラン (終身生命共済)

ケ 終身医療総合5000 (終身生命共済)

コ 終身医療5000 (終身生命共済)

サ 終身医療3000 (終身生命共済)

シ 終身医療追加2000 (終身生命共済)

ス 終身医療プラン (2019) ベーシックタイプ60、ベーシックタイプ180、総合タイプ (終身生命共済)

セ 引受基準緩和型プラン (2019) (終身生命共済)

③ 共済契約の申込みの当時、被共済者が別表第11「共済金額を制限する職業」に定める職業に従事している場合および重度障害の状態である場合は、つぎのすべての病気入院共済金日額を合計して5,000円を限度とします。

ア 総合医療共済 (個人長期生命共済)

イ 定期医療プラン (個人長期生命共済)

ウ 定期介護プラン (個人長期生命共済)

エ セット専用プラン (個人長期生命共済)

オ 定期医療総合5000 (個人長期生命共済)

カ 引受緩和型更新プラン (個人長期生命共済)

キ 定期医療プラン (2019) (個人長期生命共済)

ク 終身医療プラン (終身生命共済)

ケ 終身医療総合5000 (終身生命共済)

コ 終身医療5000 (終身生命共済)

サ 終身医療3000 (終身生命共済)

シ 終身医療追加2000 (終身生命共済)

ス 終身医療プラン (2019) ベーシックタイプ60、ベーシックタイプ180、総合タイプ (終身生命共済)

セ 引受基準緩和型プラン (2019) (終身生命共済)

### 3. 災害入院共済金日額

災害入院にかかる共済金額（以下「災害入院共済金日額」といいます。）は、

病気入院共済金日額と同額とします。

### 第3章 共済金の支払い

#### 1. 共済金の支払い

各共済金の支払いはつぎのとおりです。

##### (1) 共済金の種類、支払事由、共済金の額および免責事由

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
死亡共済金および重度障害共済金（生命基本契約）	被共済者が共済期間中に、つぎのいずれかに該当したとき ① 死亡共済金 死亡したとき ② 重度障害共済金 生命基本契約の発効日または更新日以後に生じた傷害または発病した疾患を原因として重度障害となったとき	生命基本契約共済金額（50万円） (転換特則Ⅱまたは転換特則Ⅲが付帯された契約は100万円ただし、この会が認めた場合は、上記以外の金額を設定することができます。)	つぎのいずれかに該当したとき ① 死亡共済金 ア 被共済者が生命基本契約の発効日または更新日から1年以内に自殺したとき イ 被共済者の犯罪行為により死亡したとき ウ 共済金受取人が故意に被共済者を死亡させたとき。ただし、その人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。 エ 共済契約者が故意に被共済者を死亡させたとき。(共済契約者と被共済者が同一人である場合を除きます。) ② 重度障害共済金 ア 被共済者が生命基本契約の発効日または更新日から1年以内に自殺行為により重度障害となったとき イ 被共済者の故意（自殺行為を除きます。）により重度障害となったとき ウ 被共済者の犯罪行為により重度障害となったとき エ 共済契約者が故意に被共済者を重度障害とさせたとき（共済契約者と被共済者が同一人である場合を除きます。） オ 重度障害共済金を支払う前に死亡共済金（当該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係を問いません。）の支払請求を受けたとき

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
			<p>カ この会が死亡共済金を支払った後に重度障害共済金（当該死亡共済金の支払いの原因となった傷病との因果関係を問いません。）の支払請求を受けたとき</p>
病気入院共済金（疾病医療特約）	<p>被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす入院をしたとき</p> <p>① 疾病医療特約の発効日または更新日以後に発病した疾病的治療を目的とする入院</p> <p>② 1日以上となる入院</p>	病気入院共済金日額 × 入院日数	<p>つぎのいづれかに該当したとき</p> <p>① 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失</p> <p>② 被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病</p> <p>③ 不慮の事故を直接の原因とする場合で、災害入院共済金の免責事由の①から⑦に該当するとき。</p> <p>④ 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの</p>
入院前病気通院共済金および退院後病気通院共済金（疾病医療特約）	<p>被共済者が共済期間中に通院し、つぎの条件をすべてみたすとき</p> <p>① 被共済者が入院し、病気入院共済金が支払われること</p> <p>② ①の入院と同一原因による通院であること</p> <p>③ つぎに掲げる期間中の通院であること</p> <p>ア 入院前病気通院共済金においては、入院開始日の前日以前90日の期間（「入院前通院期間」といいます。）</p> <p>イ 退院後通院共済金においては、退院日の翌日からその日を含め180日の期間（「退院後通院期間」といいます。）</p>	病気入院共済金日額 × 0.3 × 通院日数	

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
病気手術共済金（疾病医療特約）	<p>被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす手術を受けたとき</p> <p>① 疾病医療特約の発効日または更新日以後に発病した疾病的治療を直接の目的とする手術</p> <p>② 病院または診療所において受けた手術</p> <p>③ つぎのいずれかの種類に該当する手術</p> <p>ア 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術（歯科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象となる手術を含みます）。ただし、手術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとし、つぎの(a)から(f)に掲げる手術を除きます。</p> <p>(a) 創傷処理</p> <p>(b) 皮膚切開術</p> <p>(c) デブリードマン</p>	<p>① 1日以上となる入院期間中に手術を受けたとき 病気入院共済金日額×20</p> <p>② ①以外のとき 病気入院共済金日額×10</p>	P.81 参照

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
	<p>(d) 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術</p> <p>(e) 抜歯手術</p> <p>(f) 診療報酬点数が1,400点未満の手術</p> <p>イ 先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術。ただし、歯、義歯、または歯肉の処置に伴う手術およびアの(a)から(d)までに該当する手術を除き、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含みません。</p>		P.81 参照

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
病気放射線治療共済金（疾病医療特約）	<p>被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす施術（以下、この項目において「放射線治療」といいます。）を受けたとき</p> <p>① 疾病医療特約の発効日または更新日以後に発病した疾病的治療を直接の目的とする施術</p> <p>② 病院または診療所において受けた施術</p> <p>③ つぎのいずれかの種類に該当する施術</p> <p>ア 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる放射線照射（「血液照射」を除きます。）または温熱療法による施術（歯科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる施術のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象となる放射線照射（「血液照射」を除きます。）または温熱療法による施術を含みます）。ただし、施術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表ま</p>	<p>病気入院共済金日額 × 10</p>	P.81 参照

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
	<p>たは歯科診療報酬点数表によるものとします。</p> <p>イ 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術</p>		
災害入院共済金（災害医療特約Ⅱ）	<p>被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす入院をしたとき</p> <p>① 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とする入院</p> <p>② 事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院</p> <p>③ 1日以上となる入院</p>	<p>災害入院共済金日額 × 入院日数</p>	<p>つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>① 共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失。</p> <p>② 被共済者の故意または重大な過失</p> <p>③ 被共済者の犯罪行為</p> <p>④ 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑤ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑥ 被共済者の精神障害または泥酔</p> <p>⑦ 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき</p> <p>⑧ 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの</p>
入院前災害通院共済金および退院後災害通院共済金（災害医療特約Ⅱ）	<p>被共済者が共済期間中に通院し、つぎの条件をすべてみたすとき</p> <p>① 被共済者が入院し、災害入院共済金が支払われること</p> <p>② ①の入院と同一原因による通院であること</p> <p>③ つぎに掲げる期間中の通院であること</p> <p>ア 入院前災害通院共済金においては、入院開始日の前日以前90日の期間（「入院前災害通院期間」といいます。）</p>	<p>災害入院共済金日額 × 0.3 × 通院日数</p>	

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
	イ 退院後災害通院共済金においては、退院日の翌日からその日を含め180日の期間（「退院後災害通院期間」といいます。）		P.85 参照

CO・OP生命共済 新あいあいのみ適用

災害通院共済金（災害医療特約Ⅱ）

「新あいあい」では、つぎの条件をすべて満たす場合に「災害通院共済金」をお支払いします。

① 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とする共済期間中の通院であること

② 事故日からその日を含めて180日以内に通算して5日以上となる通院であること

※ つぎのいずれかに該当する通院は、通院日数に含めません。

ア 平常の生活に支障がない場合の通院

イ 業務に従事することに支障がない場合の通院

ウ 通院しなくともさしつかえないとする医師または歯科医師の認定がある場合の通院

エ 外傷所見（患部の擦過傷、腫れ、血腫、あざなどの所見をいう。）

のない被共済者が訴える症状のみによる通院

なお、共済金の額は、「災害医療特約Ⅱ共済金額×0.3×通院日数」です。

※ 災害入院共済金が支払われる入院前後の通院は、入院前・退院後災害通院共済金からお支払いし、災害通院共済金はお支払いしません。

お支払いしない場合は、入院前災害通院共済金および退院後災害通院共済金と同様です。

災害手術共済金（災害医療特約Ⅱ）	被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす手術を受けたとき ① 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術 ② 病院または診療所において受けた手術	① 1日以上となる入院期間中に手術を受けたとき 災害入院共済金日額×20	P.85 参照
		② ①以外のとき 災害入院共済金日額×10	

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
	<p>③ つぎのいずれかの種類に該当する手術</p> <p>ア 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術（歯科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象となる手術を含みます）。ただし、手術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとし、つぎに掲げる手術を除きます。</p> <p>(a) 創傷処理</p> <p>(b) 皮膚切開術</p> <p>(c) デブリードマン</p> <p>(d) 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術</p> <p>(e) 抜歯手術</p> <p>(f) 診療報酬点数が1,400点未満の手術</p> <p>イ 先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、</p>		P.85 参照

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
	生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術。ただし、歯、義歯、または歯肉の処置に伴う手術およびアの(a)から(d)までに該当する手術を除き、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含みません。		
災害放射線治療共済金（災害医療特約Ⅱ）	被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす施術（以下、この項目において「放射線治療」といいます。）を受けたとき ① 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その事故の日からその日を含めて180日以内に受けた施術 ② 病院または診療所において受けた施術 ③ つぎのいずれかの種類に該当する施術	災害入院共済金日額 × 10	P.85 参照

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
	<p>ア 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる放射線照射（「血液照射」を除きます。）または温熱療法による施術（歯科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる施術のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象となる放射線照射（「血液照射」を除きます。）または温熱療法による施術を含みます）。ただし、施術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとします。</p> <p>イ 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術</p>		P.85 参照

## (2) ご注意

### ① 更新契約における発効日または更新日

更新契約の共済金の支払いにおいて、満了した共済契約の共済金額に相当する部分については、はじめてその共済金額により共済契約が締結されたときの発効日または更新日を起算日として、この章の規定を適用します。

### ② 病気による支払事由とみなす場合

つぎのいずれかを原因とする入院、手術または放射線治療については、疾病的治療を目的とする入院、手術または放射線治療とみなします。

ア この会が異常分娩と認めた分娩による入院、手術または放射線治療

- イ 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院、手術または放射線治療。ただし、災害入院共済金、災害手術共済金または災害放射線治療共済金が支払われる場合を除きます。
- ウ 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による入院、手術または放射線治療
- ③ 発効日から2年以上経過した後の入院、手術および放射線治療について
- 発効日前に発病した疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする入院、手術および放射線治療については、それらが発効日からその日を含めて2年以上経過した後に開始された場合には、発効日以後に発病した疾病の治療を目的とするものとみなして扱います。
- ④ 転入院した場合
- 被共済者が転入院した場合で、その転入院について前入院から継続して入院していたとみなすべき事情のあるとこの会が認めたときは、継続した入院とみなします。
- ⑤ 入院日数について
- (1)の表における入院日数は、医師または歯科医師が退院してもさしつかえないと認定したときは、入院した日からその認定の日までとします。
- ⑥ 通院について
- (1)の表に該当する通院であっても、つぎの場合には共済金をお支払いできません。
- ア 入院共済金（疾病医療特約、災害医療特約Ⅱ、三大疾病医療特約および女性疾病医療特約によるものすべてを含みます。）の支払われる入院期間中に通院したとき
- イ 在宅ホスピスケア共済金（三大疾病医療特約および女性疾病医療特約）の支払われる在宅終末期医療期間中に通院したとき
- また、原因がいかなる場合でも、同一の通院日に複数回通院した場合には、入院前通院共済金または退院後通院共済金（入院前災害通院共済金および退院後災害通院共済金を含む）のいずれか1回分のみをお支払いします。
- ⑦ 入院中あるいは通院中における契約消滅等の場合の取扱いについて
- ア 入院中の場合
- 共済金（病気入院共済金、災害入院共済金）の支払われる入院中に、つぎのいずれかの事由が発生した場合には、それらの事由の発生時に連続している入院は、この共済契約の共済期間中の入院とみなします。
- (a) 共済期間の満了日の翌日において、被共済者が第1章「4. 被共済者の範囲」で定める範囲外であるとき。
- (b) 重度障害共済金が支払われ、第7章「9. 共済契約の消滅」の定めにより消滅したとき。
- イ 通院中の場合
- 退院後病気通院期間および退院後災害通院期間中に、つぎのいずれかの事由が発生した場合には、それらの事由の発生時に連続している通院は、この共済契約の共済期間中の通院とみなします。
- (a) 共済期間の満了日の翌日において、被共済者が第1章「4. 被共済者の範囲」で定める範囲外であるとき。
- (b) 重度障害共済金が支払われ、第7章「9. 共済契約の消滅」の定めにより消滅したとき。
- ※ ただし、上記「ア 入院中の場合」において共済期間中の入院と

みなされる入院の退院後については、退院後病気通院共済金および退院後災害通院共済金は支払いません。

#### ⑧ 病気入院共済金について

ア 病気入院共済金が支払われる入院日数は、1回の入院について180日を限度とします。また、全共済期間を通じて病気入院共済金を支払う入院日数は、共済契約を更新または更改した場合を含め、通算して1,000日を限度とします。

イ 被共済者が当初の入院を開始した場合に異なる疾病を併発していたとき、または当初の入院期間中に異なる疾病を併発したときには、当初の入院の直接の原因と同一の原因により連続して入院したものとみなして取り扱います。

ウ 被共済者が災害入院共済金が支払われる入院中に疾病の治療のための入院を開始した場合において、災害入院共済金が支払われる期間が終了したときは、病気入院共済金として、つぎの金額を支払います。

$$( \text{病気入院共済金日額} ) \times \begin{cases} \text{災害入院共済金が支払われる} \\ \text{期間が終了した日の翌日から} \\ \text{起算した入院日数} \end{cases}$$

エ 被共済者が病気入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に同一の原因<sup>(\*)</sup>により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病気入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。

オ 被共済者の入院中に、病気入院共済金日額の減額があった場合には、病気入院共済金の支払額は各入院日における病気入院共済金日額により計算します。

#### ⑨ 入院前病気通院共済金および退院後病気通院共済金について

ア 入院前病気通院共済金および退院後病気通院共済金の支払対象となる通院日数の限度はつぎのとおりです。

- (a) 入院前病気通院共済金は1回の入院に対して30日分まで
- (b) 退院後病気通院共済金は1回の入院に対して60日分まで
- (c) 入院前病気通院共済金と退院後通院共済金をあわせて、契約を更新または更改した場合を含めたすべての共済期間を通じて750日分まで

イ 被共済者が同一の原因<sup>(\*)</sup>により2回以上入院した場合で、これらの入院が⑧のエの規定により1回の入院とみなされる場合は、これらの入院の入院開始日および退院日はつぎのとおりとします。

- (a) 入院開始日は、最初の入院を開始した日とします。
- (b) 退院日は、病気入院共済金の支払われる最終の日を含む入院の退院日とします。

この場合、最初の入院後の通院は、すべて退院後の通院とみなして退院後通院共済金の支払日数に含めて計算します。

※ ⑧のエおよび⑨のイの「同一の原因」による入院または通院には、病名を異にするものであっても、直接であるか間接であるかを問わず、この会が因果関係のある一連の疾病による入院または通院と認めた場合を含みます。

ウ この会は、⑦「入院中あるいは通院中における契約消滅等の場合の

取扱いについて」の「ア 入院中の場合」により病気入院共済金の支払われる入院とみなされる入院の退院後は、その入院にかかる退院後通院共済金を支払いません。

⑩ 病気手術共済金について

ア 被共済者が病気手術共済金の支払事由に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、当該手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、(1)の表にかかわらず、それらの手術については、それらの手術のうち支払金額の高いいずれか1つの手術についてのみ病気手術共済金を支払います。

イ 被共済者が、病気手術共済金の支払事由に該当する手術のうち、同時に2つ以上の手術を受けた場合には、1つの手術を受けたものとみなします。

ウ イの「2つ以上の手術を同時に受けた場合」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。

(a) 1回の手術（手術を開始してから終了するまでの一連の施術）の中で、複数種類の手術が行われたとき

(b) 1日（同じ日）のうちに複数回の手術が行われたとき

エ この会は、被共済者が病気手術共済金の支払事由に該当する手術を受けた場合で、当該手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。

⑪ 病気放射線治療共済金について

ア 被共済者が、放射線治療共済金の支払事由に該当する放射線治療を2回以上受けた場合、放射線治療共済金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療共済金を支払いません。

イ 被共済者が、放射線治療共済金の支払事由に該当する施術のうち、同時に2つ以上の施術を受けた場合には、これらを1つの施術を受けたものとみなします。

ウ イの「同時に2つ以上の施術を受けた場合」とは、つぎのいずれかに該当するものをいいます。

(a) 1回の施術（施術を開始してから終了するまでの一連の施術）の中で、複数種類の施術が行われたとき。

(b) 1日（同じ日）のうちに複数回の施術が行われたとき。

⑫ 災害入院共済金について

ア (1)に規定する災害入院共済金が支払われる入院のうち、更新後の共済期間中の入院についての災害入院共済金の額は、入院の直接の原因となった不慮の事故が発生した日の災害入院共済金日額を限度として、各入院日における災害入院共済金日額により計算します。

イ 災害入院共済金が支払われる入院日数は、1回の入院について180日を限度とします。また、全共済期間を通じて災害入院共済金を支払う入院日数は、共済契約を更新または更改した場合を含め、通算して1,000日を限度とします。

ウ 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院をしたのちに、同一の不慮の事故を直接の原因として再入院した場合には、当該再入院が事故の日からその日を含めて180日以内に開始されたときに限り、1回の入院とみなします。

エ 被共済者が災害入院共済金が支払われる入院の期間中に発生した異なる不慮の事故を直接の原因として入院を開始した場合（以下、これらの入院を「一連の入院」といいます。）には、当初の入院の直接の原因となった不慮の事故について災害入院共済金を支払い、異なる不慮の事故による入院については災害入院共済金を支払いません。ただし、一連の入院期間中に当初の入院の災害入院共済金が支払われる期間が終了した場合には、異なる不慮の事故による入院について災害入院共済金としてつぎの金額を支払います。

$$(\text{災害入院共済金日額}) \times \left\{ \left( \begin{array}{c} \text{一連の入院の} \\ \text{入院日数} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{当初の入院の} \\ \text{入院日数} \end{array} \right) \right\}$$

オ 病気入院共済金が支払われる入院中に不慮の事故による入院を開始した場合には、災害入院共済金としてつぎの金額を支払います。この場合において、当初の入院と不慮の事故による入院との重複する期間については、病気入院共済金を支払いません。

$$(\text{災害入院共済金日額}) \times \left( \begin{array}{c} \text{不慮の事故により入院を} \\ \text{開始した日からその日を} \\ \text{含めた災害入院日数} \end{array} \right)$$

カ 事故の日からその日を含めて180日を経過したのちに開始した入院であっても、この会が定める場合には、事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院とみなします。

キ 灾害入院共済金の支払事由に該当する入院のうち、災害入院共済金日額が変更された場合の災害入院共済金の額は、入院の直接の原因となった不慮の事故が発生した日の災害入院共済金日額を限度として、各入院日における災害入院共済金日額により計算します。

ク 被共済者が入院中につぎのいずれかの事由が発生した場合において、それらの事由の発生時に連続している入院は、この共済契約の共済期間中の入院とみなします。

- (a) 共済期間の満了日の翌日において、被共済者が第1章「4. 被共済者の範囲」で定める範囲外であるとき。
- (b) 重度障害共済金が支払われ、第7章「9. 共済契約の消滅」の定めにより消滅したとき。

⑬ 入院前災害通院共済金および退院後災害通院共済金

ア 入院前災害通院共済金および退院後災害通院共済金の支払対象となる通院日数の限度はつぎのとおりです。

- (a) 入院前災害通院共済金は1回の入院に対して30日分まで
- (b) 退院後災害通院共済金は1回の入院に対して60日分まで
- (c) 入院前災害通院共済金と退院後災害通院共済金をあわせて、契約を更新または更改した場合を含めたすべての共済期間を通じて750日分まで

イ 被共済者が同一の原因により2回以上入院した場合で、これらの入院が⑫のウの規定により1回の入院とみなされる場合は、これらの入院の入院開始日および退院日はつぎのとおりとします。

- (a) 入院開始日は最初の入院を開始した日とします。
- (b) 退院日は災害入院共済金の支払われる最終の日を含む入院の退院日とします。

この場合、最初の入院後の通院は、すべて退院後の通院とみなして退院後災害通院共済金の支払日数に含めて計算します。

ウ イの規定にかかわらず、被共済者が同一の原因により2回以上入院した場合において、その再入院が⑫のカの規定により事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院とみなされた入院であるときは、それらの入院に伴う通院については、この会の定める方法により入院前災害通院共済金および退院後災害通院共済金を支払います。

エ (1)の表および⑬のアで規定する入院前災害通院共済金または退院後災害通院共済金が支払われる通院のうち、災害入院共済金日額が変更された場合の入院前災害通院共済金の額および退院後災害通院共済金の額は、通院の直接の原因となった不慮の事故が発生した日の災害入院共済金日額を限度として、各通院日における災害入院共済金日額により計算します。

オ この会は、「⑦ 入院中あるいは通院中における契約消滅等の場合の取扱いについて」の「ア 入院中の場合」により災害入院共済金の支払われる入院とみなされる入院の退院後は、その入院にかかる退院後災害通院共済金を支払いません。

カ 通院日数について

つぎの(a)から(d)のいずれかに該当する通院は、通院日数に含めません。

(a) 被共済者の平常の生活に支障がない場合の通院

(b) 被共済者が業務に従事することに支障がない場合の通院

(c) 通院しなくてもさしつかえないとする医師または歯科医師の認定がある場合の通院

(d) 外傷所見（患部の擦過傷、腫れ、血腫、あざなどの所見をいう。）のない被共済者が訴える症状のみによる通院

#### 「新あいあい」の「災害通院共済金」について

入院前災害通院共済金および退院後災害通院共済金と重複してお支払いしません。同一の不慮の事故に対する支払限度は90日分です。また、全共済期間において入院前災害通院共済金および退院後災害通院共済金と通算して750日分を限度とします。

### ⑭ 災害手術共済金について

ア 被共済者が災害手術共済金の支払事由に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、当該手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、(1)の表にかかわらず、それらの手術については、それらの手術のうち支払金額の高いいずれか1つの手術についてのみ災害手術共済金を支払います。

イ 被共済者が、災害手術共済金の支払事由に該当する手術のうち、同時に2つ以上の手術を受けた場合には、1つの手術を受けたものとみなします。

ウ イの「2つ以上の手術を同時に受けた場合」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。

(a) 1回の手術（手術を開始してから終了するまでの一連の施術）の中で、複数種類の手術が行われたとき

(b) 1日（同じ日）の内に複数回の手術が行われたとき

エ この会は、被共済者が災害手術共済金の支払事由に該当する手術を受けた場合で、当該手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点

数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。

オ (1)の規定にかかわらず、事故の日からその日を含めて180日を経過したのちに受けた手術であっても、この会が定める場合には、事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術とみなします。

カ (1)ならびに⑭のアからエで規定する災害手術共済金が支払われる手術のうち、災害入院共済金日額が変更された場合の災害手術共済金の額は、手術の直接の原因となった不慮の事故が発生した日の災害入院共済金日額を限度として、手術日における災害入院共済金日額により計算します。

⑯ 災害放射線治療共済金について

ア 被共済者が、放射線治療共済金の支払事由に該当する放射線治療を2回以上受けた場合、放射線治療共済金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療共済金を支払いません。

イ 被共済者が、放射線治療共済金の支払事由に該当する施術のうち、同時に2つ以上の施術を受けた場合には、これらを1つの施術を受けたものとみなします。

ウ イの「同時に2つ以上の施術を受けた場合」とは、つぎのいずれかに該当するものをいいます。

(a) 1回の施術（施術を開始してから終了するまでの一連の施術）の中で、複数種類の施術が行われたとき。

(b) 1日（同じ日）のうちに複数回の施術が行われたとき。

エ (1)の規定にかかわらず、事故の日からその日を含めて180日を経過したのちに受けた施術であっても、この会が定める場合には、事故の日からその日を含めて180日以内に受けた施術とみなします。

オ (1)ならびに⑯のアからエで規定する災害放射線治療共済金が支払われる施術のうち、災害入院共済金日額が変更された場合の災害放射線治療共済金の額は、放射線治療の直接の原因となった不慮の事故が発生した日の災害入院共済金日額を限度として、施術日における災害入院共済金日額により計算します。

⑰ 他の障害その他の影響がある場合

この会は、被共済者が不慮の事故により傷害をこうむり、災害医療特約の共済金を支払う場合において、傷害がつぎの理由により重大となったときは、別に定める基準により、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して支払います。

ア すでに存在していた障害もしくは傷病の影響

イ 当該事故のうちにその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは傷病の影響

ウ 正当な理由がなく、被共済者が治療を行わなかったことまたは共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかったこと

⑯ 地震、津波、噴火その他これらに類する天災の場合

戦争その他の非常な出来事によるほか、地震、津波、噴火その他これらに類する天災により、(1)の表に規定する共済金を支払うことができない場合には、この会は、総会の議決を経て共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減をすることができます。

⑰ 事故発生のときの通知義務

不慮の事故による共済事故が発生したことを知ったときは、共済契約

者、被共済者または共済金受取人は、遅滞なく事故発生の状況および傷害の程度をこの会に通知してください。この通知が正当な理由なく遅滞したときは行われなかった場合には、この会は、共済契約者、被共済者または共済金受取人に損害賠償の請求をすることができると認められる額を差し引いて、共済金を支払うことができます。

## 第4章 共済金等の請求、支払時期および支払場所

### 1. 共済金等の請求、支払時期および支払場所

- (1) 共済金受取人は、被共済者について共済事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく別表第12「各共済金等請求の提出書類」に規定する請求書類をこの会に提出して、共済金を請求してください。
- (2) この会は、共済金の請求を受け、必要と認めた場合には、共済契約者、被共済者または共済金受取人に対し、事実を確認すること、および、この会の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができます。
- (3) この会は、共済金の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後10営業日以内に、この会の指定した場所で、共済金を共済金受取人に支払います。

ただし、傷病の内容、事故発生の状況、事故の原因、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他この会が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査（以下「必要な調査」といいます。）を要する場合において、この会に提出された書類だけではその確認ができないときは、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後30日以内に、必要な調査を終えて、共済金を共済金受取人に支払います。

- (4) さらに、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの①から⑧のいずれかに該当するときは、その旨をこの会が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後、①から⑧に規定する期間内（複数に該当するときは、そのうち最長の期間）に共済金を共済金受取人に支払います。

①	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき	60日
②	医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行う必要があるとき	90日
③	この会ならびに共済契約者、被共済者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき	
④	身体障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、身体障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行う必要があるとき	120日
⑤	弁護士法（昭和24年6月10日法律第205号）その他の法令にもとづく照会が必要なとき	180日
⑥	警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき	
⑦	日本国外で傷病が発生した等の事情により、日本国外において調査を行う必要があるとき	

⑧	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生したとき	360日
---	---	------

- (5) この会が必要な調査を行うにあたり、つぎの①または②のいずれかに該当することにより、調査が遅延した期間について、(3)および(4)の期間に算入しないものとし、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払いません。
- ① 共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、もしくはこれに応じなかつたとき（必要な協力を行わなかつた場合を含みます。）。
- ② 共済契約者、被共済者または共済金受取人が(2)にいう事実の確認、医師または歯科医師の診断を妨げ、もしくはこれに応じなかつたとき（必要な協力を行わなかつた場合を含みます。）。
- (6) この会は、共済掛金の返還の請求または返戻金もしくは契約者割りもどし金（以下「諸返戻金等」といいます。）の請求の原因となる事実が発生した日または必要な請求書類がすべてこの会に到着した日のいずれか遅い日の翌日以後30日以内に、この会の指定した場所で、共済契約者に支払います。

## 2. 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求

- (1) 指定代理請求人が指定されている共済契約において、共済契約者が共済金等を請求できないつぎの①から③のいずれかの特別な事情がある場合には、指定代理請求人が別表第12「各共済金等請求の提出書類」に規定する書類を提出して、共済金等を請求することができます。
- ① 共済金等の請求を行う意思表示が困難であるとこの会が認めたとき。
- ② 治療上の都合により、この会が認める傷病名について告知を受けていないとき、または余命の告知を受けていないとき。
- ③ その他①および②に準じる状態であるとこの会が認めたとき。
- (2) (1)の共済金等の請求を行う場合、指定代理請求人は、請求時において第1章「6. 指定代理請求人」(2)に定める範囲内のいずれかの人であることを要します。
- (3) 共済契約者に共済金等を請求できない(1)に定める特別な事情があり、かつ、つぎの①から③のいずれかをみたす場合には、代理請求人が別表第12「各共済金等請求の提出書類」に規定する書類を提出して、この会の承諾を得て、共済金等を請求することができます。
- ① 指定代理請求人が共済金等請求時に第1章「6. 指定代理請求人」(2)に定める範囲外であるとき。
- ② 指定代理請求人が指定されていないとき（指定代理請求人の指定が撤回されている場合、または指定代理請求人が死亡している場合を含みます。）。
- ③ 指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき（なお、「特別な事情」とは、共済金等の請求を行う意思表示が困難であるとこの会が認めたときをいいます。以下、(4)において同じです。）。
- (4) (3)の共済金等の請求を行う場合、代理請求人は、請求時においてつぎの①または②のいずれかの人であることを要します。
- ① 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の配偶者
- ② ①に規定する人がいない場合、または①に規定する人に共済金等を請

求できない特別な事情がある場合には、共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族

(5) (1)から(4)までの規定にかかわらず、つぎの①から③のいずれかに該当する場合には、指定代理請求人または代理請求人は共済金等を請求することができません。

① 共済契約者の代理人に、共済金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき。

② 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済事故を生じさせたとき。

③ 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済契約者を(1)の①または③の状態に該当させたとき。

(6) この会は、(1)から(5)までの規定により共済金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複して当該共済金等の請求を受けても、共済金等を支払いません。

## 第5章 共済掛金の払込み

### 1. 共済掛金の払込み

(1) 共済掛金の払込方法は、月払、半年払、年払または一時払とします（以下、それぞれの払込方法による契約を「月払契約」「半年払契約」「年払契約」または「一時払契約」といいます。）。

(2) 第2回以後の共済掛金は、払込方法別応当日の前日までに払い込まなければなりません。

(3) (2)で払い込むべき共済掛金は、払込方法別応当日からその翌払込方法別応当日の前日までの期間（以下「共済掛金期間」といいます。）に対応する共済掛金とします。

(4) この会は、(2)の規定にかかわらず、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込方法別応当日の前日の属する月の末日（以下「払込期日」といいます。）までとすることができます。

(5) 特約の共済掛金の払込方法は、生命基本契約と同一とし、特約の共済掛金は生命基本契約の共済掛金と同時に払い込まなければなりません。

(6) 共済掛金がその払込方法別応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに共済掛金の払込みを要しなくなった場合には、この会は、その払い込まれた共済掛金を共済契約者に返還します。

### 2. 共済掛金の払込場所

(1) 共済掛金は、この会の事務所またはこの会の指定する場所に払い込まなければなりません。

(2) 共済契約者等は、「**XIII 掛金口座振替特則条項**」に規定する掛金口座振替特則を付帯することにより、当該共済契約の共済掛金をこの会の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと（以下「口座振替扱」といいます。）ができます。

(3) 共済契約者等は、「**XIV クレジットカード払特則条項**」に規定するクレジットカード払特則を付帯することにより、当該共済契約の初回掛金を、指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）を通じて、当該カード会社の発行するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により、払い込むこと（以下「クレジットカード扱」といいます。）ができます。

## 第6章 共済掛金払込みの猶予期間および共済契約の失効

### 1. 共済掛金の払込猶予期間

- (1) この会は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から3か月間の払込猶予期間を設けます。
- (2) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災により第2回以後の共済掛金の払込みが一時困難であると、この会が認める場合には、この会は、(1)に規定する払込猶予期間を延長することができます。

### 2. 共済契約の失効

共済掛金の払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合は、共済契約はつぎのときに効力を失い、共済契約は消滅します。この場合、この会はその旨を共済契約者に通知し、返戻金として解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

- (1) 発効日または更新日が月の1日である共済契約については、払込猶予期間の末日の翌日の午前零時
- (2) 発効日または更新日が月の1日でない共済契約については、払込猶予期間の末日の属する月の発効応当日の午前零時

### 3. 共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い

- (1) この会は、共済掛金の払込猶予期間中に共済事故が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いて支払うこと（以下「共済金の差額支払い」といいます。）ができるものとします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、未払込共済掛金の全額が共済金の額をこえているとき、または共済契約者の申し出により共済金の差額支払いを行わないときは、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払い込まなければなりません。なお、払込猶予期間中に未払込共済掛金の全額の払込みがされない場合は、この会は、共済金を支払いません。

## 第7章 共済契約の取消し、無効、解除および消滅

### 1. 詐欺等による共済契約の取消し

- (1) この会は、共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫により、共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができます。
- (2) (1)の規定による取消しは、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

### 2. 共済金の不法取得目的による無効

この会は、共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結をした場合には、その共済契約を無効とし、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

### 3. 共済契約の無効

- (1) つぎのいずれかに該当する場合には、共済契約または特約は無効とします。
  - ① 被共済者が共済契約の発効日にすでに死亡していたとき。
  - ② 被共済者が共済契約の発効日または更新日において第1章「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外であったとき。

③ 被共済者に、すでに個人長期生命共済事業規約にもとづく先進医療特約または終身生命共済事業規約にもとづく先進医療特約もしくは引受緩和型先進医療特約が締結されている場合について、これらの特約が新たに締結されたときは、当該契約

④ 基本契約または特約の共済金額が、「第2章 共済金額」に規定する最高限度をこえていたときは、そのこえた部分の共済金額に対応する共済契約。

⑤ 共済契約の申込みに際し、被共済者の同意を得ていなかったとき。

⑥ 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがされたとき。

(2) この会は、(1)の場合において、当該共済契約にかかる共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還します。

(3) この会は、(1)の規定により、共済契約または特約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

#### 4. 共済契約の解約

(1) 共済契約者は、いつでも将来に向かって共済契約または特約を解約することができます。ただし、生命基本契約においては満期共済金（累加死亡共済金または累加重度障害共済金を含みます。以下この項目において同じです。）のみ解約することができます。

(2) (1)にかかわらず、定期医療プラン（2019）における災害医療特約Ⅱおよび疾病医療特約については、当該特約のみ解約することはできません。

(3) 解約する場合には、別表第12「各共済金等請求の提出書類」に定める所定の書類に解約の日などの必要事項を記入し、第1章「8. 共済契約の申込みと成立」(1)に規定する申込み時の印（以下「届出印」といいます。）を押して署名し、共済契約証書を添えて、この会に提出してください。

(4) 解約の効力は、(3)の解約の日または(3)の書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日の翌日の午前零時から生じます。

(5) (1)から(4)までの規定により、特約のみ解約した場合または満期共済金のみ解約した場合は、あらたに共済契約証書を発行します。

#### 5. 債権者等による解約および共済金受取人による共済契約の存続

(1) 差押債権者、破産管財人等の共済契約者以外で共済契約の解約をすることができる人（以下「債権者等」といいます。）が共済契約を解約する場合には、この会が定める方法により書面にて行ってください。

(2) 「4. 共済契約の解約」の規定にかかわらず、(1)の規定による解約は、解約の通知がこの会に到達した時から1か月を経過した日に効力が生じることとします。

(3) (1)および(2)の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの①および②を満たす共済金受取人は、共済契約者の同意を得て、(2)の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知がこの会に到達した日に解約の効力が生じたとすればこの会が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、この会にその旨を通知したときは、(1)および(2)の解約はその効力を生じないこととします。

① 共済契約者もしくは被共済者の親族または被共済者本人であること

② 共済契約者でないこと

(4) (1)の解約の通知がこの会に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは(3)の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡共済金または重度障害共済金の支払事由が生じ、この会が共済金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、(3)に規定する金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、共済金受取人に支払います。

## 6. 重大事由による共済契約の解除

- (1) この会は、つぎの①から⑤のいずれかに該当するときは、将来に向かって共済契約を解除することができます。
- ① この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
  - ② 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、この会に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
  - ③ 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき。
    - ア 反社会的勢力に該当すると認められること。
    - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
    - ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
    - エ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
    - オ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
  - ④ この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします。）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき。
  - ⑤ ①から④までのいずれかに該当するほか、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。
- (2) (1)の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生ののちになされたときであっても、この会は、(1)の①から⑤に規定する事実が発生した時から解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金（死亡共済金受取人が(1)の③のみに該当した場合で、その死亡共済金受取人が共済金の一部の受取人であるときは、共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいいます。以下、この項目において同じです。）を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

## 7. 告知義務違反による共済契約の解除

- (1) 共済契約者または被共済者が、共済契約締結または共済契約者からの申し出により共済契約を変更して更新（第1章「11. 共済契約の更新」(5)から(8)までの規定による更新）した当時（以下、この項目において「共済契約締結時」といいます。）、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げた場合には、この会は、将来に向かって共済契約を解除することができます。
- (2) この会は、つぎの①から⑥のいずれかに該当する場合には、(1)の規定による共済契約を解除することができません。
- ① 共済契約締結時において、この会がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき。

- ② この会のために共済契約の締結の媒介を行うことができる人（この会のために共済契約の締結の代理を行うことができる人を除きます。以下「共済媒介者」といいます。）が、共済契約者または被共済者が事実を告げることを妨げたとき。
- ③ 共済媒介者が、共済契約者または被共済者に対し、事実を告げず、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
- ④ 当該被共済者にかかる共済契約の発効日（更新時に契約内容の変更があった場合には更新日）から2年以内に共済事故が生じなかったとき。ただし、発効日または更新日前に原因が生じていたことにより、共済金が支払われないときを除きます。
- ⑤ この会が解除の原因を知ったときから解除権を1か月間行使しなかったとき。
- ⑥ この会が共済契約の申込みの承諾を共済契約者等に通知してから5年を経過したとき。
- (3) (2)の②および③の規定は、共済媒介者の行為がなかったとしても共済契約者または被共済者が(1)の事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- (4) (1)の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生のちになされたときであっても、この会は、解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができます。ただし、共済契約者または共済金受取人が、被共済者の共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合を除きます。
- (5) (1)の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

## 8. 被共済者による共済契約の解除請求

- (1) 被共済者が共済契約者以外である場合において、つぎの①から④のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対し共済契約（その被共済者にかかる部分に限ります。以下、この項目および「12. 解約、解除または減額の場合の返戻金の払戻し」において同じです。）を解除することを求めることができます。
- ① 共済契約者または共済金受取人に、「6. 重大事由による共済契約の解除」(1)の①または②のいずれかに該当する行為があったとき。
- ② 共済契約者または共済金受取人が、「6. 重大事由による共済契約の解除」(1)の③に該当するとき。
- ③ ①および②のほか、共済契約者または共済金受取人が、①および②の場合と同程度に被共済者のこれらの人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。
- ④ 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他この会が定める事由により、この共済契約の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。
- (2) 共済契約者は、(1)の①から④のいずれかに該当する場合において、被共済者から(1)に規定する解除請求があったときは、この会に対する通知により、共済契約を解除しなければなりません。
- (3) 被共済者は、(1)の①から④のいずれかに該当する場合で、かつ、共済契約者が解除請求に応じないときは、この会の定める方法により、この会に対し共済契約を解除することを求めることができます。

(4) この会は、(3)に規定する解除請求を受けた場合は、将来に向かって共済契約を解除することができます。

(5) (4)の規定により共済契約が解除された場合には、この会は、共済契約者の住所にあてて、その旨を書面により通知します。

## 9. 共済契約の消滅

被共済者が、死亡した場合にはそのときをもって、重度障害共済金が支払われた場合には重度障害となったときをもって、当該被共済者にかかる共済契約は消滅します。

## 10. 基本契約ならびに各特約および各特則の無効等における取扱い

(1) 基本契約が無効、失効、解約、解除または消滅した場合は、同時に各特約および各特則も無効、失効、解約、解除または消滅します。

(2) 各特約が無効、失効、解約、解除または消滅した場合は、同時に基本契約も無効、失効、解約、解除または消滅します。ただし、この会が特に認めた場合に限り、当該特約のみ無効、解約、解除または消滅するものとして、取り扱うことができます。

## 11. 取消しの場合の共済掛金の返還および共済金等の取扱い

この会は、「1. 詐欺等による共済契約の取消し」の規定により、共済契約を取り消した場合には、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

## 12. 解約、解除または減額の場合の返戻金の払戻し

(1) この会は、「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 告知義務違反による共済契約の解除」または「8. 被共済者による共済契約の解除請求」の規定により共済契約が解約または解除された場合において、返戻金として解約返戻金または解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

(2) この会は、「4. 共済契約の解約」の規定により、特約のみ解約した場合には、返戻金として特約のみ解約する場合の解約返戻金を共済契約者に払い戻します。

(3) この会は、第8章「6. 共済金額の減額」の規定により共済契約の共済金額が減額された場合において、返戻金として減額部分に対応する解約返戻金を共済契約者に払い戻します。

(4) (1)の規定にかかわらず、この会は、「6. 重大事由による共済契約の解除」

(1)の③に該当し共済契約を解除した場合において、「6. 重大事由による共済契約の解約」(2)の規定により共済金の一部の受取人に対して共済金を支払わないときは、返戻金として支払われない共済金に対応する解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

## 13. 消滅の場合の返戻金の払戻し

(1) この会は、「9. 共済契約の消滅」の規定により共済契約が消滅し、かつ、第3章「1. 共済金の支払い」(1)の表中「死亡共済金および重度障害共済金(生命基本契約)」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由) ①のアからウのいずれかに該当したことによって死亡共済金が支払われないときは、この会は、返戻金として責任準備金相当額を共済契約者に払い戻し、第3章「1. 共済金の支払い」(1)の表中「死亡共済金および重度障害共済金(生命基本契約)」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由) ①のエに該当したことによって死亡共済金が支払われないときは、この会は、返戻金として解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

また、共済契約が消滅し、かつ、第3章「1. 共済金の支払い」(1)の表中「死亡共済金および重度障害共済金(生命基本契約)」の支払事由に該

当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）①の二つ以上に該当することによって、死亡共済金が支払われないときは、この会は、返戻金として減額部分に対応する解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

(2) (1)の規定にかかわらず、共済契約が消滅した場合であっても、第3章「1. 共済金の支払い」(1)の表中「死亡共済金および重度障害共済金（生命基本契約）」の共済金等を支払う場合の規定により死亡共済金または重度障害共済金が支払われたときには、この会は、当該共済契約の未経過共済期間に対する共済掛金を共済契約者に返還しません。

#### 14. 失効、解約、解除または消滅の場合の未払込共済掛金の精算

(1) この会は、第6章「2. 共済契約の失効」ならびにこの章の「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 告知義務違反による共済契約の解除」「8. 被共済者による共済契約の解除請求」「9. 共済契約の消滅」「12. 解約、解除または減額の場合の返戻金の払戻し」または「13. 消滅の場合の返戻金の払戻し」の規定により共済契約が失効し、解約され、解除され、消滅し、かつ、返戻金として解約返戻金、解約返戻金相当額または責任準備金相当額を共済契約者に払い戻す場合において、当該共済契約について未払込共済掛金があるときは、その金額を解約返戻金、解約返戻金相当額または責任準備金相当額から差し引きます。

(2) 共済契約が消滅し、かつ、共済金を共済契約者または死亡共済金受取人に支払う場合において、当該共済契約に未払込共済掛金があるときは、共済掛金の払込猶予期間中であっても、その金額を共済金から差し引きます。

(3) (1)および(2)の場合において、この会が解約返戻金、解約返戻金相当額、責任準備金相当額または共済金とともに契約者割りもどし金を支払うときは、これらの合計額から未払込共済掛金を差し引きます。

## 第8章 共済契約の変更

### 1. 共済契約による権利義務の承継

(1) 共済契約者は、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、共済契約による権利義務を第三者に承継させることができます。ただし、この場合のあらたに共済契約者となるべき第三者は、承継の申し出の日において被共済者との関係が第1章「4. 被共済者の範囲」(1)に該当する人でなければなりません。

(2) 共済契約者が死亡した場合には、被共済者がこの会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。

(3) (2)において、被共済者が承継することが困難な場合（被共済者が承継する意思のないときおよび共済契約者になることができないときをいいます。）には、死亡した共済契約者の相続人が被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。

(4) 共済契約者が死亡した場合において、(2)および(3)の規定による承継がなされなかったときは、死亡した共済契約者の相続人の同意、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、第三者が、共済契約による権利義務を承継することができます。

(5) (3)の場合において、あらたな共済契約者となる相続人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、他の相続人を代理します。

(6) (5)の場合において、代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合には、この会が相続人の1人に対して行ったことは、他の相続人に対しても効力を生じます。

- (7) (3)の場合において、相続人が2人以上あるときには、各相続人は連帶してその共済契約の義務を負うものとします。
- (8) 共済契約者が死亡してから6か月以内に(2)から(4)までの規定による承継の手続がなされなかった場合には、その共済契約（更新された場合は更新後の共済契約）は、当該6か月を経過した日の午前零時に消滅します。この場合、この会は、相続人に解約返戻金相当額を支払います。
- (9) (1)から(4)までの規定により共済契約者になる人は、この会の会員である組合の組合員とならなければなりません。

## 2. 生年月日および性別の誤りの取扱い

- (1) 共済契約申込書に記載された被共済者の生年月日に誤りがあった場合において、被共済者が第1章「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外となるため当該共済契約が無効になるとき以外の場合は、この会は、共済契約者から提出されたこの会所定の書類に記入された正しい生年月日にもとづいて、共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に返還し、不足分は払い込んでいただきます。
- (2) 共済契約申込書に記載された被共済者の性別に誤りがあった場合は、この会は、共済契約者から提出されたこの会所定の書類に記入された正しい性別にもとづいて、共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に返還し、不足分は払い込んでいただきます。

## 3. 氏名または住所の変更

共済契約者は、つぎの事項について変更がある場合には、遅滞なくこの会の定める書式により、その旨をこの会に通知してください。

- (1) 共済契約者の氏名または住所  
(2) 被共済者の氏名  
(3) 死亡共済金受取人を指定している場合の死亡共済金受取人の氏名  
(4) 指定代理請求人を指定している場合の指定代理請求人の氏名

## 4. 共済契約関係者の続柄の異動

共済契約者は、共済期間中途において、被共済者が第1章「4. 被共済者の範囲」(1)の②から④までに該当しなくなった場合には、その旨を遅滞なくこの会に通知してください。

## 5. 共済掛金の払込方法の変更

- (1) 共済契約者は、共済掛金の払込方法のうち、月払、半年払および年払について、その払込方法を変更することができます。
- (2) この変更を行う場合、共済契約者は、この会の所定の書類に必要事項を記入し、届出印を押して署名し、共済契約証書を添えて提出してください。
- (3) この変更の申込みがあった場合、この会は、申込みのあった直後の発効日または更新日の年応当日より共済掛金の払込方法を変更して扱います。

## 6. 共済金額の減額

- (1) 共済契約者は、生命基本契約の満期共済金額の減額（累加死亡・累加重度障害共済金額の満期共済金額と同額の減額を含みます。）または特約の共済金額を減額することができます。
- (2) この会は、つぎのいずれかに該当する場合は、それぞれに規定する内容で特約の共済金額の減額を行うものとします。
- ① 災害入院共済金日額を減額する場合は、同時に病気入院共済金日額も減額することとし、減額する額は災害入院共済金日額の減額の額と同額とします。
- ② 病気入院共済金日額を減額する場合は、同時に災害入院共済金日額も

減額することとし、減額する額は病気入院共済金日額の減額の額と同額とします。

(3) 三大疾病入院共済金日額または女性疾病入院共済金日額における減額の取扱いについては、別に定めます。

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、先進医療特約共済金額については減額することができません。

(4) (1)および(2)の規定による減額は、書面により行うものとし、その書面には減額の日を記載してください。

(5) (1)から(4)までの規定により共済金額を減額する場合の減額の単位は、各基本契約および各特約ごとに別に定めます。

(6) (1)から(5)までの規定による共済金額の減額の効力は、(4)の減額の日または(4)の書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日（以下この項目において「減額日」といいます。）の翌日の午前零時から生じます。

(7) (1)から(6)までの規定により共済金額を減額する場合には、この会は、その減額した分の共済金額に対応する基本契約または特約について、第7章「4. 共済契約の解約」の規定による基本契約または特約の解約が行われたものとみなします。

(8) (1)から(7)までの規定により共済金額を減額した場合において、減額後の共済契約について払い込むべき共済掛金があるときは、解約の効力の生じた日より共済掛金を改め、減額日の直後に到来する払込方法別応当日から適用します。

(9) (1)および(2)の規定にかかわらず、減額後の共済金額が別に定める額の範囲外になるときは、減額することができません。

(10) 共済金額の減額を行った場合は、あらたに共済契約証書を発行します。

## 第9章 契約者割りもどし金

### 1. 契約者割りもどし金

(1) この会は、別に定める基準により、つぎのいずれかに該当する共済契約に対して、契約者割りもどし金を共済契約者に割当てます。なお、共済契約の締結に際して確定金額の割りもどしを約束するものではありません。

① 当該事業年度末に有効な共済契約

② 当該事業年度中に満期をむかえた共済契約

(2) この会は、(1)により割り当てられた契約者割りもどし金を、別に定める方法により利息を付けて据え置きます。

(3) この会は、共済契約者から据え置かれた契約者割りもどし金の支払いの請求があったとき、または第6章「2. 共済契約の失効」ならびに第7章「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 告知義務違反による共済契約の解除」「8. 被共済者による共済契約の解除請求」および「9. 共済契約の消滅」の規定により共済契約が失効、解約、解除、消滅または満了したときは、この会の定める方法により据え置かれた契約者割りもどし金を共済契約者に支払います。

(4) 据え置かれた契約者割りもどし金を共済期間中において請求する場合は、別表第12「各共済金等請求の提出書類」に定める所定の書類に必要事項を記入し、届出印を押して署名し、共済契約証書を添えて、この会に提出してください。

### 1. 契約年齢の計算

被共済者の契約年齢は、共済契約の発効日または更新日現在における満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

### 2. 期間の計算

- (1) この契約規定において月または年をもって期間をいう場合には、期間の初日を算入します。
- (2) この契約規定において月または年をもって期間をいう場合の期間の満了日は、この契約規定において、特に規定のあるときを除き、その起算の日の当該応当日の前日とします。
- (3) 応当日において、該当する月に応当する日がない場合には、その月の末日を応当日とみなします。

### 3. 時 効

- (1) この会は、共済金受取人が共済事故の発生した日の翌日から起算して、共済金の請求手続を3年間行わなかった場合には、共済金を支払う義務を免れます。
- (2) この会は、共済契約者が共済掛金の返還または諸返戻金等の請求の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を3年間行わなかった場合には、共済掛金を返還する義務または諸返戻金等を払い戻す義務を免れます。
- (3) 共済金受取人は、この会が共済金の返還の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を3年間行わなかった場合には、共済金返還の義務を免れます。
- (4) 共済契約者は、この会が共済掛金または諸返戻金等の返還の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を3年間行わなかった場合には、共済掛金または諸返戻金等を返還する義務を免れます。

### 4. 事業の休止または廃止

この会は、この共済事業の全部または一部を休止し、または廃止する場合には、その理由および当該事業の休止または廃止に伴う共済契約の処理方法について、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出るものとします。

### 5. 戦争その他の非常な出来事の場合

この会は、戦争その他の非常な出来事により共済契約にかかる所定の共済金を支払うことができない場合には、総会の議決を経て共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減することができます。

### 6. 生死不明の場合

- (1) この会は、被共済者の生死が不明の場合において、つぎのいずれかに該当する場合は、被共済者が死亡したものとみなし、この会が認めた日において被共済者が死亡したものとして取り扱います。

- ① 被共済者が失踪宣告をうけたとき
- ② 船舶または航空機の危難およびその他の危難に遭った場合で、被共済者の生死が、危難の去った後、つぎの期間を経過してもわからないとき。ただし、つぎのそれぞれの期間が経過する前であっても、この会は、被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金または累加死亡共済金を支払うことができます。

ア 航空機の危難の場合 30日

イ 船舶の危難の場合 3か月

ウ ア、イ以外の危難の場合 1年

- (2) (1)の規定により、この会が死亡共済金または累加死亡共済金を支払った

後に被共済者の生存が判明した場合には、共済金受取人はすでに支払われたこれらの共済金をこの会に返還しなければなりません。

(3) (1)の規定により、共済金受取人が死亡共済金または累加死亡共済金を受け取る場合は、当該共済金受取人は、(2)の事項を記載した書類を、この会に提出してください。

## 7. 管轄裁判所

この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、この会の主たる事務所の所在地または共済契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

## 8. 身体障害等級別支払割合表の変更

(1) 別表第1「身体障害等級別支払割合表」中の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、施行規則別表第1「障害等級表」(以下「障害等級表」といいます。)中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において効力がある同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとします。

(2) (1)の規定にかかわらず、この会が、特に必要と認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、別表第1「身体障害等級別支払割合表」を変更することができます。ただし、この場合には、この会は、共済契約者にあらかじめその旨を周知します。

## 9. 診療報酬点数表の変更

この会は、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表の改正により手術料が算定される手術、放射線治療料が算定される施術または在宅療養が算定される在宅終末期医療の種類が変更されるなど、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正が災害医療特約Ⅱ、疾病医療特約、三大疾病医療特約および女性疾病医療特約(以下、この項目において「災害医療特約等」といいます。)の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、災害医療特約等の支払事由を変更することができます。ただし、この場合には、この会は、共済契約者にあらかじめその旨を周知します。

## 10. 要介護状態区分の変更

この会は、要介護状態区分が変更されるなど、公的介護保障制度の改正が行われ、その改正が介護共済金または介護初期費用共済金の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、介護共済金または介護初期費用共済金の支払事由を変更することができます。ただし、この場合には、この会は、共済契約者にあらかじめその旨を周知します。

## 11. 通知の方法

共済契約者等、被共済者または共済金受取人に対するこの会の通知は、つぎの住所に発すれば足りるものとします。

(1) 共済契約の申込みまたは更新のときに共済契約申込書に記載された住所  
(2) 第8章「3. 氏名または住所の変更」により通知があったときは、その住所

## 12. 定めのない事項の取扱い

この契約規定で規定していない事項については、日本国法令にしたがいます。

## II 満期共済金条項

### 1. 満期共済金条項による共済金の支払い

- (1) 定期医療プラン（2019）において、満期共済金を付帯した場合には、「I 一般条項」における第3章「1. 共済金の支払い」に加えてつぎの共済金をお支払いします。

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
共満 満期	被共済者が共済期間満了まで生存しているとき	満期共済金額	—
累加死亡共済金および 累加重度障害共済金	被共済者が共済期間中に、つぎのいずれかに該当したとき ① 死亡したとき ② 生命基本契約の発効日または更新日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として重度障害となったとき	満期共済金を支払うために、発効日（または更新日）から死亡日（または重度障害となつた日）までに積み立てられた積立金の額	「I 一般条項」における第3章「1. 共済金の支払い」(1)の表中「死亡共済金および重度障害共済金（生命基本契約）」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）と同様です。

- (2) 「I 一般条項」における第3章「1. 共済金の支払い」(1)の表中「死亡共済金および重度障害共済金（生命基本契約）」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）①のアからエまでに該当した場合については、この累加死亡共済金についても、「I 一般条項」における第7章「13. 消滅の場合の返戻金の払戻し」と同様の取扱いとなります。

### 2. 満期共済金額

このプランの満期共済金額の限度は、基本契約共済金額と同額とします。ただし、「VII 転換特則I条項」に規定する転換特則Iが付帯された場合は10万円とします。

## III 三大疾病医療特約条項

### 1. 三大疾病入院共済金日額

三大疾病医療特約にかかる共済金額（以下「三大疾病入院共済金日額」といいます。）は病気入院共済金日額と同額とします。

### 2. 三大疾病医療特約の共済金の支払い

三大疾病医療特約の共済金の支払いはつぎのとおりです。

- (1) 共済金の種類、支払事由、共済金の額および免責事由

共済金の種類	共済金等を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても 共済金等を支払わない 場合(免責事由)
急性心筋梗塞診断共済金	<p>被共済者が共済期間中につぎのいずれかに該当した場合</p> <p>① 三大疾病医療特約の発効日または更新日以後に別表第5「心・脳疾患の定義」の急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含め60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働および事務等の座業はできるが、それ以上の活動については制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき。</p> <p>② 三大疾病医療特約の発効日または更新日以後に急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として三大疾病手術共済金が支払われる手術を受けたとき。</p>	三大疾病入院共済金日額×100	<p>つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>① 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失により生じた疾病によるとき。</p> <p>② 被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき。</p>
脳卒中診断共済金	<p>被共済者が共済期間中につぎのいずれかに該当した場合</p> <p>① 三大疾病医療特約の発効日または更新日以後に別表第5「心・脳疾患の定義」の脳卒中を発病し、その脳卒中によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調および麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。</p> <p>② 三大疾病医療特約の発効日または更新日以後に脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として三大疾病手術共済金が支払われる手術を受けたとき。</p>	三大疾病入院共済金日額×100	

共済金の種類	共済金等を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても 共済金等を支払わない 場合 (免責事由)
悪性新生物診断共済金	<p>被共済者が共済期間中につぎのいずれかに該当した場合</p> <p>① 三大疾病医療特約の発効日または更新日から起算して91日目以後に別表第6「悪性新生物の定義」の悪性新生物に生後はじめて罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見（病理組織学的所見が得られない場合には、その他の所見による診断確定を認めるときがあります。以下同じです。）により診断確定されたとき。</p> <p>② ①の悪性新生物診断共済金が支払われ、その悪性新生物診断共済金が支払われた共済事故の発生日からその日を含め2年以上経過後に、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により悪性新生物と診断確定され、かつ、三大疾病入院共済金が支払われる入院をしたとき。</p>	三大疾病入院共済金日額×100	
上皮内新生物診断共済金	<p>被共済者が共済期間中につぎのいずれかに該当した場合</p> <p>① 三大疾病医療特約の発効日または更新日から起算して91日目以後に別表第7「上皮内新生物の定義」の上皮内新生物に罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき。</p> <p>② ①の上皮内新生物診断共済金が支払われ、その上皮内新生物診断共済金が支払われた共済事故の発生日からその日を含め2年以上経過後に、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により上皮内新生物と診断確定され、かつ、三大疾病入院共済金が支払われる入院をしたとき。</p>	三大疾病入院共済金日額×100	

共済金の種類	共済金等を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても 共済金等を支払わない 場合 (免責事由)
三大疾病入院共済金	<p>被共済者が共済期間中に、つぎの条件をすべてみたす入院をしたとき。</p> <p>① 三大疾病医療特約の発効日または更新日以後に発病した三大疾病の治療を目的とする入院（ただし、その三大疾病ががんである場合は発効日から起算して31日目以後に発病した三大疾病的治療を目的とする入院）</p> <p>② 1日以上となる入院</p>	三大疾病入院共済金日額 × 入院日数	
三大疾病退院共済金	被共済者が三大疾病入院共済金の支払われる入院をし、その入院が連続して20日以上となつた後に生存退院した場合	三大疾病入院共済金日額 × 10 (1回の入院につき1回限り支払います。)	
三大疾病手術共済金	<p>被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす手術を受けたとき。</p> <p>① 三大疾病医療特約の発効日または更新日以後に発病した三大疾病的治療を直接の目的とする手術。（その三大疾病ががんである場合は、発効日から起算して31日目以後に発病した三大疾病的治療を直接の目的とする手術）</p> <p>② 病院または診療所において受けた手術</p> <p>③ つぎのアまたはイのいずれかに該当する手術 ア 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術（歯科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象となる手術を含みます）。ただし、手術を受</p>	三大疾病入院共済金日額 × 20	

共済金の種類	共済金等を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても 共済金等を支払わない 場合(免責事由)
	<p>けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとし、つぎの(a)から(f)に掲げる手術を除きます。</p> <p>(a) 創傷処理</p> <p>(b) 皮膚切開術</p> <p>(c) デブリードマン</p> <p>(d) 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術</p> <p>(e) 拔歯手術</p> <p>(f) 診療報酬点数が1,400点未満の手術</p> <p>イ 先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術。ただし、歯、義歯、または歯肉の処置に伴う手術およびアの(a)から(d)までに該当する手術を除き、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含みません。</p>		
三大疾病放射線治療共済金	<p>被共済者が共済期間中に、つぎの①から③のすべてをみたす施術(以下、この項目において「放射線治療」といいます。)を受けたとき。</p> <p>① 三大疾病医療特約の発効日または更新日以後に発病した三大疾病の治療を直接の目的とする施術(その三大疾病ががんである場合は、発効日から起算して31日目</p>	三大疾病入院共済金日額×10	

共済金の種類	共済金等を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても 共済金等を支払わない 場合(免責事由)
	<p>以後に発病した三大疾病の治療を直接の目的とする施術)</p> <p>② 病院または診療所において受けた施術</p> <p>③ つぎのいずれかの種類に該当する施術</p> <p>ア 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる放射線照射(「血液照射」を除きます。)または温熱療法による施術(歯科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる施術のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象となる放射線照射(「血液照射」を除きます。)または温熱療法による施術を含みます)。ただし、施術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとします。</p> <p>イ 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術</p>		
在宅ホスピスケア共済金	<p>被共済者が共済期間中に、つぎのいずれもみたす在宅終末期医療を受けたとき。</p> <p>① 三大疾病医療特約の発効日または更新日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物を直接の原因として被共済者の余命が6か月以内と判断されて受けた在宅終末期医療</p> <p>② 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療(歯科診療報酬点数表により在宅</p>	<p>三大疾病入院共済金日額 ×在宅終末期医療を受けた日数</p>	

共済金の種類	共済金等を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても 共済金等を支払わない 場合 (免責事由)
	療養の算定対象となる在宅終末期医療のうち、医科診療報酬点数表においても在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療を含みます。以下、この項目において同じです)。ただし、在宅終末期医療を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとします。		

## (2) ご注意

### ① 更新契約における発効日または更新日

更新契約の共済金の支払いにおいて、満了した共済契約の三大疾病入院共済金日額に相当する部分については、はじめてその共済金額により共済契約が締結されたときの発効日または更新日を起算日として、この条項を適用します。

### ② 上皮内新生物診断共済金について

上皮内新生物診断共済金の支払事由の①により支払う上皮内新生物診断共済金は1回限りとします。

### ③ 診断共済金について

「急性心筋梗塞診断共済金」、「脳卒中診断共済金」、「悪性新生物診断共済金」、「上皮内新生物診断共済金」のいずれかが支払われた共済事故の発生日からその日を含めて2年以内に、「急性心筋梗塞診断共済金」、「脳卒中診断共済金」、「悪性新生物診断共済金」、「上皮内新生物診断共済金」のいずれかの診断共済金の支払事由に該当した場合は、診断共済金を支払いません。

### ④ 三大疾病入院共済金について

ア 三大疾病医療特約の発効日または更新日前に発病した三大疾病の治療を直接の目的とする入院であっても、その入院が発効日または更新日からその日を含めて2年以上経過した後に開始された場合には、発効日または更新日以後に発病した三大疾病の治療を目的とする入院とみなします。

イ アの場合で、三大疾病ががんであるときは、三大疾病医療特約の発効日または更新日から起算して31日目においてすでに発病していたがんの治療を目的とする入院であっても、その入院が発効日または更新日からその日を含めて2年以上経過した後に開始された場合には、発効日または更新日から起算して31日目以後に発病した三大疾病的治療を目的とする入院とみなします。

ウ 被共済者が当初の入院を開始したとき併発していた三大疾病または当初の入院期間中に併発した三大疾病的治療を目的としてあらたに入院を開始した場合には、当初の入院の直接の原因と同一の原因により連続して入院したものとみなします。

エ 被共済者が三大疾病入院共済金の支払事由に該当する入院をし、そ

の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、三大疾病入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな三大疾病による入院とします。

オ ウおよびエの「同一の原因」による入院には、病名を異にするものであっても、直接であるか間接であるかを問わず、この会が因果関係のある一連の疾病による入院と認めた場合を含みます。

カ (1)の表における入院日数は、医師または歯科医師が退院してもさしつかないと認定したときは、入院した日からその認定の日までとします。

キ 被共済者が転入院した場合は、その転入院について前入院から継続して入院していたとみなすべき事情のあるとこの会が認めたときは、前入院から継続していたものとみなします。

ク 三大疾病入院共済金が支払われる入院中に、つぎのいずれかの事由が発生した場合には、それらの事由の発生時に連続している入院は、この特約の共済期間中の入院とみなします。

(a) 共済期間の満了日の翌日において、被共済者が「I 一般条項」における第1章「4. 被共済者の範囲」で定める範囲外であるとき。

(b) 重度障害共済金が支払われ、「I 一般条項」における第7章「9. 共済契約の消滅」の定めにより消滅したとき。

ケ 被共済者の入院中に三大疾病入院共済金日額の減額があった場合には、三大疾病入院共済金の支払額は各入院日における三大疾病入院共済金日額により計算します。

## ⑤ 三大疾病退院共済金について

ア (1)の表における「1回の入院」とは、「三大疾病入院共済金」で「1回の入院」とされるものをいいます。

イ (1)の表における「その入院が連続して20日以上となった」の入院日数については、入院した日から医師または歯科医師の認定により退院してもさしつかえないこととなった日までとします。

ウ 被共済者の入院中に三大疾病入院共済金日額の減額があった場合には、三大疾病退院共済金の支払額は入院20日目における三大疾病入院共済金日額により計算します。

## ⑥ 三大疾病手術共済金について

ア 三大疾病医療特約の発効日または更新日前に発病した三大疾病的治療を直接の目的とする手術であっても、その手術を発効日または更新日からその日を含めて2年以上経過した後に受けた場合には、発効日または更新日以後に発病した三大疾病的治療を直接の目的とする手術とみなします。

イ アの場合で、三大疾病ががんであるときは、三大疾病医療特約の発効日または更新日から起算して31日目においてすでに発病していたがんの治療を直接の目的とする手術であっても、その手術を発効日または更新日からその日を含めて2年以上経過した後に受けた場合には、発効日または更新日から起算して31日目以後に発病した三大疾病的治療を直接の目的とする手術とみなします。

ウ 被共済者が、三大疾病手術共済金の支払事由に該当する手術のうち、同時に2つ以上の手術を同時に受けた場合には、1つを受けたものとみなします。

エ ウの「同時に2つ以上の手術を同時に受けた場合」とは、つぎのい

すれかの場合をいいます。

(a) 1回の手術（手術を開始してから終了するまでの一連の施術）の中で、複数種類の手術が行われたとき

(b) 1日（同じ日）の内に複数回の手術が行われたとき

オ 被共済者が、三大疾病手術共済金の支払事由に該当する手術を受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。

⑦ 三大疾病放射線治療共済金について

ア 三大疾病医療特約の発効日または更新日前に発病した三大疾病の治療を直接の目的とする放射線治療であっても、その放射線治療を発効日または更新日からその日を含めて2年以上経過した後に受けた場合には、発効日または更新日以後に発病した三大疾病の治療を直接の目的とする放射線治療とみなします。

イ アの場合で、三大疾病ががんであるときは、三大疾病医療特約の発効日または更新日から起算して31日目においてすでに発病していたがんの治療を直接の目的とする放射線治療であっても、その放射線治療を発効日または更新日からその日を含めて2年以上経過した後に受けた場合には、発効日または更新日から起算して31日目以後に発病した三大疾病の治療を直接の目的とする放射線治療とみなします。

ウ 被共済者が、三大疾病放射線治療共済金の支払事由に該当する放射線治療を2回以上受けた場合、三大疾病放射線治療共済金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、三大疾病放射線治療共済金を支払いません。

エ 被共済者が、三大疾病放射線治療共済金の支払事由に該当する施術のうち、同時に2つ以上の施術を受けた場合には、1つの施術を受けたものとみなします。

オ エの「同時に2つ以上の施術を受けた場合」とは、つぎのいずれかに該当するものをいいます。

(a) 1回の施術（施術を開始してから終了するまでの一連の施術）の中で、複数種類の施術が行われたとき。

(b) 1日（同じ日）のうちに複数回の施術が行われたとき。

⑧ 在宅ホスピスケア共済金について

ア 「在宅終末期医療」とは、通院が困難な末期の悪性新生物患者について、医師の管理下において在宅医療を行っている状態をいい、在宅医療による医科診療報酬点数として算定されているものであれば、その名称は問いません。

イ 在宅ホスピスケア共済金の支払対象となる在宅終末期医療を受けた日数の限度は、180日とします。

ウ 在宅ホスピスケア共済金が支払われる在宅終末期医療を受けている期間中に、共済期間の満了日をむかえ、その翌日において、被共済者が「I 一般条項」における第1章「4. 被共済者の範囲」で定める範囲外である場合には、その在宅終末期医療を受けている間は、この特約の共済期間中の在宅終末期医療とみなします。

エ 被共済者が在宅終末期医療を受けた期間中に三大疾病入院共済金日額の減額があった場合には、在宅ホスピスケア共済金の支払額は各在宅終末期医療を受けた日現在の三大疾病入院共済金日額により計算し

ます。

オ (1)の規定にかかわらず、三大疾病医療特約の発効日または更新日から起算して31日目においてすでに発病していた悪性新生物を直接の原因として被共済者の余命が6か月以内と判断された場合でも、発効日または更新日からその日を含めて2年を経過したのちに判断されたときには、発効日または更新日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物を直接の原因として被共済者の余命が6か月以内と判断されたとみなします。

## IV 女性疾病医療特約条項

### 1. 女性疾病入院共済金日額

女性疾病医療特約にかかる共済金額（以下「女性疾病入院共済金日額」といいます。）は、病気入院共済金日額の100分の50に相当する金額とします。

### 2. 女性疾病医療特約の共済金の支払い

女性疾病医療特約の共済金の支払いはつぎのとおりです。

#### (1) 共済金の種類、支払事由、共済金の額および免責事由

共済金の種類	共済金等を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても 共済金等を支払わない 場合(免責事由)
悪性新生物診断共済金	被共済者が共済期間中につぎのいずれかに該当した場合 ① 女性疾病医療特約の発効日または更新日から起算して91日目以後に別表第6「悪性新生物の定義」の悪性新生物に生後はじめて罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき。 ② ①の悪性新生物診断共済金が支払われ、その悪性新生物診断共済金が支払われた共済事故の発生日からその日を含め2年以上経過後に、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により悪性新生物と診断確定され、かつ、がん入院共済金が支払われる入院をしたとき。	女性疾病入院共済金日額×200	つぎのいずれかに該当したとき ① 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失 ② 被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病

共済金の種類	共済金等を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても 共済金等を支払わない 場合(免責事由)
上皮内新生物診断共済金	<p>被共済者が共済期間中につぎのいずれかに該当した場合</p> <p>① 女性疾病医療特約の発効日または更新日から起算して91日目以後に別表第7「上皮内新生物の定義」の上皮内新生物に罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき。</p> <p>② ①の上皮内新生物診断共済金が支払われ、その上皮内新生物診断共済金が支払われた共済事故の発生日からその日を含め2年以上経過後に、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により上皮内新生物と診断確定され、かつ、がん入院共済金が支払われる入院をしたとき。</p>	女性疾病入院共済金日額×200	
がん入院共済金	<p>被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす入院をしたとき。</p> <p>① 女性疾病医療特約の発効日または更新日から起算して31日目以後に発病したがんの治療を目的とする入院</p> <p>② 1日以上となる入院</p>	女性疾病入院共済金日額 ×2 ×入院日数	P.118参照
女性疾病入院共済金	<p>被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす入院をしたとき。</p> <p>① 女性疾病医療特約の発効日または更新日以後に発病した別表第8「女性疾病的定義」の女性疾病的治療を目的とする入院</p> <p>② 1日以上となる入院</p>	女性疾病入院共済金日額 ×入院日数	
女性疾病退院共済金	被共済者ががん入院共済金または女性疾病入院共済金の支払われる入院をし、その入院が連続して20日以上となった後に生存退院した場合	女性疾病入院共済金日額×10 (1回の入院につき1回限り支払います。)	

共済金の種類	共済金等を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても 共済金等を支払わない 場合(免責事由)
がん手術共済金	<p>被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす手術を受けたとき。</p> <p>① 女性疾病医療特約の発効日または更新日から起算して31日目以後に発病したがんの治療を直接の目的とする手術。</p> <p>② 病院または診療所において受けた手術</p> <p>③ つぎのアまたはイのいずれかに該当する手術 ア 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術（歯科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象となる手術を含みます）。ただし、手術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとし、つぎの(a)から(f)に掲げる手術を除きます。</p> <p>(a) 創傷処理</p> <p>(b) 皮膚切開術</p> <p>(c) デブリードマン</p> <p>(d) 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術</p> <p>(e) 拔歯手術</p> <p>(f) 診療報酬点数が1,400点未満の手術</p> <p>イ 先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術。ただし、歯、義歯、または歯肉の処置に伴う</p>	女性疾病入院共済金日額×40	P.118参照

共済金の種類	共済金等を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても 共済金等を支払わない 場合 (免責事由)
	手術およびアの(a)から(d)までに該当する手術を除き、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含みません。		
がん放射線治療共済金	<p>被共済者が共済期間中に、つぎの①から③のすべてをみたす施術（以下、この項目において「放射線治療」といいます。）を受けたとき。</p> <p>① 女性疾病医療特約の発効日または更新日から起算して31日目以後に発病したがんの治療を直接の目的とする施術</p> <p>② 病院または診療所において受けた施術</p> <p>③ つぎのいずれかの種類に該当する施術</p> <p>ア 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる放射線照射（「血液照射」を除きます。）または温熱療法による施術（歯科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる施術のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象となる放射線照射（「血液照射」を除きます。）または温熱療法による施術を含みます）。ただし、施術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとします。</p>	<p>女性疾病入院共済金日額×20</p> <p>P.118 参照</p>	

共済金の種類	共済金等を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても 共済金等を支払わない 場合(免責事由)
	イ 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術		
在宅ホスピスケア共済金	<p>被共済者が共済期間中に、つぎのいずれもみたす在宅終末期医療を受けたとき。</p> <p>① 女性疾病医療特約の発効日または更新日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物を直接の原因として被共済者の余命が6か月以内と判断されて受けた在宅終末期医療</p> <p>② 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療（歯科診療報酬点数表により在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療のうち、医科診療報酬点数表においても在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療を含みます。以下、この項目において同じです）。ただし、在宅終末期医療を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとします。</p>	女性疾病入院共済金日額 ×在宅終末期医療を受けた日数	P.118 参照

## (2) ご注意

### ① 更新契約における発効日または更新日

更新契約の共済金の支払いにおいて、満了した共済契約の女性疾病入院共済金日額に相当する部分については、はじめてその共済金額により共済契約が締結されたときの発効日または更新日を起算日として、この条項を適用します。

### ② (1)の表における入院日数は、医師または歯科医師が退院してもさしつかえないと認定したときは、入院した日からその認定の日までとします。

### ③ 被共済者が転入院した場合で、その転入院について前入院から継続して入院していたとみなすべき事情のあるとこの会が認めたときは、継続した入院とみなします。

### ④ がん入院共済金または女性疾病入院共済金の支払われる入院中に、つぎのいずれかの事由が発生した場合には、それらの発生時に連続している入院は、この特約の共済期間中の入院とみなします。

ア 共済期間の満了日の翌日において、被共済者が「I 一般条項」に

- おける第1章「4. 被共済者の範囲」で定める範囲外であるとき。
- イ 重度障害共済金が支払われ、「I 一般条項」における第7章「9. 共済契約の消滅」の定めにより消滅したとき。
- ⑤ 被共済者の入院中に女性疾病入院共済金日額の減額があった場合には、がん入院共済金および女性疾病入院共済金の支払額は各入院日における女性疾病入院共済金日額により計算します。
- ⑥ 上皮内新生物診断共済金について  
上皮内新生物診断共済金の支払事由①により支払う上皮内新生物診断共済金は1回限りとします。
- ⑦ 診断共済金について  
「悪性新生物診断共済金」、「上皮内新生物診断共済金」のいずれかが支払われた共済事故の発生日からその日を含めて2年以内に、「悪性新生物診断共済金」、「上皮内新生物診断共済金」のいずれかの診断共済金の支払事由に該当した場合は、診断共済金を支払いません。
- ⑧ がん入院共済金について  
ア 被共済者が、当初の入院を開始したときに併発していたがんまたは当初の入院の入院期間中に併発したがんの治療を目的としてあらたに入院を開始した場合には、当初の入院の直接の原因と同一の原因により連続して入院したものとみなします。
- イ 被共済者ががん入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、がん入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たながんによる入院とします。
- ウ アおよびイの「同一の原因」による入院には、病名を異にするものであっても、直接であるか間接であるかを問わず、この会が因果関係のある一連の疾病による入院と認めた場合を含みます。
- エ (1)の規定にかかわらず、女性疾病医療特約の発効日または更新日から起算して31日目においてすでに発病していたがんを直接の原因とする入院であっても、発効日または更新日からその日を含めて2年を経過したのちに開始された場合には、発効日または更新日から起算して31日目以後の原因によるものとみなします。
- オ 女性疾病入院共済金が支払われる入院中にがん入院共済金の支払事由に該当する入院を開始した場合には、がん入院共済金の支払額は、つぎのとおりとします。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{女性疾病入院} \\ \text{共済金日額} \end{array} \right] \times 2 \times \left( \begin{array}{l} \text{がんにより入院を開始した日から} \\ \text{その日を含めたがん入院日数} \end{array} \right)$$

- ⑨ 女性疾病入院共済金について  
ア 女性疾病入院共済金が支払われる入院日数は、1回の入院について180日を限度とします。また、女性疾病医療特約の全共済期間（共済契約を更新または更改をした場合は、初回加入時契約の発効日から当該共済期間までの全共済期間をいいます。）を通じて女性疾病入院共済金を支払う入院日数は、通算して1,000日を限度とします。
- イ 被共済者が、当初の入院を開始したときに併発していた女性疾病または当初の入院の入院期間中に併発した女性疾病的治療を目的としてあらたに入院を開始した場合には、当初の入院の直接の原因と同一の

原因により連続して入院したものとみなします。

ウ 被共済者が、がん入院共済金が支払われる入院の期間中に女性疾病入院共済金の支払事由に該当する入院を開始した場合において、がん入院共済金が支払われる期間が終了したときは、女性疾病入院共済金として、つぎの金額を支払います。

$$\left( \begin{array}{l} \text{女性疾病入院} \\ \text{共済金日額} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{がん入院共済金が支払われる期間が終了した} \\ \text{日の翌日から起算した入院日数} \end{array} \right)$$

エ 被共済者が女性疾病入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、女性疾病入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな女性疾病による入院とします。

オ イおよびエの「同一の原因」による入院には、病名を異にするものであっても、直接であるか間接であるかを問わず、この会が因果関係のある一連の女性疾病による入院と認めた場合を含みます。

カ (1)の規定にかかわらず、女性疾病医療特約の発効日または更新日前に発病した疾病的治療を目的とする入院であっても、発効日または更新日からその日を含めて2年を経過したのちに開始された場合には、発効日または更新日以後の原因によるものとみなします。

キ この会は、がん入院共済金が支払われる期間については、女性疾病入院共済金を支払いません。

⑩ 女性疾病退院共済金について

ア (1)の表における「1回の入院」とは、「がん入院共済金」または「女性疾病入院共済金」で「1回の入院」とされるものをいいます。

イ (1)の表における「その入院が連続して20日以上となった」の入院日数については、入院した日から医師または歯科医師の認定により退院してもさしつかえないこととなった日までとします。

ウ 被共済者の入院中に女性疾病入院共済金日額の減額があった場合は、女性疾病退院共済金の支払額は入院20日目における女性疾病入院共済金日額により計算します。

⑪ がん手術共済金について

ア 被共済者が、がん手術共済金の支払事由に該当する手術のうち、同時に2つ以上の手術を受けた場合には、1つの手術を受けたものとみなします。

イ アの「同時に2つ以上の手術を受けた場合」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。

(a) 1回の手術（手術を開始してから終了するまでの一連の施術）の中で、複数種類の手術が行われたとき

(b) 1日（同じ日）の内に複数回の手術が行われたとき

ウ 被共済者が、がん手術共済金の支払事由に該当する手術を受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。

エ (1)の規定にかかわらず、女性疾病医療特約の発効日または更新日から起算して31日目においてすでに発病していたがんの治療を直接の

目的とする手術であっても、その手術を発効日または更新日からその日を含めて2年以上経過した後に受けた場合には、発効日または更新日から起算して31日目以後に発病したがんの治療を直接の目的とする手術とみなします。

⑫ がん放射線治療共済金について

ア 被共済者が、がん放射線治療共済金の支払事由に該当する放射線治療を2回以上受けた場合、がん放射線治療共済金が支払われることになった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、がん放射線治療共済金を支払いません。

イ 被共済者が、がん放射線治療共済金の支払事由に該当する施術のうち、同時に2つ以上の施術を受けた場合には、1つの施術を受けたものとみなします。

ウ イの「同時に2つ以上の施術を受けた場合」とは、つぎのいずれかに該当するものをいいます。

(a) 1回の施術（施術を開始してから終了するまでの一連の施術）の中で、複数種類の施術が行われたとき。

(b) 1日（同じ日）のうちに複数回の施術が行われたとき。

エ (1)の規定にかかわらず、女性疾病医療特約の発効日または更新日から起算して31日目においてすでに発病していたがんの治療を直接の目的とする放射線治療であっても、その放射線治療を発効日または更新日からその日を含めて2年以上経過した後に受けた場合には、発効日または更新日から起算して31日目以後に発病したがんの治療を直接の目的とする放射線治療とみなします。

⑬ 在宅ホスピスケア共済金について

ア 「在宅終末期医療」とは、通院が困難な末期の悪性新生物患者について、医師の管理下において在宅医療を行っている状態をいい、在宅医療による医科診療報酬点数として算定されているものであれば、その名称は問いません。

イ 在宅ホスピスケア共済金の支払対象となる在宅終末期医療を受けた日数の限度は、180日とします。

ウ 在宅ホスピスケア共済金が支払われる在宅終末期医療を受けている期間中に、共済期間の満了日をむかえ、その翌日において、被共済者が「I 一般条項」における第1章「4. 被共済者の範囲」で定める範囲外である場合には、その在宅終末期医療を受けている間は、この特約の共済期間中の在宅終末期医療とみなします。

エ 被共済者が在宅終末期医療を受けた期間中に女性疾病入院共済金日額の減額があった場合には、在宅ホスピスケア共済金の支払額は各在宅終末期医療を受けた日現在の女性疾病入院共済金日額により計算します。

オ (1)の規定にかかわらず、女性疾病医療特約の発効日または更新日から起算して31日目においてすでに発病していた悪性新生物を直接の原因として被共済者の余命が6か月以内と判断された場合でも、発効日または更新日からその日を含めて2年を経過したのちに判断されたときには、発効日または更新日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物を直接の原因として被共済者の余命が6か月以内と判断されたとみなします。

## V 介護保障特約項

### 1. 介護共済金月額

- (1) 介護保障特約にかかる共済金額（以下「介護共済金月額」といいます。）は、被共済者1人につき、30,000円、45,000円または90,000円とします。

(2) (1)にかかわらず、共済契約の申込みをするときに被共済者が重度障害の状態である場合には、被共済者1人につき、30,000円を限度とします。

## 2. 介護保障特約の共済金の支払い

- (1) 共済金の種類、支払事由、共済金の額および免責事由

共済金の種類	共済金等を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても 共済金等を支払わない 場合(免責事由)
介護共済金	<p>被共済者が、介護保障特約の発効日または更新日以後に生じた不慮の事故、不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病を原因として共済期間中につぎのいずれかを満たす要介護状態となったとき</p> <p>① 寝たきりにより公的要介護認定(要介護状態区分が「2」以上の場合に限ります。)を受け、その要介護認定を受けた日から起算して6か月後の応当日において被共済者が引き続き要介護状態であるとき</p> <p>② 寝たきりにより別表第9「要介護状態の範囲」に定める要介護状態となり、その要介護状態となった日から起算して6か月後の応当日において被共済者が引き続き要介護状態であるとき</p> <p>③ 認知症により公的要介護認定(要介護状態区分が「2」以上の場合に限ります。)を受け、その要介護を受けた日から起算して3か月後の応当日において被共済者が引き続き要介護状態であるとき</p> <p>④ 認知症により別表第9「要介護状態の範囲」に定める要介護状態となり、その要介護状態となった日から起算して3か月後の応当日において被共済者が引き続き要介護状態であるとき</p>	<p>介護共済金月額 ×要介護状態継続月数</p>	<p>つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>① 発効日または更新日から1年以内の被共済者の自殺行為</p> <p>② 被共済者の故意(自殺行為を除きます。)</p> <p>③ 被共済者の犯罪行為</p> <p>④ 共済契約者の故意(共済契約者と被共済者が同一人である場合を除きます。)</p> <p>⑤ 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失により生じた疾病や不慮の事故等</p> <p>⑥ 被共済者の薬物依存または薬物依存により生じた疾病</p> <p>⑦ 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑧ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>

共済金の種類	共済金等を支払う場合 (支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても 共済金等を支払わない 場合(免責事由)
	算して3か月後の応当日において被共済者が引き続き要介護状態であるとき		
介護初期費用共済金	被共済者が介護共済金を支払われるとき、または共済期間中に発効日または更新日以後に生じた不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病を原因として、発効日または更新日から起算して1年以上経過したあとに公的要介護認定(要介護状態区分が「1」以上の場合に限ります。)を受けたとき(全共済期間を通じて1回のみの支払いとなります。)	介護共済金月額×2	

## (2) ご注意

- ① 更新契約共済金の支払いにおいて、満了した共済契約の介護共済金月額に相当する部分については、はじめて当該共済金額により介護保障特約が締結されたときの発効日または更新日を起算日として、この条項を適用します。
- ② (1)の介護共済金において、被共済者が、発効日または更新日から3年以内に要介護状態となったときは、その要介護状態が不慮の事故または別表第5「心・脳疾患の定義」に規定する脳卒中を直接の原因とする場合を除き、介護共済金の金額をつぎのようにして支払います。
  - (1)の共済金の100分の40に相当する金額
- ③ 「要介護状態となった日」は、被共済者が要介護状態であることを医師が診断した日とします。
- ④ 要介護状態継続月数は、「公的要介護認定を受けた日」または「要介護状態となった日」(以下、これらを「要介護認定日」といいます。)から被共済者が要介護状態でなくなった日または死亡日までの月数とし、1か月未満の端数があるときは端数は切り上げます。
- ⑤ 介護共済金の支払対象となる要介護状態継続月数は、契約を更新した場合を含めたすべての共済期間を通じて120か月を限度とします。また、この会の定める方法による契約の更改を行った場合も同じです。
- ⑥ 被共済者が要介護状態でなくなった後に再度、要介護状態となった場合は、(1)の表の規定および(2)の①から⑤までの規定を適用します。
- ⑦ 要介護状態につぎのいずれかの事由が発生した場合において、それらの事由の発生時に連続している要介護状態は、この特約の共済期間中の要介護状態とみなします。
  - ア 共済期間の満了日の翌日において、「I 一般条項」における第1章「4. 被共済者の範囲」の範囲外であるとき
  - イ 重度障害共済金が支払われ、共済契約が「I 一般条項」における第7章「9. 共済契約の消滅」の定めにより消滅したとき
  - ウ 年齢満了により共済契約が終了したとき

## ⑧ 介護共済金の支払方法

要介護認定日の1年ごとの応当日に、被共済者の要介護状態が今後継続すると見込まれる場合に、その見込まれる期間に応じて、つぎのとおり支払います。

### ア 第1回目の介護共済金

(1)の表にいう6か月後の応当日または3か月後の応当日（以下、これらを「基準日」といいます。）において、1年分を支払います。

### イ 第2回以後の介護共済金

(a) 見込まれる期間が6か月以下であるとき

当該応当日に見込まれる期間分の介護共済金を支払い、支払分の期間経過後は、あらたに被共済者の要介護状態が今後継続すると見込まれるときに、その見込まれる期間分ごとに支払います。

(b) 見込まれる期間が6か月を超えるとき

当該応当日に6か月分の介護共済金を支払い、その6か月後に見込まれた残期間分の介護共済金を支払います。

⑨ 介護共済金に対応する期間中に被共済者が死亡した場合には、当該期間の残余の期間に対応する介護共済金を返還する必要はありません。

### ⑩ 介護保障特約共済金の請求

共済金受取人は、被共済者について共済事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく、この会が定める書類を提出することによりこの会に介護共済金または介護初期費用共済金を請求します。

### ア 介護共済金

(a) 基準日において、被共済者が要介護状態を継続しているとき  
基準日

(b) 基準日以後、被共済者が継続して要介護状態にあるとき  
要介護認定日の1年ごとの応当日

### イ 介護初期費用共済金

つぎに掲げる日のいずれかとします。

(a) 被共済者が公的要介護認定を受けたとき。  
公的要介護認定の効力が生じた日

(b) 介護共済金が支払われるとき  
基準日

### ⑪ 介護保障特約にかかる通知義務

ア 被共済者が要介護状態となったときは、共済契約者、指定代理請求人、代理請求人または共済金受取人は、遅滞なく、その旨をこの会に通知しなければなりません。

イ アの場合において、この会が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは要介護状態の内容を証明する医師の診断書（この会所定の様式とします。）もしくは公的要介護認定等を証明する書類の提示を求めたときはこれに応じなければなりません。

ウ 共済金を支払うべき要介護状態であった被共済者が、公的要介護認定の取消しを受けたとき、要介護状態区分「1」以下への要介護状態区分の変更の認定を受けたとき、または死亡したときは、共済契約者、指定代理請求人、代理請求人または共済金受取人は、遅滞なく、その旨をこの会に通知しなければなりません。

エ アの通知を正当な理由なく行わなかったときは、この会は、共済契約者、被共済者、指定代理請求人、代理請求人または共済金受取人に損害賠償の請求をすると認められる額を差し引いて、共済金を支払うことができます。

オ 共済契約者、指定代理請求人、代理請求人または共済金受取人が、正当な理由がなくア、イおよびウの規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明について知っている事實を告げなかつたとき、もしくは事實でないことを告げたときは、これにより調査が遅延した期間については、第4章「1. 共済金等の請求、支払時期および支払場所」(3)および(4)の期間に算入しないものとし、また、その間は共済金を支払わないものとします。

カ ウの通知が遅れた場合において、この会が介護共済金をすでに支払っていたときは、この会は、その返還を請求することができます。

### 3. 介護保障特約の消滅

- (1) 介護保障特約は、介護共済金が「2. 介護保障特約の共済金の支払い」(2)(5)に規定する限度まで支払われた場合には、支払限度に達した日をもって、当該被共済者にかかる介護保障特約は消滅します。
- (2) (1)の規定により介護保障特約が消滅した場合は、この会は、当該特約の未経過共済掛金を共済契約者に払い戻しません。

## VI 先進医療特約条項

### 1. 先進医療特約共済金額

- (1) 先進医療特約にかかる共済金額は、被共済者1人につき1,000万円とします。
- (2) 先進医療特約はこの会の実施する終身生命共済事業規約にもとづく先進医療特約および引受緩和型先進医療特約をあわせて、被共済者1人につき1共済契約に限ります。

### 2. 先進医療共済金の支払い

- (1) 先進医療共済金の共済金の種類、支払事由、共済金の額および免責事由

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金を支払わない場合（免責事由）
先進医療共済金	被共済者が共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下、この項目において同じです。）中に、別表第10「先進医療の範囲」に規定する先進医療による療養を受け、つぎの①または②のいずれかに該当するとき ① 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因としその事故の日からその日	共済契約者または被共済者が負担した技術料に相当する金額	① この会は、不慮の事故を直接の原因または不慮の事故以外の外因を原因として、共済事故が発生した場合であっても、つぎのアからキのいずれかに該当するときには、先進医療共済金を支払いません。 ア 共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払います。 イ 被共済者の故意または重大な過失によるとき。 ウ 被共済者の犯罪行為によるとき。 エ 被共済者が法令に定める運

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金を支払わない場合（免責事由）
	<p>を含めて180日以内に受けた先進医療による療養</p> <p>② 先進医療特約の発効日以後に発病した疾病的治療を直接の目的として受けた先進医療による療養</p>		<p>転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。</p> <p>オ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。</p> <p>カ 被共済者の精神障害または泥酔によるとき。</p> <p>キ 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき。</p> <p>② この会は、疾病的治療を目的として、共済事故が発生した場合であっても、つぎのアまたはイのいずれかに該当するときには、先進医療共済金を支払いません。</p> <p>ア 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失により生じた疾病によるとき。</p> <p>イ 被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき。</p> <p>③ この会は、原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないものについては、先進医療共済金を支払いません。</p>

## （2）ご注意

- ① 被共済者が同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けた場合は、それらの一連の療養を1回の先進医療による療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日をその療養を受けた日とみなします。
- ② ①の「一連の療養」とは、療養開始にあたっての医師による療養に関する計画に基づく一連の療養をいいます。なお、療養開始後に新たに行われることとなった療養は、一連の療養には含みません。
- ③ つぎのいずれかを原因とする先進医療による療養については、疾病的治療を直接の目的とした療養とみなします。
  - ア この会が異常分娩と認めた分娩により受けた先進医療による療養
  - イ 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日経過後に受けた先進医療による療養
  - ウ 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による先進医療による療養
- ④ 先進医療特約の発効日前に生じた疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする療養であっても、先進医療特約の発効日からその日を含めて2年を経過した後に受けた場合には、先進医療特約の発効日以後の原因によるものとみなします。

## ⑤ 他の障害その他の影響がある場合

この会は、被共済者が不慮の事故により傷害をこうむり、先進医療共済金を支払う場合において、傷害がつぎの理由により重大となったときは、別に定める基準により、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して支払います。

ア すでに存在していた障害もしくは傷病の影響

イ 当該事故のうちにその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは傷病の影響

ウ 正当な理由がなく、被共済者が治療を行わなかったことまたは共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかったこと

## ⑥ 事故発生のときの通知義務

被共済者について、不慮の事故を直接の原因または不慮の事故以外の外因を原因として、先進医療共済金の支払事由が発生したことを知ったときは、共済契約者、被共済者または共済金受取人は、遅滞なく事故発生の状況および傷害の程度をこの会に通知してください。この通知を正当な理由なく遅滞した場合または行わなかった場合には、この会は共済契約者、被共済者または共済金受取人に損害賠償の請求をることができますと認められる額を差し引いて、共済金を支払うことができます。

## ⑦ 第10章「5. 戦争その他の非常な出来事の場合」に規定するもののほか、地震、津波、噴火その他これらに類する天災により、先進医療特約の所定の共済金を支払うことができない場合には、この会は、総会の議決を経て所定の共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減することができます。

# 6. 先進医療特約の消滅

(1) 先進医療特約において、先進医療共済金の支払累計額（更新前の共済期間も含みます。）が1,000万円に達したときは、1,000万円に達したときの共済事故の発生日に当該特約のみ消滅します。

(2) (1)により先進医療特約が消滅した場合は、この会は、当該特約の未経過共済掛金を共済契約者に払い戻しません。

# VII 転換特則 I 条項

## 1. 転換特則 I の適用

(1) この特則は、すでにこの会の実施する団体定期生命共済事業規約にもとづく共済契約（以下、この特則条項において「団体生命共済契約」といいます。）および新団体年金共済事業規約にもとづく共済契約（以下、この特則条項において「新団体年金共済契約」といいます。）のいずれも締している場合において、共済契約者の退職により団体生命共済契約を継続できないとき等に、新団体年金共済契約を同事業規約の共済契約転換特則による被転換契約として、この契約規定により被共済者を同一とする共済契約を締結する場合（以下、この特則条項において「契約転換」といいます。）に適用します。

(2) この特則条項において、新団体年金共済事業規約にもとづく被転換契約を、以下、この特則条項において「転換前契約」といいます。

(3) この特則条項において、契約転換により締結された共済契約のうち、この特則条項が付帯された共済契約を、以下「転換後契約」といいます。

(4) (3)の規定により転換後契約とする定期医療プラン（2019）には、三大疾病医療特約または先進医療特約を付帯することができます。

(5) この特則条項において、転換後契約の発効日を、以下、この特則条項において「転換日」といいます。

## 2. 転換特則 I の締結

(1) この特則は、共済契約者から申し出があったときに限り、被共済者になる人の同意およびこの会の承諾を得て、付帯することができます。

(2) (1)の規定にかかわらず、転換日において、共済契約者および被共済者の続柄が「I 一般条項」における第1章「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外となっている共済契約は、契約転換をすることはできません。

(3) 共済契約者がこの特則による扱いの申し出をする場合は、この会が定める方法による申し出をしなければなりません。

## 3. 転換特則 I による転換後契約の共済金額

この特則により転換することのできる転換後契約のプランごとの共済金額は、別に定めます。

## 4. 転換特則 I を付帯した共済契約の払込方法

この特則を付帯した共済契約の共済掛金の払込方法は、一時払とします。

## 5. 転換後契約の疾病医療特約共済金、災害医療特約共済金の支払い

(1) 被共済者が転換日前に生じた疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因として、転換後契約の共済期間中に入院を開始した場合、または手術もしくは放射線治療を受けた場合において、団体生命共済契約の発効日から起算した転換日までの期間（以下、この項目において「経過期間」といいます。）およびその入院を開始した日、手術または放射線治療を受けた日（以下、この項目において「事由発生日」といいます。）がつぎの①から③のいずれかに該当するときは、転換日以後の原因によるものとみなして、「I 一般条項」における第3章「1. 共済金の支払い」の規定を適用します。

① 経過期間が1年以上3年未満であり、かつ、事由発生日が転換日から起算して1年以上経過しているとき。

② 経過期間が3年以上5年未満であり、かつ、事由発生日が転換日から起算して6か月以上経過しているとき。

③ 経過期間が5年以上であるとき。

(2) 経過期間が5年以上であった場合の転換時に継続している入院または通院等に関する取扱いについては、別に定めます。

## 6. 転換後契約の三大疾病医療特約共済金の支払い

(1) 被共済者が転換日前に生じた三大疾病を直接の原因として、転換後契約の共済期間中に入院を開始した場合、手術もしくは放射線治療を受けた場合、または在宅終末期医療を受けた場合において、団体生命共済契約の発効日から起算した転換日までの期間（以下、この項目において「経過期間」といいます。）およびその入院を開始した日、手術もしくは放射線治療を受けた日または在宅終末期医療を受けた日（以下、この項目において「事由発生日」といいます。）がつぎの①から③のいずれかに該当するときは、転換日以後の原因によるものとみなして、「III 三大疾病医療特約条項」の規定を適用します。

① 経過期間が1年以上3年未満であり、かつ、事由発生日が転換日から起算して1年以上経過しているとき。

② 経過期間が3年以上5年未満であり、かつ、事由発生日が転換日から起算して6か月以上経過しているとき。

③ 経過期間が5年以上であるとき。

(2) 「III 三大疾病医療特約条項」において、がんを直接の原因として、転

換後契約の共済期間中に入院を開始した場合、手術もしくは放射線治療を受け、または在宅終末期医療を受けた場合には、(1)の規定中「転換日前に生じた三大疾病を直接の原因」とあるのは、「転換日から起算して31日目においてすでに発病していた三大疾病」と、「転換日以後の原因」とあるのは「転換日から起算して31日目以後の原因」と読み替えます。

- (3) 経過期間が5年以上であった場合の転換時に継続している入院等に関する取扱いについては、別に定めます。
- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、「Ⅲ 三大疾病医療特約条項」における、各診断共済金の規定については、(1)から(3)までの規定を適用しません。

#### 7. 転換後契約の先進医療共済金の支払い

被共済者が転換日前に生じた疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因として、転換後契約の共済期間中に先進医療による療養を受けた場合において、団体生命共済契約の発効日から起算した転換日までの期間（以下、この項目において「経過期間」といいます。）およびその療養を受けた日（以下、この項目において「事由発生日」といいます。）がつぎの①から③のいずれかに該当するときは、転換日以後の原因によるものとみなして、「VI 先進医療特約条項」の規定を適用します。

- ① 経過期間が1年以上3年未満であり、かつ、事由発生日が転換日から起算して1年以上経過しているとき。
- ② 経過期間が3年以上5年未満であり、かつ、事由発生日が転換日から起算して6か月以上経過しているとき。
- ③ 経過期間が5年以上であるとき。

#### 8. 転換後契約の病気入院共済金および災害入院共済金を支払う入院日数

団体生命共済契約において、この会が病気入院共済金、新病気入院共済金または疾病入院共済金を支払っていたときは、その入院日数を「I 一般条項」における第3章「1. 共済金の支払い」の病気入院共済金の入院日数の限度に算入し、災害入院共済金、新災害入院共済金または傷害入院共済金を支払っていたときは、その入院日数を「I 一般条項」における第3章「1. 共済金の支払い」の災害入院共済金の入院日数の限度に算入します。

#### 9. 転換後契約における死亡共済金受取人

転換前契約において死亡共済金受取人が指定または変更されていた場合には、契約転換により共済金額が変更されたときを含めて、転換後契約においても引き続き同一内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとみなします。

#### 10. 転換前契約が終了した場合の取扱い

この会は、転換前契約が取り消しとなり、無効となり、失効し、解除され、または消滅した場合には、当該転換後契約は無効とし、契約転換はなされなかつたものとして取り扱います。

## VIII 転換特則Ⅱ条項

#### 1. 転換特則Ⅱの適用

- (1) この特則は、すでに締結されているこの会の実施する新団体年金共済事業規約において、保障変更特則が付帯されている共済契約を同規約の共済契約転換特則による被転換契約として、この契約規定にもとづく共済契約を締結する場合（以下、この条項において「契約転換」といいます。）に適用します。

- (2) この特則条項において、新団体年金共済事業規約にもとづく被転換契約を、以下、この条項において「転換前契約」といいます。
- (3) この特則条項において、(1)に規定する契約転換により締結された共済契約のうち、この特則が付帯された共済契約を、以下、この条項において「転換後契約」といいます。
- (4) (3)の規定により転換後契約とする定期医療プラン（2019）には、介護保障特約または先進医療特約を付帯することができます。
- (5) この特則条項において、転換後契約の発効日を、以下、この条項において「転換日」といいます。

## 2. 転換特則Ⅱの締結

- (1) この特則は、共済契約者から申し出があったときに限り、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、付帯することができます。
- (2) 共済契約者がこの特則による扱いの申し出をする場合には、この会が定める方法による申し出をしなければなりません。

## 3. 転換特則Ⅱを付帯した共済契約の申込み

この特則を付帯した共済契約の申込みがあった場合には、「I 一般条項」における第1章「8. 共済契約の申込みと成立」の規定にかかわらず、共済契約申込者または被共済者になる者は、質問事項の回答は不要です。

## 4. 転換特則Ⅱを付帯した共済契約の撤回等

「I 一般条項」における第1章「9. 共済契約の申込みと撤回等」の規定にかかわらず、この特則を付帯した共済契約について、申込みの撤回等を行うときは、当該契約と同時に申し込まれた共済契約もあわせて申込みの撤回等をしなければなりません。

## 5. 転換特則Ⅱによる転換後契約の共済金額

この特則により転換することのできる転換後契約のプランごとの共済金額は、別に定めます。

## 6. 被共済者の範囲

転換後契約においては、転換日に「I 一般条項」における第1章「4. 被共済者の範囲」(3)に規定する職業に従事する者であっても、被共済者とすることができます。

## 7. 転換特則Ⅱを付帯した共済契約の払込方法

この特則を付帯した共済契約の共済掛金の払込方法は、一時払とします。

## 8. 病気入院共済金日額

転換後契約においては、被共済者が別表第11「共済金額を制限する職業」に規定する職業に従事している場合または重度障害の状態である場合には、「I 一般条項」における第2章「2. 病気入院共済金日額」(2)の③の規定にかかわらず、「I 一般条項」における第2章「2. 病気入院共済金日額」(2)の①の規定を適用します。

## 9. 介護共済金月額

転換後契約においては、被共済者が申込みの当時に、「V 介護保障特約条項」1. (2)に規定する重度障害の状態になっていた場合であっても、被共済者の年齢が61歳未満のときは90,000円、61歳以上のときは45,000円を介護共済金月額の限度とします。

## 10. 転換後契約の共済金の支払い

- (1) この特則を付帯した共済契約の生命基本契約において、被共済者が、転換日の2年前の日から転換日の前日までに受傷した傷害または発病した疾病を原因として、転換後契約の共済期間中に重度障害となった場合には、その重度障害は、転換日後に受傷した傷害または発病した疾病を原因とした重度障害とみなします。

- (2) この特則を付帯した共済契約の災害医療特約Ⅱにおいて、被共済者が、転換日の2年前の日から転換日の前日までに発生した不慮の事故を直接の原因として転換後契約の共済期間中に入院を開始し、または手術もしくは放射線治療を受けた場合には、その入院、手術または放射線治療は、転換日後に発生した不慮の事故を直接の原因とした入院、手術または放射線治療とみなします。
- (3) この特則を付帯した共済契約の疾病医療特約において、被共済者が、転換日の2年前の日から転換日の前日までに生じた疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因として、転換後契約の共済期間中に入院を開始した場合、または手術または放射線治療を受けた場合には、その入院または手術は、転換日後に生じた原因によるものとみなします。
- (4) この特則を付帯した共済契約の介護保障特約において、被共済者が、転換日の2年前の日から転換日の前日までに発生した不慮の事故、不慮の事故以外の外因による傷害または疾病を原因として転換後契約の共済期間中に寝たきりまたは認知症による要介護状態となった場合および転換日から起算して1年以上経過した後に公的要介護認定（要介護状態区分が「1」以上の場合に限ります。以下同じです。）を受けた場合には、その寝たきり、認知症および公的要介護認定は、転換日後に発生した不慮の事故、不慮の事故以外の外因による傷害または疾病を原因として発生した寝たきり、認知症および公的要介護認定とみなします。
- (5) この特則を付帯した共済契約の先進医療特約の先進医療共済金において、被共済者が、転換日の2年前の日から転換日の前日までに生じた疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因として、転換後契約の共済期間中に先進医療による療養を受けた場合には、その療養は、転換日後に生じた原因によるものとみなします。

## 11. 転換後契約における死亡共済金受取人

転換前契約において死亡共済金受取人が指定または変更されていた場合には、転換後契約においても引き続き同一内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとみなします。

## 12. 転換前契約が終了した場合の取扱い

この会は、転換前契約が取り消しとなり、無効となり、失効し、解除され、または消滅した場合には、当該転換後契約は無効とし、契約転換はなされなかったものとして取り扱います。

# IX 転換特則Ⅲ条項

## 1. 転換特則Ⅲの適用

- (1) この特則は、すでに締結されているこの会の実施する新団体年金共済事業規約において、保障変更特則が付帯されていない共済契約を同規約の共済契約転換特則による被転換契約として、この契約規定による共済契約を締結する場合（以下この特則条項において「契約転換」といいます。）に適用します。
- (2) この特則条項において、新団体年金共済事業規約にもとづく被転換契約を、以下「転換前契約」といいます。
- (3) この特則条項において、(1)に規定する契約転換により締結された共済契約のうち、この特則が付帯された共済契約を、以下、「転換後契約」といいます。
- (4) (3)の規定により転換後契約とする定期医療プラン（2019）には、介護保

障特約または先進医療特約を付帯することができます。

- (5) この特則条項において、転換後契約の発効日を、以下「転換日」といいます。

## 2. 転換特則Ⅲの締結

- (1) この特則は、共済契約者から申し出があったときに限り、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、付帯することができます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、転換日において、共済契約者および被共済者の続柄が「I 一般条項」における第1章「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外となっている共済契約は、契約転換をすることができません。
- (3) 共済契約者がこの特則による扱いの申し出をする場合には、この会が定める方法による申し出をしなければなりません。

## 3. 転換特則Ⅲを付帯した共済契約の払込方法

この特則を付帯した共済契約の共済掛金の払込方法は一時払とします。

## 4. 転換後契約における死亡共済金受取人

転換前契約において死亡共済金受取人が指定または変更されていた場合には、転換後契約においても引き続き同一内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとみなします。

## 5. 転換前契約が終了した場合の取扱い

この会は、転換前契約が取り消しとなり、無効となり、失効し、解除され、または消滅した場合には、当該転換後契約は無効とし、契約転換はなされなかったものとして取り扱います。

# X 移行特則条項

## 1. 移行特則の適用

- (1) この特則は、すでに締結されているこの会の実施することも定期生命共済事業規約、個人定期生命共済事業規約または団体定期生命共済事業規約にもとづく共済契約において、共済契約者の退職により共済契約を同一の内容で継続することができない場合などに、この契約規定により被共済者を同一人とする共済契約を締結するとき（以下「移行」といいます。）に適用します。
- (2) この特則条項において、(1)のことも定期生命共済事業規約、個人定期生命共済事業規約または団体定期生命共済事業規約にもとづく共済契約を、以下「移行前契約」といいます。
- (3) この特則条項において、移行により締結された共済契約を、以下「移行後契約」といいます。

## 2. 移行特則の締結

- (1) この特則は、つきの①から⑤のいずれかに該当する場合であり、かつ、共済契約者から申し出があった場合に限り、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、付帯することができます。
- ① 団体定期生命共済事業規約にもとづく共済契約（以下「団体生命共済契約」といいます。）の共済期間中に共済契約者が退職したとき。
- ② 団体生命共済契約において、団体の共済契約者の人数が減少することにより、共済契約が解除されたとき。
- ③ こども定期生命共済事業規約にもとづく共済契約および団体生命共済契約の被共済者（ただし、共済契約者と生計を一にする共済契約者の子または共済契約者と生計を一にする共済契約者の配偶者の子に限りま

す。) の年齢が、これらの事業規約で定める被共済者の範囲外となったとき。

④ 個人定期生命共済事業規約にもとづく共済契約の満了時において、その共済契約を更新しないとき、または共済期間の中途において、その共済契約を解約するとき。

⑤ その他、この会が定める事由によるとき。

(2) (1)の規定にかかわらず、つぎの①または②のいずれかに該当する場合には、特則の締結はできません。

① 被契約者が「I 一般条項」における第1章「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外となっているとき。

② 移行前契約の継続期間が2年未満のとき。

### 3. 移行特則を付帯した共済契約の申込み

この特則を付帯した共済契約の申込みは、共済契約申込書に必要な事項を記載し、被共済者の同意を得て、署名または記名押印のうえ、移行前契約が「2. 移行特則の締結」(1)のいずれかの事由により、終了する日までに原則として行わなければなりません。なお、この場合には、共済契約申込者または被共済者になる人は、この会が書面で行う被共済者の健康およびこの共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の契約等に関する質問事項の回答は不要です。

### 4. 移行後契約の発効日

(1) 移行後契約の発効日は、移行前契約の満期日または解約日の翌日の午前零時とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、この会が認めた場合には、移行後契約の発効日をこの会が定める日とすることができます。

### 5. 移行後契約のプランおよび共済金額

この特則により移行することのできる移行後契約のプランおよび共済金額の限度は、移行前契約の特約の種類、共済金額に応じて決定されるものとし、別に定める基準によります。

### 6. 移行後契約の共済金の支払い

(1) この特則を付帯した共済契約の生命基本契約において、被共済者が、移行後契約の発効日前に受傷した傷害または発病した疾病を原因として、移行後契約の共済期間中に重度障害となった場合には、移行前契約の基本契約の発効日または更新日をこの特則を付帯した共済契約の生命基本契約の発効日または更新日として取り扱います。

(2) この特則を付帯した共済契約の生命基本契約において、被共済者が、移行後契約の発効日から1年以内に自殺または自殺行為を行った場合には、移行前契約の基本契約の発効日または更新日から1年以内をこの特則を付帯した共済契約の生命基本契約の発効日または更新日から1年以内として取り扱います。

(3) この特則を付帯した共済契約の災害医療特約Ⅱにおいて、被共済者が、移行前契約の共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に入院を開始した場合、または手術もしくは放射線治療を受けた場合には、その入院、手術または放射線治療は、移行後契約の共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とした入院、手術または放射線治療とみなします。

(4) (3)の規定により「I 一般条項」における第3章「1. 共済金の支払い」に規定する災害入院共済金が支払われる場合において、その入院開始日の前日以前90日の期間中に通院したときは、その通院が移行後契約の発効日前であっても、移行後契約の共済期間中の通院とみなします。

- (5) この特則を付帯した共済契約の疾病医療特約において、被共済者が、移行後契約の発効日前に生じた疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に入院を開始した場合、または手術もしくは放射線治療を受けた場合には、移行前契約の病気入院特約、新病気入院特約、疾病特約、手術特約、新手術特約または医療保障特約の発効日または更新日をこの特則を付帯した共済契約の疾病医療特約の発効日または更新日として取り扱います。
- (6) (5)の規定により「I 一般条項」における第3章「1. 共済金の支払い」に規定する病気入院共済金が支払われる場合において、その入院開始日の前日以前90日の期間中に通院したときは、その通院が移行後契約の発効日前であっても、移行後契約の共済期間中の通院とみなします。
- (7) この特則を付帯した共済契約の先進医療特約において、被共済者が、移行前契約の共済期間中に発生した不慮の事故または移行後契約の発効日前に生じた疾病、不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に先進医療による療養を受けた場合には、その療養は、移行後契約の共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とした療養とみなして、または移行前契約の先進医療特約の発効日または更新日をこの特則を付帯した共済契約の先進医療特約の発効日または更新日として取り扱います。
- (8) (1)から(7)までの規定にかかわらず、この会は、移行前契約で共済金が支払われる場合には、移行後契約からは共済金を支払いません。
- (9) (1)の規定は、移行後契約のうち、移行前契約の基本契約の共済金額に相当する部分にのみ適用します。
- (10) (5)および(7)の規定は、移行後契約のうち、移行前契約の病気入院特約、新病気入院特約、疾病特約、手術特約、新手術特約、医療保障特約または先進医療特約の共済金額に相当する部分ならびに手術の範囲にのみ適用します。
- (11) (3)の場合において、不慮の事故等または不慮の事故が発生した時点の共済金額と移行後契約の共済金額が異なるときには、共済金の支払額は、不慮の事故等もしくは不慮の事故が発生した時点の共済金額または移行後契約の共済金額のいずれか小さい金額により計算します。

## 7. 移行後契約の通算限度

移行前契約において、この会が病気入院共済金、新病気入院共済金、疾病入院共済金、災害入院共済金、新災害入院共済金または傷害入院共済金を支払っていた場合には、その入院日数を「I 一般条項」における第3章「1. 共済金の支払い」の病気入院共済金または災害入院共済金の入院日数の限度に算入します。

## 8. 移行後契約における死亡共済金受取人および指定代理請求人

移行前契約において死亡共済金受取人または指定代理請求人が指定または変更されていた場合には、移行により共済金額が変更されたときを含めて、移行後契約においても引き続き同一内容による死亡共済金受取人または指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。

## 9. 移行前契約が終了した場合の取扱い

この会は、移行前契約が取り消しとなり、無効となり、失効し、解除され、または消滅した場合には、当該移行後契約は無効とし、移行はなされなかつたものとして取り扱います。

## XI リビングニーズ特則条項

### 1. リビングニーズ特則の適用

この特則は、共済期間中に被共済者の余命が6か月以内と判断される場合に、定期医療プラン（2019）の死亡共済金（生命基本契約）について、将来における支払いに代えて、生前にリビングニーズ共済金として支払うためのものです。

### 2. リビングニーズ特則の締結および発効

- (1) この特則は、共済契約者から申し出があったときに限り、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、付帯することができます。
- (2) この特則は、その申し出が共済契約の申込みと同時のときは発効日から、申し出が共済期間中のときはその申し出の翌日から成立するものとします。
- (3) (1)の規定にかかわらず、この会は、つぎのいずれかに該当する場合には、この特則を付帯することができません。
  - ① 申し出の日から共済期間満了の日までの期間が1年以下のとき（更新することができる場合は除きます。）
  - ② 申し出の日において、付帯しようとする共済契約にもとづく共済契約者、被共済者または共済金受取人の権利が第三者の権利の目的となっており、かつ、当該第三者の同意がないとき

### 3. リビングニーズ共済金

- (1) この会は、共済期間中に被共済者の余命が6か月以内と判断され、かつ、つぎのすべてをみたす場合に、生命基本契約共済金額の死亡・重度障害共済金額（累加死亡・累加重度障害共済金額を含みます。以下この条項において同じです。）のうち、共済契約者、指定代理請求人または代理請求人が請求時に指定した金額（以下「指定共済金額」といいます。）にもとづきリビングニーズ共済金を支払います。
  - ① リビングニーズ共済金の請求に必要な書類すべてが、この会に到着していること。
  - ② リビングニーズ共済金の請求日から共済期間の満了の日まで1年をこえる期間があること（更新することができる場合は、請求日から更新後の共済期間満了の日まで1年をこえる期間があること）。
  - ③ 定期医療プラン（2019）の指定共済金額は、「I 一般条項」における第2章「1. 基本契約共済金額」の額とします。
  - ④ この会の共済契約で他にリビングニーズ共済金を請求する共済がある場合には、つぎのアからカまでの指定共済金額を通算した額が被共済者1人につき2,000万円以下であること。

ア 終身共済マインド（終身生命共済事業規約：2004年9月30日以前発効）

イ 終身生命プラン（終身生命共済事業規約：2004年10月1日以降2019年7月31日以前発効）

ウ 終身生命プラン（2019）（終身生命共済事業規約：2019年8月1日以降発効）

エ 定期生命プラン（2019）（個人長期生命共済事業規約：2019年8月1日以降発効）

オ 定期生命プラン総合タイプ（個人長期生命共済事業規約：2006年5月1日以降2019年7月31日以前発効）

カ 定期生命300（個人長期生命共済事業規約）

キ せいめい共済（個人長期生命共済事業規約：2000年6月1日以降  
2006年4月30日以前発効）

ク せいめい共済（個人長期生命共済事業規約：2000年5月31日以前  
発効）

ケ 定期医療プラン（2019）（個人長期生命共済事業規約：2019年8月  
1日以降発効）

(2) (1)に該当する場合にはこの会は、指定共済金額から、この会が定めるところにより、請求日の翌日から6か月間の指定共済金額に対する利息および共済掛金に相当する金額を差し引いた額をリビングニーズ共済金として支払います。

(3) (1)において、共済契約者、指定代理請求人または代理請求人が生命基本契約共済金額の全額を指定共済金額として指定した場合は、同時に累加死亡共済金額も指定されたものとみなして、(2)の規定を適用します。この場合、指定共済金額は、生命基本契約共済金額に、請求日から6か月後に死亡したときに支払われるべき累加死亡共済金の額を加えた額とし、請求日の翌日から6か月間の指定共済金額に対する共済掛金は、累加死亡共済掛金および満期共済掛金を含む基本契約共済掛金とします。

(4) この会は、被共済者が、直接であると間接であるとを問わず、生命基本契約の発効日または更新日においてすでに罹患していた疾病または受傷していた傷害を原因として、被共済者の余命が6か月以内と判断される状態となり、生命基本契約の発効日または更新日から1年以内に共済契約者、指定代理請求人または代理請求人がリビングニーズ共済金を請求したときは、リビングニーズ共済金を支払いません。

(5) リビングニーズ共済金の支払は、被共済者1人につき、被共済者の一生涯にわたり1回限りとします。

(6) この会は、つぎの①から③のいずれかに該当する場合には、リビングニーズ共済金を支払いません。

- ① リビングニーズ共済金を支払う前に被共済者が死亡しているとき。
- ② リビングニーズ共済金の支払請求前に、すでに重度障害共済金を支払っていたとき。
- ③ リビングニーズ共済金を支払う前に、重度障害共済金の支払請求を受けたとき。

(7) 生命基本契約共済金額（累加死亡共済金を含みます。）の全額が指定共済金額として指定され、リビングニーズ共済金が支払われた場合には、共済契約は請求日にさかのぼって消滅したものとみなします。

(8) つぎに掲げる共済金が支払われる入院中に、(7)の規定により、共済契約が消滅した場合には、リビングニーズ共済金の請求時に連続している入院について、共済期間中の入院とみなして共済金を支払います。

- ① 病気入院共済金
- ② 災害入院共済金
- ③ 三大疾病入院共済金
- ④ 女性がん入院共済金
- ⑤ 女性疾病入院共済金

(9) (8)の①、③における「共済期間中の入院とみなされる入院」の後の「退院後通院共済金」または「退院後災害通院共済金」については支払いません。

#### 4. リビングニーズ共済金を支払わない場合

この会は、つぎの(1)から(4)のいずれかにより被共済者の余命が6か月以内と判断される状態となったときは、リビングニーズ共済金を支払いません。

(1) 被共済者の故意

- (2) 被共済者の犯罪行為
- (3) 共済契約者の故意
- (4) 指定代理請求人または代理請求人の故意

## 5. リビングニーズ共済金の請求

共済契約者、指定代理請求人または代理請求人は、リビングニーズ共済金の支払請求をするときは、別表第12「各共済金等請求の提出書類」に規定する請求書類を提出してください。当該請求書類すべてがこの会に到達した日を請求日とします。

# XII 特別条件特則条項

## 1. 特別条件特則の適用

この特則は、共済契約の申込みにあたって、「I 一般条項」における第1章「8. 共済契約の申込みと成立」(2)に規定する質問事項に対する回答が、「I 一般条項」における第1章「8. 共済契約の申込みと成立」(4)に規定するこの会が定める基準に適合しない場合において、共済契約に所定の条件を付して加入を引受けるときに適用します。

## 2. 特別条件特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際に、共済契約者から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができます（以下、この特則を付帯した共済契約を「特別条件契約」といいます。）。
- (2) (1)の申し出の際に、共済契約者は特別条件を付帯することの同意書を提出してください。

## 3. 特別条件

特別条件契約においては、この会の定める一部の共済事故について、その事故がこの会の定める期間内に発生した場合は、共済金を支払わないものとします。

# XIII 掛金口座振替特則条項

## 1. 掛金口座振替特則の適用

この特則は、共済掛金の払込みを口座振替扱とする場合に適用します。

## 2. 掛金口座振替特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができます。
- (2) この特則を付帯するには、つぎの条件のすべてをみたさなければなりません。
  - ① 共済契約者等の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、この会と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「取扱金融機関等」といいます。）に設置されていること。
  - ② 共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの会の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

## 3. 口座振替扱による共済掛金の払込み

- (1) 初回掛金を口座振替扱により払い込む場合の初回掛金は、「I 一般条項」における第1章「8. 共済契約の申込みと成立」(6)の規定にかかわらず、この会が初回掛金をはじめて指定口座からこの会の口座に振り替えよ

うとした日までに、指定口座から共済掛金相当額をこの会の口座に振り替えることにより払い込まれなければなりません。この場合、指定口座から初回掛金の振替ができなかったときは、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱います。

- (2) 第2回以後の共済掛金は、「I 一般条項」における第5章「1. 共済掛金の払込み」(2)および(4)の規定にかかわらず、払込期日の属する月中のこの会の定めた日（以下「振替日」といいます。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に、指定口座から共済掛金相当額をこの会の口座に振り替えることにより払い込まれなければなりません。
- (3) (1)および(2)の場合において、指定口座から引き落としがなされたときに、共済掛金の払込みがあったものとします。
- (4) 同一の指定口座から2件以上の共済契約（この会の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。）の共済掛金を振り替える場合には、この会は、これらの共済契約にかかる共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、この会に対して、これらの共済契約のうちの一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できません。
- (5) 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (6) この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略します。

#### 4. 口座振替不能の場合の扱い

- (1) 振替日における指定口座の残高が払い込むべき共済掛金の金額にみたなかったため、第2回以後の共済掛金の払込みができなかった場合において、2回分以上の未払込共済掛金があったときは、その未払込共済掛金の全額の口座振替を行うものとします。
- (2) (1)の規定による共済掛金の口座振替が不能のときは、共済契約者は、共済掛金の払込猶予期間の満了する日までに、未払込共済掛金の全額をこの会またはこの会の指定した場所に払い込まなければなりません。

#### 5. 指定口座の変更等

- (1) 共済契約者は、指定口座を同一の取扱金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している取扱金融機関等を他の取扱金融機関等に変更することができます。この場合、共済契約者は、あらかじめその旨をこの会および当該取扱金融機関等に申し出なければなりません。
- (2) 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの会および当該取扱金融機関等に申し出て、他の共済掛金の払込方法に変更しなければなりません。
- (3) 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、この会は、その旨を共済契約者に通知します。この場合、共済契約者は指定口座を他の取扱金融機関等に変更しなければなりません。

#### 6. 掛金口座振替特則の消滅

- つぎの(1)から(3)のいずれかに該当する場合には、この特則は消滅します。
- (1) 「2. 掛金口座振替特則の締結」(2)に規定する条件に該当しなくなったとき。
  - (2) 共済契約者が「7. 振替日の変更」の規定による振替日の変更を承諾しないとき。
  - (3) 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止したとき。

## 7. 振替日の変更

この会または取扱金融機関等の事情により、この会は、将来に向かって振替日を変更することがあります。この場合、この会は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知します。

# XIV クレジットカード払特則条項

## 1. クレジットカード払特則の適用

この特則は、初回掛金の払込みをクレジットカード払扱とする場合に適用します。

## 2. クレジットカード払特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際に、共済契約者等から申し出があつたときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができます。
- (2) この特則を付帯するには、当該共済契約者とカード会社が会員規約等によりクレジットカードの使用を認めた人が同一でなければなりません。

## 3. 共済掛金の受領

- (1) 初回掛金をクレジットカードにより払い込む場合において、この会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等を確認し（以下、「有効性等の確認」といいます。）、クレジットカードによる支払いを承諾したときには、承諾した日をこの会が初回掛金を受け取った日とみなします。
- (2) (1)の場合において、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行い、この会がクレジットカードによる支払いを承諾した日から、8営業日以内にこの会に「I 一般条項」における第1章「8. 共済契約の申込みと成立」に規定する共済契約申込書が提出されないときには、当該共済契約について申込みがなかったものとします。
- (3) この会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、つぎの①および②のいずれにも該当する場合には、当該共済掛金を受け取ったものとはみなしません。
  - ① この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき。ただし、共済契約者等がクレジットカードを使用し、カード会社に共済掛金相当額をすでに支払っている場合を除きます。
  - ② 共済契約者等がカード会社に共済掛金相当額を支払っていないとき。
- (4) この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略します。

## 4. クレジットカード扱いにおける返戻金等の払戻方法

「3. 共済掛金の受領」(1)において、この会が受け取った共済掛金にかかる共済契約について、「I 一般条項」における第7章「3. 共済契約の無効」「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 告知義務違反による共済契約の解除」「8. 被共済者による共済契約の解除請求」または「9. 共済契約の消滅」の規定により共済契約が無効、解約、解除または消滅となった場合で、共済掛金の返還または払戻しが生じる場合には、この会は、カード会社から共済掛金相当額が領収された後に共済契約者に返還し、または払い戻します。

## XV インターネット特則条項

### 1. インターネット特則の適用

この特則は、インターネット扱による共済契約の保全を実施する場合に適用します。

### 2. インターネット特則の締結

- (1) この特則は、共済期間の中途において、共済契約者から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、その申し出のつど、付帯することができます。
- (2) 共済契約者は、この特則を付帯するにあたっては、この会が定める基準をみたさなければなりません。

### 3. 共済契約の保全

- (1) 共済契約者は、つぎに掲げる事項については、この会所定の書類またはこの会が定める書式に代えて、電磁的方法によりこの会に通知することができます。

- ① 「I 一般条項」における第8章「3. 氏名または住所の変更」に規定する事項中、(1)に規定する住所の変更
- ② 「XIII 掛金口座振替特則条項」における「5. 指定口座の変更等」(1)に規定する指定口座の変更
- ③ その他この会が認めた事項

- (2) (1)に規定する共済契約の保全手続は、つぎの①および②のとおりです。

- ① 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に(1)の①から③までに規定する通知事項を入力し、この会に送信します。
- ② この会は①で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。

### 4. 電磁的方法

この特則に規定するもののほか、電磁的方法の実施のための手続について、必要な事項は、別に定める基準によります。

### 5. 重複の回避

インターネット扱による当該の共済契約の保全の手続を使用することが「I 一般条項」による共済契約の保全の手続と重複するときは、この特則条項の規定を適用します。

### 6. インターネット特則の消滅

つぎの①または②の場合には、この特則は消滅します。

- ① 共済契約者等からの申し出に応じて、この特則に規定する当該の共済契約の保全の手続を終了したとき。
- ② 電磁的方法が不可能なとき。

## XVI 掛金建特則条項

### 1. 掛金建特則の適用

この特則は、定期医療プラン（2019）において共済掛金により共済金額を

定める場合に適用します。

## 2. 掛金建特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際に共済契約者から申し出があったときに、この会の承諾を得て付帯することができます（以下、この特則を付帯した共済契約を「掛金建契約」といいます）。
- (2) 掛金建契約においては、満期共済金額を付帯することとします。
- (3) 掛金建契約においては、共済掛金の払込方法を月払、半年払または年払とします。

## 3. 掛金建契約の満期共済金額

- (1) 掛金建契約における満期共済金額は、払込方法に応じてこの会が定めた共済掛金額から、死亡、重度障害、入院等の共済金に対応する共済掛金を控除した残額を満期共済金の共済掛金に充当して計算します。
- (2) 満期共済金の額は1円単位で算出し、その最低限度額は1円とします。

## 4. 掛金建契約の更新

- (1) 掛金建契約を更新する場合には、更新時における被共済者の満年齢に応じた死亡、重度障害、入院等の共済金に対応する共済掛金額にもとづいて満期共済金を再計算します。
- (2) (1)の規定により再計算した満期共済金額が100円未満となる場合には、払込方法ごとの共済掛金の額をあらためます。

## 5. 掛金建特則のみの解約の禁止

共済契約者は、共済期間中途にこの特則のみを解約することはできません。

## 身体障害等級別支払割合表

## 1 身体障害の状態の定義

身体障害とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態その他この会が認めるものをいいます。

## 2 身体障害等級別支払割合表

本身体障害等級別支払割合表の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1「障害等級表」(以下「障害等級表」といいます。)が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄の記載内容をもって読み替えます。

(平成23年2月1日現在)

障害等級	身体障害	支払割合
第1級	1 両眼が失明したもの 2 そしゃく及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 削除 6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7 両上肢の用を全廃したもの 8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3 両上肢を手関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの	90% 100% 90%

障害等級	身体障害	支払割合
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリストラン関節以上で失ったもの	80%
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2 1上肢を手関節以上で失ったもの 3 1下肢を足関節以上で失ったもの 4 1上肢の用を全廃したもの 5 1下肢の用を全廃したもの 6 両足の足指の全部を失ったもの	70%
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 5 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 6 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	60%

障害等級	身体障害	支払割合
第7級	<p>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>2の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>4 削除</p> <p>5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>6 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>8 1足をリストラン関節以上で失ったもの</p> <p>9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>11 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>12 外ぼうに著しい醜状を残すもの</p> <p>13 両側のこう丸を失ったもの</p>	50%
第8級	<p>1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの</p> <p>2 せき柱に運動障害を残すもの</p> <p>3 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>4 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの</p> <p>5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの</p> <p>6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>8 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>9 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>10 1足の足指の全部を失ったもの</p>	45%

障害等級	身体障害	支払割合
第9級	<p>1 両眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 1眼の視力が0.06以下になったもの</p> <p>3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの</p> <p>4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>6の3 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>7 1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>8 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>9 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの</p> <p>10 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>11 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>11の2 外ぼうに相当程度の醜状を残すもの</p> <p>12 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	30%
第10級	<p>1 1眼の視力が0.1以下になったもの</p> <p>1の2 正面視で複視を残すもの</p> <p>2 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>3 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</p> <p>3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>4 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>5 削除</p> <p>6 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したものの</p> <p>7 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの</p> <p>8 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの</p> <p>9 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>10 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	20%

障害等級	身体障害	支払割合
第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 3の2 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 せき柱に変形を残すもの 6 1手の示指、中指又は環指を失ったもの 7 削除 8 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 9 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 4 1耳の耳かくの大部分を欠損したもの 5 鎮骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 8の2 1手の小指を失ったもの 9 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 10 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 11 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 12 局部にがんこな神経症状を残すもの 13 削除 14 外ぼうに醜状を残すもの	10%

障害等級	身体障害	支払割合
第13級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 2の2 正面視以外で複視を残すもの 3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 3の2 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 4 1手の小指の用を廃したもの 5 1手の母指の指骨の一部を失ったもの 6 削除 7 削除 8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 2の2 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 3 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 4 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 削除 6 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの	4%

(備考)

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によります。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定します。
- 2 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- 3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
- 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
- 5 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

別表第2

## 不慮の事故等の定義とその範囲

### 1 不慮の事故の定義

不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。ただし、疾病または体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときを除きます。

- (1) 急激とは、事故から傷害の発生までの経過が直接的で時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性または持続性が認められるものは含みません。
- (2) 偶然とは、事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます。
- (3) 外因とは、事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます。

### 2 外因による事故の範囲

外因による事故の範囲は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
1. 鉄道事故	E800～E807
2. 自動車交通事故	E810～E819
3. 自動車非交通事故	E820～E825
4. その他の道路交通機関事故	E826～E829
5. 水上交通機関事故	E830～E838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E840～E845
7. 他に分類されない交通機関事故	E846～E848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれない。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E850～E858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれない。	E860～E869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E870～E876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E878～E879
12. 不慮の墜落	E880～E888
13. 火災および火炎による不慮の事故	E890～E899

分類項目	基本分類コード
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E902）」、「旅行および身体動搖（E903）」および「飢餓、渴、不良環境曝露および放置（E904）中の飢餓、渴」は除外する。	E900～E909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E912）」は除外する。	E910～E915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外する。	E916～E928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれない。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E930～E949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960～E969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E978）」は除外する。	E970～E978
20. 戦争行為による損傷	E990～E999
21. その他この会が特に認めた場合	

### 3 感染症

感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフス A	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
アメーバ赤痢	A06.0, A06.1
結核	A15～A19
ペスト	A20
ジフテリア	A36
猩紅熱	A38
流行性脳脊髄膜炎（髄膜炎菌性髄膜炎）	A39.0
発疹チフス	A75.0

分類項目	基本分類コード	
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80	
日本脳炎	A83.0	
南米出血熱	アルゼンチン出血熱	A96.0
	ボリビア出血熱	A96.1
	ブラジル出血熱、ペネズエラ出血熱	A96.8
ラッサ熱	A96.2	
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0	
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3	
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4	
痘そう（天然痘）	B03	
鳥インフルエンザ（H5N1）	J09	
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)	U04	

## 公的医療保険制度の定義

手術特約における「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）
- (2) 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年5月1日法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年9月8日法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年8月21日法律第245号）
- (6) 船員保険法（昭和14年4月6日法律第73号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）

## 対象となる手術

### 1 定義

- (1) 「手術」とは、器械、器具を用いて、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、表中の手術番号1から94に該当するものをいいます。ドレナージ、穿刺および神経ブロックは除きます。
- (2) 「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のための手術をいい、たとえば、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。

### 2 適用方法

- (1) 1の手術を受けた場合で、表中の手術の種類の二つ以上に該当し、その手術がつぎのアからキまでの手術であるときは、その手術にのみ該当したものとします。
- ア 「血管塞栓術（施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とします。）」
- イ 「動静脈内埋込型カテーテル設置術」
- ウ 「レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とします。視力矯正術を除きます。）」
- エ 「悪性新生物温熱療法（施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とします。）」
- オ 「衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とします。）」
- カ 「体表の切開を伴わない内視鏡による脳・喉頭・胸腹部臓器の手術（検査・処置を除きます。施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とします。）」
- キ 「新生物根治放射線照射（50グレイ（5,000ラド）以上放射で、施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とします。）」
- (2) 所期の目的を達するまでに行う一連の治療において、表中の同じ種類の手術を複数回受けた場合は、施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とします。

手術番号および手術の種類	
§ 皮膚・乳房の手術	
1. 植皮術（25cm <sup>2</sup> 未満は除きます。）	
2. 四肢軟部腫瘍摘出術	
3. 乳腺腫瘍摘出術	
4. 乳房切断術	
§ 筋骨の手術（抜釘術は除きます。）	
5. 骨移植術	
6. 骨髓炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除きます。）	
7. 頭蓋骨観血手術	
8. 鼻骨観血手術	
9. 上顎骨・下顎骨観血手術（歯・歯周組織の処置に伴うもの、慢性副鼻腔炎手術を除きます。）	

## 手術番号および手術の種類

10. 脊椎・骨盤観血手術
11. 鎮骨・肩甲骨・胸骨・肋骨観血手術
12. 四肢切断術
13. 切断四肢再接合術
14. 四肢骨・四肢関節観血手術
15. 腱・韌帯観血手術

### § 呼吸器・胸部の手術

16. 慢性副鼻腔炎根本手術
17. 喉頭切開術
18. 気管・気管支・肺・胸膜手術（開頸・開胸を伴うもの。）
19. 胸郭形成術
20. 縦隔腫瘍摘出術

### § 循環器の手術

21. 体内用ペースメーカー埋込術（電池・リード・ジェネレーター交換を除きます。）
22. 体内用ペースメーカー交換術（電池交換を含みます。）
23. 血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除きます。）
24. 血管塞栓術（施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とします。）
25. 動脈内埋込型カテーテル設置術
26. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）
27. 直視下心臓内手術
28. 心膜切開・縫合術

### § 脾・リンパ節の手術

29. 脾摘除術

### § 消化器の手術

30. 耳下腺腫摘出術
31. 頸下腺・舌下腺腫摘出術
32. 食道離断術
33. 腹膜炎手術
34. 胃切除術
35. 他の胃・食道手術（開頸・開胸・開腹を伴うもの。）
36. ヘルニア根本手術
37. 限局性腹腔膿瘍手術
38. 虫垂切除術・盲腸縫縮術
39. 直腸脱根本手術
40. 他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）
41. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除きます。）
42. 肝移植手術（受容者に限ります。）
43. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓手術

## 手術番号および手術の種類

### § 尿・性器の手術

- 44. 腎臓・腎盂手術
- 45. 腎移植手術（受容者に限ります。）
- 46. 尿管・膀胱手術
- 47. 膀胱周囲膿瘍切開術
- 48. 尿道狭窄手術
- 49. 陰茎切断術
- 50. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術
- 51. 陰囊水腫根本手術
- 52. 子宮全摘除術
- 53. 帝王切開娩出術
- 54. 子宮外妊娠手術
- 55. 膀胱手術
- 56. その他の子宮手術（子宮頸管手術・人工妊娠中絶術を除きます。）
- 57. 卵巣・卵管手術

### § 内分泌器の手術

- 58. 下垂体腫瘍摘除術
- 59. 甲状腺手術
- 60. 副腎手術

### § 神経の手術

- 61. 神経観血手術
- 62. 頭蓋内手術
- 63. 脊髄硬膜内外手術
- 64. 脊髄腫瘍摘出術

### § 感覚器・視器の手術

- 65. 観血的前房・虹彩・硝子体内・眼窩内異物除去手術
- 66. 緑内障手術
- 67. 硝子体茎頭微鏡下離断術
- 68. 線維柱帶頭微鏡下切開術
- 69. 白内障・水晶体観血手術
- 70. 硝子体観血手術
- 71. 網膜剥離症手術
- 72. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とします。視力矯正術を除きます。）
- 73. 眼筋移植術
- 74. 眼球摘除術・組織充填術
- 75. 眼窩腫瘍摘出術
- 76. 眼窩下垂症手術
- 77. 結膜囊形成術
- 78. 角膜移植術
- 79. 涙小管形成術
- 80. 涙囊鼻腔吻合術

## 手術番号および手術の種類

### § 感覚器・聴器の手術

- 81. 觀血的鼓膜・鼓室形成術
- 82. 乳様洞削開術
- 83. 中耳根本手術
- 84. 内耳観血手術
- 85. 聽神経腫瘍摘出術

### § 悪性新生物の手術

- 86. 悪性新生物の手術

87. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とします。）

- 88. その他の悪性新生物手術

### § 上記以外の手術

- 89. 上記以外の開頭術

- 90. 上記以外の開胸術

- 91. 上記以外の開腹術

92. 衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とします。）

93. 体表の切開を伴わない内視鏡による脳・喉頭・胸腹部臓器手術（検査・処置を除きます。施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とします。）

### § 新生物根治放射線照射

94. 新生物根治放射線照射（50グレイ（5,000ラド）以上照射で、施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とします。）

別表第5

## 心・脳疾患の定義

三大疾病医療特約における心・脳疾患とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I21
	再発性心筋梗塞	I22
脳卒中	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

別表第6

## 悪性新生物の定義

1 三大疾病医療特約および女性疾病医療特約における悪性新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものという。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00-C14
消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45-C49
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60-C63
腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載されたまたは推定されたもの	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
真性赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5

2 前記1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいう。

第5桁性状コード
／3…悪性、原発部位
／6…悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(注) 悪性新生物には国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」（第7版）で病期分類が0期の病変は含まれない。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は悪性新生物に該当しない。

## 上皮内新生物の定義

- 1 三大疾病医療特約および女性疾病医療特約における上皮内新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
口腔、食道および胃の上皮内癌	D00
その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02
上皮内黒色腫	D03
皮膚の上皮内癌	D04
乳房の上皮内癌	D05
子宮頸（部）の上皮内癌	D06
その他および部位不明の生殖器の上皮内癌	D07
その他および部位不明の上皮内癌	D09

- 2 前記1において「上皮内新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード
／2…上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

別表第8

## 女性疾患の定義

女性疾患医療特約における女性疾患とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つきの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病の区分	分類項目	基本分類コード
1. 新生物	乳房の良性新生物＜腫瘍＞	D24
	子宮平滑筋腫	D25
	子宮のその他の良性新生物＜腫瘍＞	D26
	卵巣の良性新生物＜腫瘍＞	D27
	その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物＜腫瘍＞	D28
	甲状腺の良性新生物＜腫瘍＞	D34
	女性生殖器の性状不詳または不明の新生物＜腫瘍＞	D39
	内分泌腺の性状不詳または不明の新生物＜腫瘍＞ (D44) 中の甲状腺	D44.0
	その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物＜腫瘍＞ (D48) 中の乳房	D48.6
2. 血液の疾患	鉄欠乏性貧血	D50
	ビタミンB <sub>12</sub> 欠乏性貧血	D51
	葉酸欠乏性貧血	D52
	その他の栄養性貧血	D53
	後天性溶血性貧血	D59
	後天性赤芽球ろう＜癆＞ [赤芽球減少症]	D60
	その他の無形成性貧血	D61
	他に分類される慢性疾患における貧血	D63
	その他の貧血	D64
3. 内分泌の疾患	ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態	E01
	無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症	E02
	その他の甲状腺機能低下症	E03
	その他の非中毒性甲状腺腫	E04
	甲状腺中毒症 [甲状腺機能亢進症]	E05
	甲状腺炎	E06
	その他の甲状腺障害	E07
	クッシング< Cushing >症候群	E24
	卵巣機能障害	E28
	治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの (E89) 中の治療後甲状腺機能低下症	E89.0

疾病の区分	分類項目	基本分類コード
4. 眼の疾患	老人性白内障	H25
	その他の白内障	H26
	緑内障	H40
5. 循環器系の疾患	急性リウマチ熱	I00-I02
	慢性リウマチ性心疾患	I05-I09
	低血圧(症)	I95
6. 胆嚢の疾患	胆石症	K80
	胆のう<嚢>炎	K81
	胆のう<嚢>のその他の疾患	K82
	胆道のその他の疾患	K83
7. 筋骨格系および結合組織の疾患	血清反応陽性関節リウマチ	M05
	その他の関節リウマチ	M06
	若年性関節炎	M08
	その他の明示された関節障害(M12)中のリウマチ熱後慢性関節障害[ジャクー<Jaccoud>病]	M12.0
	全身性エリテマトーデス<紅斑性狼瘡><SLE>	M32
	皮膚(多発性)筋炎	M33
	全身性硬化症	M34
	その他の全身性結合組織疾患(M35)中の乾燥症候群[シェーグレン< Sjögren >症候群]	M35.0
	リウマチ性多発筋痛症	M35.3
8. 骨粗しょう症	骨粗しょう<鬆>症<オステオポローシス>、病的骨折を伴わないもの	M81
9. 腎臓、膀胱および尿路の疾患	急性尿細管間質性腎炎	N10
	慢性尿細管間質性腎炎	N11
	尿細管間質性腎炎、急性または慢性と明示されないもの	N12
	閉塞性尿路疾患および逆流性尿路疾患(N13)中の腫腎(症)	N13.6
	腎および尿管のその他の明示された障害(N28.8)中の腎孟炎、腎孟尿管炎、尿管炎	N28.8
	膀胱炎	N30
	その他の膀胱障害(N32)中の膀胱憩室	N32.3
	他に分類される疾患における膀胱障害(N33)中の結核性膀胱炎	N33.0
	尿道炎および尿道症候群	N34
	尿道のその他の障害(N36)中の尿道憩室	N36.1
	尿道小丘	N36.2
	尿路系のその他の障害(N39)中の尿路感染症、部位不明	N39.0
	緊張性<腹圧性>尿失禁	N39.3

疾病の区分	分類項目	基本分類コード
10. 女性生殖器の疾患	乳房の障害	N60-N64
	女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70-N77
	女性生殖器の非炎症性障害	N80-N98
11. 妊娠、分娩および産褥の合併症	流産に終わった妊娠	O00-O08
	妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、タンパク＜蛋白＞尿および高血圧性障害	O10-O16
	主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20-O29
	胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30-O48
	分娩の合併症	O60-O75
	鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
	帝王切開による単胎分娩	O82
	その他の介助単胎分娩	O83
	多胎分娩（O84）中の 多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩	O84.1
	多胎分娩、全児帝王切開	O84.2
	その他の多胎分娩	O84.8
	多胎分娩、詳細不明	O84.9
	主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O85-O92
	その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94-O99

## 要介護状態の範囲

### 1 要介護状態の範囲

要介護状態の範囲は、寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態とします。

### 2 寝たきりにより介護が必要な状態

次のア. およびイ. のいずれにも該当する状態をいいます。

ア. 次のいずれかの状態であるために介護が必要な状態

(1) 歩行ができない状態（本表第5項第1号に規定する状態をいいます。）

(2) 寝返りができない状態（本表第5項第2号に規定する状態をいいます。）

イ. 次のいずれかの状態であるために介護が必要な状態

(1) 洗身ができない状態（本表第5項第3号に規定する状態をいいます。）

(2) 清潔・整容ができない状態（本表第5項第4号に規定する状態をいいます。）

(3) 排泄ができない状態（本表第5項第5号に規定する状態をいいます。）

(4) 衣服の着脱ができない状態（本表第5項第6号に規定する状態をいいます。）

### 3 認知症の定義

認知症とは、正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変・損傷等により、全般的かつ持続的に低下することをいい、医師に認知症と診断されていることを要します。

### 4 認知症により介護が必要な状態

認知症により、次のア. およびイ. のいずれにも該当する状態をいいます。

ア. 次のいずれかの状態であるために介護が必要な状態

(1) 洗身ができない状態（本表第5項第3号に規定する状態をいいます。）

(2) 清潔・整容ができない状態（本表第5項第4号に規定する状態をいいます。）

(3) 排泄ができない状態（本表第5項第5号に規定する状態をいいます。）

(4) 衣服の着脱ができない状態（本表第5項第6号に規定する状態をいいます。）

イ. 次の問題行動のうち3項目以上の問題行動があるために介護が必要な状態

ただし、(4)から(20)までの項目については、少なくとも1か月に1回以上の頻度で現れる状態をいいます。

(1) 意思疎通ができない状態①（本表第6項第1号①に規定する状態をいいます。）

(2) 意思疎通ができない状態②（本表第6項第1号②に規定する状態をいいます。）

(3) 意思疎通ができない状態③（本表第6項第1号③に規定する状態をいいます。）

(4) 幻視・幻聴がある状態（本表第6項第2号に規定する状態をいいます。）

(5) 作話がある状態（本表第6項第3号に規定する状態をいいます。）

(6) 妄想がある状態（本表第6項第4号に規定する状態をいいます。）

(7) 昼夜逆転がある状態（本表第6項第5号に規定する状態をいいます。）

(8) 極度の物忘れがある状態（本表第6項第6号に規定する状態をいいます。）

す。)

- (9) 周囲への無関心がある状態（本表第6項第7号に規定する状態をいいます。）
- (10) 徘徊をする状態（本表第6項第8号に規定する状態をいいます。）
- (11) 暴行・暴言を行なう状態（本表第6項第9号に規定する状態をいいます。）
- (12) 大声を出す状態（本表第6項第10号に規定する状態をいいます。）
- (13) 繰り返し話や不快音がある状態（本表第6項第11号に規定する状態をいいます。）
- (14) 破壊行為がある状態（本表第6項第12号に規定する状態をいいます。）
- (15) 介護への抵抗がある状態（本表第6項第13号に規定する状態をいいます。）
- (16) 不潔行為をする状態（本表第6項第14号に規定する状態をいいます。）
- (17) 異食行動をする状態（本表第6項第15号に規定する状態をいいます。）
- (18) 迷惑性的行動をする状態（本表第6項第16号に規定する状態をいいます。）
- (19) 火の不始末をする状態（本表第6項第17号に規定する状態をいいます。）
- (20) 異常収集癖がある状態（本表第6項第18号に規定する状態をいいます。）

## 5 寝たきり度の判定基準

- (1) 歩行（歩幅や速度は問わず立った状態から5m以上歩くこと）ができない状態とは、つぎの状態をいいます。  
杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いたり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない。
- (2) 寝返り（身体にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のどちらかに向きを変えること）ができない状態とは、つぎの状態をいいます。  
ベッド柵、ひも、バーまたはサイドレール等につかまらなければ寝返りができない。
- (3) 洗身（浴室内でタオル等に石鹼等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含まない）ができない状態とは、つぎの状態をいいます。  
自分では体を洗ったり拭いたりすることができず、洗身のすべてを介護者が行っている。
- (4) 清潔・整容（口腔清潔（歯みがき・うがい等）、洗顔または整髪を行うこと）ができない状態とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。
  - ① 自分ではまったく口腔清潔（歯みがき・うがい等）の行為を行うことができず、すべてを介護者が行っている。
  - ② 自分ではまったく洗顔の行為を行うことができず、すべてを介護者が行っている。
  - ③ 自分ではまったく整髪の行為を行うことができず、すべてを介護者が行っている。
- (5) 排泄（尿意・便意を自覚して対応でき、排尿・排便時に自分で後始末すること）ができない状態とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。
  - ① 自分では排泄後の拭取りの始末ができず、すべてを介護者が行っている。
  - ② 排泄時に便器のまわり等を汚してしまうため、介護者が掃除をする必要がある。
  - ③ かなりの程度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。

- (6) 衣服の着脱（衣服の着脱、ボタンのかけはずしを自分で行うこと）ができない状態とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。
- ① 自分ではボタンのかけはずしを行なうことができず、すべてを介護者が行っている。
  - ② 自分では上衣を着たり脱いだりすることができず、すべてを介護者が行っている。
  - ③ 自分ではズボンやパンツを着たり脱いだりすることができず、すべてを介護者が行っている。
  - ④ 自分では靴下等を着たり脱いだりすることができず、すべてを介護者が行っている。

## 6 認知症の判定基準

- (1) 意思疎通ができない状態とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。
  - ① 自分の生年月日および年齢のいずれも答えることができない。
  - ② 現在の季節を理解できない。
  - ③ 今いる場所の認識ができない。
- (2) 幻視・幻聴がある状態とは、つぎの状態をいいます。  
幻覚などにより、外界に実在しないのに、物体・動物・人の顔や姿等が見えたり、実際には何も聞こえないのに、音や声が聞こえる。
- (3) 作話がある状態とは、つぎの状態をいいます。  
作話をし、周囲に言いふらす。
- (4) 妄想がある状態とは、つぎの状態をいいます。  
実際には盗られていないのに物を盗られたなどと被害的になる。
- (5) 昼夜逆転がある状態とは、つぎの状態をいいます。  
夜間不眠の訴えが何日間か続いたり、明らかに昼夜が逆転するなどし、日常生活に支障がある。
- (6) 極度の物忘れがある状態とは、つぎの状態をいいます。  
極度の物忘れがあり、日常生活に支障がある。
- (7) 周囲への無関心がある状態とは、つぎの状態をいいます。  
周囲へ関心がなく、ほんやりしているために見守りが必要である。
- (8) 徘徊をする状態とは、つぎの状態をいいます。  
歩き回る、車いすで動き回る、床やベッドの上で這い回るなど、目的もなく動き回ったり、一人で外に出たがり、目が離せない。
- (9) 暴行・暴言を行なう状態とは、つぎの状態をいいます。  
暴行（物理的暴力）や暴言（発語的暴力）を行う。
- (10) 大声を出す状態とは、つぎの状態をいいます。  
周囲に迷惑となるような大声を出す。
- (11) 繰り返し話や不快音がある状態とは、つぎの状態をいいます。  
しつこく同じ話や独話をする、口や物を使って周囲に不快な音を立てる。
- (12) 破壊行為がある状態とは、つぎの状態をいいます。  
物や衣類を壊したり、破いたりする。
- (13) 介護への抵抗がある状態とは、つぎの状態をいいます。  
明らかに介護者の助言や介護に抵抗し、介護に支障がある。
- (14) 不潔行為をする状態とは、つぎの状態をいいます。  
排泄物を意図的に弄ぶまたは所かまわず排泄をする（身体が清潔でないことは含まれない。）。
- (15) 異食行動をする状態とは、つぎの状態をいいます。  
正常では忌避するような物体、味に対して特に異常な食欲や嗜好を示す（過食行動は含まれない。）。

- (16) 迷惑的行動をする状態とは、つぎの状態をいいます。  
周囲が迷惑している行為と判断される性的な問題行動がある（性的発言は含まれる。）。
- (17) 火の不始末をする状態とは、つぎの状態をいいます。  
たばこの火、ガスコンロなどあらゆる火の始末や火元の管理ができない。
- (18) 異常収集癖がある状態とは、つぎの状態をいいます。  
色々なものを集めたり、無断でもってくる。

## 先進医療の範囲

1 先進医療とは、つぎのすべてをみたすものをいう。

(1) つぎに掲げる法律にもとづく評価療養のうち厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養をいう。ただし、厚生労働省告示に定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）に限ります。

ア 健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）

イ 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）

ウ 国家公務員共済組合法（昭和33年5月1日法律第128号）

エ 地方公務員等共済組合法（昭和37年9月8日法律第152号）

オ 私立学校教職員共済法（昭和28年8月21日法律第245号）

カ 船員保険法（昭和14年4月6日法律第73号）

キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）

(2) 療養を受けた日現在において、(1)中のアからキまでに掲げる法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養以外の療養

2 「療養」とは、診察、薬剤、または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

## 共済金額を制限する職業

定期医療プラン（2019）および引受緩和型更新プランにおける共済金額を制限する職業とは、下表の①競馬・競輪・オートレース・競艇等の職業競技者の方から⑨その他この会が指定する職業に従事される方までをいいます。

また、定期生命プラン（2019）における生命基本契約共済金額、災害特約および災害死亡特約の共済金額の限度は下表のとおりです。

被共済者の職業 および状態	A. 次の(ア)から (エ)の生命基本 契約共済金額 を通算した額 の限度 (ア)定期生命プラン (イ)2006年4月30 日以前発効の せいめい共済 (ウ)定期生命300 (エ)定期生命プラン (2019)	B. 次の(ア)から (オ)の生命基本 契約共済金額 を通算した額 の限度 (ア)定期生命プラン (イ)2006年4月30 日以前発効の せいめい共済 (ウ)定期生命300 (エ)引受緩和型更 新プラン (オ)定期生命プラン (2019)	C. 次の(ア)から (エ)の災害特約 共済金額と災 害死亡特約共 済金額を通算 した額の限度 (ア)定期生命プラン (イ)2006年4月30 日以前発効の せいめい共済 (ウ)定期生命300 (エ)定期生命プラン (2019)
	(ア)定期生命プラン (イ)2006年4月30 日以前発効の せいめい共済 (ウ)定期生命300 (エ)定期生命プラン (2019)	(ア)定期生命プラン (イ)2006年4月30 日以前発効の せいめい共済 (ウ)定期生命300 (エ)引受緩和型更 新プラン (オ)定期生命プラン (2019)	(ア)定期生命プラン (イ)2006年4月30 日以前発効の せいめい共済 (ウ)定期生命300 (エ)定期生命プラン (2019)
① 競馬・競輪・ オートレース・ 競艇等の職業競 技者の方	500万円	600万円	500万円
② 潜水・潜函・ サルベージ等に 従事される方	500万円	600万円	500万円
③ 警察官・海上 保安官その他こ れに類する方	1,500万円	1,600万円	500万円
④ 自衛官（防衛 大学校生を含 む。）の方	1,500万円	1,600万円	500万円
⑤ 坑内・隧道内 作業に従事され る方	500万円	600万円	500万円
⑥ 近海または遠 洋漁業の船舶乗 組員の方	500万円	600万円	500万円

⑦ 1,000トン未満の船舶乗組員の方	500万円	600万円	500万円
⑧ ハイヤー・タクシー運転手の方	1,500万円	1,600万円	1,500万円
⑨ その他この会が指定する職業に従事される方	500万円	600万円	この会の指定する額
発効日または更新日において15歳未満の方	500万円	500万円	500万円
発効日または更新日において61歳以上の方	500万円	600万円	500万円
加入または更新時の契約変更の申込みの当時に重度障害の状態になっていた方	500万円	600万円	500万円
発効日または更新日において15歳未満でかつ加入または更新時の契約変更の申込みの当時に重度障害の状態になっていた方	200万円	200万円	200万円
上記に該当しない方	3,000万円	3,300万円	3,000万円

※ 被共済者の職業および状態について、二つ以上の項目に該当する場合は、いずれか小さい金額を限度とします。

※ ①から⑨については、加入または更新時の契約変更の申込みの当時に①から⑨の職業に従事している方が該当します。

別表第12

## 各共済金等請求の提出書類

1 各共済金等請求の提出書類はつぎのとおりです。

○印のある書類を提出してください。

## 【各共済金等請求の提出書類】

提出書類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
	共済契約証書	共済金請求書	解約返戻金請求書またはその他の返戻金請求書	死亡診断書（死体検案書）	後遺障害診断書	入院・通院・手術等を証明する医師の診断書	不慮の事故等である証明書	被共済者および共済金受取人の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）	共済金受取人の印鑑証明書	共済契約者の印鑑証明書（届出印のないとき）	費用を支払ったことを示す領収書	最終の掛金払込みを証明するもの	その他の必要書類
共済金の種類													
死亡共済金	○	○		○				○	○			○	○
重度障害共済金	○	○			○				○			○	○
災害死亡共済金	○	○	○				○	○	○			○	○
障害共済金	○	○			○		○		○			○	○
病気入院共済金													
入院前病気通院共済金													
退院後病気通院共済金	○	○				○			○			○	○
病気手術共済金													
病気放射線治療共済金													
先進医療共済金													
不慮の事故	○	○				○	○		○		○	○	○
疾病	○	○				○		○		○	○	○	○
災害入院共済金													
入院前災害通院共済金													
退院後災害通院共済金	○	○				○	○		○			○	○
災害通院共済金													
災害手術共済金													
災害放射線治療共済金													
三大疾病入院共済金													
三大疾病退院共済金													
三大疾病手術共済金													
三大疾病放射線治療共済金													
がん入院共済金	○	○				○			○			○	○
女性疾病入院共済金													
女性疾病退院共済金													
がん手術共済金													
がん放射線治療共済金													
満期共済金	○	○							○	○		○	○
解約返戻金等	○		○							○		○	○

提出書類	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
	共済契約証書	共済金請求書	この会所定の診断書	公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類	共済金受取人の印鑑証明書	その他の必要書類
共済金の種類						
リビングニーズ共済金 在宅ホスピスケア共済金 急性心筋梗塞診断共済金 脳卒中診断共済金 悪性新生物診断共済金 上皮内新生物診断共済金	○	○	○		○	○
介護共済金 <sup>(注)</sup>	基 準 日	○	○	○	※	○
	基準日後			△	※	○
介護初期費用共済金	○	○	○	※	○	○

△ 公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類があれば、提出は不要です。

※ 公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類があれば、提出してください。

(注) 介護共済金の支払期間中に共済金受取人が変更された場合は、基準日における請求に準じて、共済金請求書、印鑑証明書、その他必要書類を提出していただきます。

2 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求の場合には、【各共済金等請求の提出書類】に規定する提出書類に加えて、つぎの書類を提出してください。

- (1) 共済契約者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- (2) 指定代理請求人または代理請求人の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- (3) 指定代理請求人または代理請求人の印鑑証明書
- (4) 指定代理請求人または代理請求人の住民票の写し（世帯全員のもの）
- (5) 共済契約者または指定代理請求人が共済金等を請求できない特別な事情があることを証明する書類
- (6) その他の必要書類

3 この会は、各共済金等請求および代理請求の提出書類の一部の省略を認めることができます。

4 【各共済金等請求の提出書類】の(4)、(5)、(6)、および(16)に規定する「診断書」とは、この会が定める書式によるものに限ります。

5 施術所に入所または通所した場合の提出書類は、それぞれつぎの(1)または(2)に規定する書類を医師の診断書に代えることができます。

- (1) 入所したとき  
柔道整復師の施術証明書および医師の同意書
- (2) 通所したとき  
柔道整復師の施術証明書

6 【各共済金等請求の提出書類】の(7)に規定する「不慮の事故等である証明書」とは、つぎの(1)から(6)に規定するものをいいます。

(1)	交通事故による場合	自動車安全運転センター各都道府県事務所の発行する交通事故証明書
(2)	エレベーター・エスカレーターの事故、建造物の倒壊、物の落下の事故による場合	その建物等の管理者の事故証明書
(3)	労働災害による場合	労働者災害補償保険請求書および支給決定・支払通知書の写し
(4)	公務上の災害による場合	公務災害認定申請書および公務災害認定書の写し
(5)	上記以外の原因による場合	救急用自動車、消防用自動車出動証明書その他官公署の発行する不慮の事故を証明する書類
(6)	その他	上記(1)から(5)までに準ずる不慮の事故等を証明する書類

7 【各共済金等請求の提出書類】の(17)に規定する「公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類」とは、つぎのいずれかです。

- (1) 介護保険被保険者証
- (2) 介護保険要介護認定・要支援認定結果通知書
- (3) 介護保険要介護更新認定・要支援更新認定結果通知書
- (4) 介護保険要介護状態区分の変更認定結果通知書

## 解約返戻金目安表

この解約返戻金目安表は、基本契約の生命保障金額（死亡・重度障害共済金額）10万円あたり、満期金10万円（1口）あたり、医療特約（先進医療特約付）1,000円、女性疾病医療特約1,000円あたりの、加入時からの加入年数に応じた解約返戻金の額を掲載したものです（年齢は契約発効日時点の年齢でご確認ください）。

なお、実際は、各加入年数における経過月数によって金額が異なりますので、あくまで目安としてご活用ください。

※ 満期金について、加入または更新、更改後すぐに解約される場合は、払込掛金よりも解約返戻金が少なくなることがありますのでご注意ください。

### 目安の計算方法

基本契約における死亡・重度障害共済金10万円あたりの解約返戻金（P.177～178参照）	×	基本契約の生命保障付帯口数	×	10 =	a
満期金10万円（1口）あたりの解約返戻金（P.178参照）	×	満期金の付帯口数	=		b
医療特約（先進医療特約付）における死亡・重度障害共済金10万円あたりの解約返戻金（P.177～178参照）			=		c
医療特約（先進医療特約付）における入院日額1,000円あたりの解約返戻金（P.179～180参照）	×	入院日額 ÷ 1,000	=		d
女性疾病医療特約における女性疾病入院日額1,000円あたりの解約返戻金（P.181～182参照）	×	女性疾病医療入院日額 ÷ 1,000	=		e
合計金額 (a + b + c + d + e)					

(1) 死亡・重度障害共済金 10万円あたりの単位解約返戻金表

加入年齢が満0歳～満73歳で共済期間が5年の方

加入年齢	共済期間	男性					女性				
		経過年数					経過年数				
		1年	2年	3年	4年	5年	1年	2年	3年	4年	5年
0～11	5年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12		0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
13		1	3	4	5	0	0	0	0	0	0
14		4	8	11	9	0	0	0	0	0	0
15		8	15	17	12	0	0	1	1	2	0
16		12	19	19	12	0	1	3	4	4	0
17		13	19	17	11	0	3	5	6	3	0
18		11	16	15	10	0	4	6	5	3	0
19		9	13	13	8	0	3	4	3	2	0
20		8	10	9	4	0	1	2	1	1	0
21		5	6	4	2	0	1	1	0	0	0
22		3	2	2	1	0	0	0	1	1	0
23		1	1	2	1	0	1	1	2	1	0
24		1	2	3	2	0	2	3	4	3	0
25		2	3	2	1	0	3	6	7	6	0
26		2	2	2	1	0	5	8	9	5	0
27		2	2	3	2	0	6	9	8	5	0
28		2	4	5	4	0	6	7	7	4	0
29		4	7	7	5	0	4	6	6	4	0
30		5	8	9	6	0	4	6	7	5	0
31		6	9	10	7	0	5	7	8	5	0
32		7	10	11	7	0	5	9	9	7	0
33		8	13	14	11	0	7	11	11	8	0
34		11	17	20	14	0	8	13	13	9	0
35		13	23	24	17	0	9	14	15	10	0
36		17	26	27	18	0	10	15	15	10	0
37		18	27	28	19	0	10	15	16	11	0
38		19	29	29	20	0	11	16	17	11	0
39		20	31	33	23	0	12	19	19	14	0
40		23	35	37	25	0	14	22	24	17	0
41		25	39	41	28	0	16	26	26	17	0
42		28	43	44	30	0	18	27	25	16	0
43		31	47	49	35	0	18	25	25	17	0
44		34	53	57	40	0	17	27	29	22	0
45		38	61	64	44	0	20	34	37	27	0
46		44	68	69	47	0	26	43	45	32	0
47		47	72	74	51	0	31	49	50	34	0
48		50	78	80	56	0	34	52	51	34	0
49		55	86	90	63	0	35	52	53	36	0
50		61	96	100	69	0	36	55	56	39	0
51		72	113	119	88	0	39	61	64	44	0
52		84	133	145	101	0	43	67	69	45	0
53		97	158	162	110	0	46	70	69	46	0
54		114	172	175	119	0	47	69	69	45	0
55		117	180	185	127	0	45	68	69	47	0
56		128	198	206	146	0	48	73	76	53	0
57		144	227	242	172	0	52	82	88	62	0
58		164	262	277	190	0	60	95	100	68	0
59		188	294	300	205	0	68	106	108	74	0
60		207	314	323	223	0	73	111	113	75	0
61		218	338	353	246	0	75	114	114	77	0
62		234	364	374	248	0	78	117	120	83	0
63		249	381	378	256	0	82	128	135	96	0
64		256	380	387	263	0	93	147	156	108	0
65		254	393	404	279	0	107	169	176	122	0
66		277	428	447	315	0	125	194	205	148	0
67		305	481	511	361	0	144	230	249	178	0
68		349	556	588	414	0	174	281	300	214	0
69		406	641	677	480	0	211	336	357	252	0
70		468	741	790	565	0	248	393	416	293	0
71		543	869	931	665	0	287	454	479	335	0
72		640	1,025	1,095	782	0	329	518	543	380	0
73		749	1,195	1,273	903	0	374	587	616	434	0

加入年齢が満74歳～満78歳で共済期間が2～6年の方

加入年齢	共済期間	男性						女性					
		経過年数						経過年数					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
74	6年	1,116	1,892	2,255	2,128	1,413	0	558	939	1,118	1,057	702	0
75	5年	984	1,560	1,654	1,170			489	777	826	585	0	
76	4年	807	1,140	905				406	576	458	0		
77	3年	589	622					302	319	0			
78	2年	319						166	0				

(2) 満期金10万円（1口）あたりの単位解約返戻金表

加入年齢	共済期間	男女共通					
		経過年数					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
0～70歳	5年	19,801	39,701	59,701	79,800	100,000	0
74	6年	16,460	33,001	49,626	66,334	83,125	100,000
75	5年	19,801	39,701	59,701	79,800	100,000	
76	4年	24,813	49,751	74,813	100,000		
77	3年	33,167	66,500	100,000			
78	2年	49,875	100,000				

## (3) 医療特約（先進医療特約付）入院日額1,000円あたりの単位解約返戻金表

## 加入年齢が満0歳～満73歳で共済期間が5年の方

加入年齢	共済期間	男性					女性				
		経過年数					経過年数				
		1年	2年	3年	4年	5年	1年	2年	3年	4年	5年
0～11	5年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14		0	0	0	0	0	10	20	40	50	0
15		0	0	0	0	0	40	70	110	80	0
16		0	0	0	0	0	70	140	150	100	0
17		0	0	0	0	0	110	160	160	100	0
18		0	0	0	0	0	100	150	140	90	0
19		10	20	30	50	0	110	160	170	140	0
20		30	70	100	80	0	130	210	250	180	0
21	5年	70	140	150	110	0	170	290	310	210	0
22		120	180	180	120	0	220	330	330	210	0
23		120	180	180	120	0	210	320	310	200	0
24		110	170	160	90	0	200	290	290	180	0
25		100	140	110	60	0	180	260	250	160	0
26	5年	70	80	70	50	0	160	230	220	150	0
27		40	60	60	40	0	140	210	210	140	0
28		40	60	60	40	0	140	210	200	140	0
29		40	60	60	40	0	120	180	170	90	0
30		40	60	70	50	0	100	130	90	50	0
31	5年	40	70	70	50	0	60	60	50	30	0
32		50	70	70	50	0	10	20	20	10	0
33		50	70	70	50	0	10	20	20	10	0
34		60	100	120	110	0	20	30	40	40	0
35		90	160	200	150	0	30	50	70	50	0
36	5年	130	250	260	180	0	50	90	90	60	0
37		190	280	280	190	0	70	100	100	70	0
38		180	270	270	180	0	70	100	100	70	0
39		190	290	300	220	0	70	120	120	90	0
40		210	320	350	250	0	90	140	160	110	0
41	5年	240	380	400	270	0	100	170	180	120	0
42		280	420	420	280	0	120	180	180	120	0
43		280	420	420	280	0	120	180	180	120	0
44		290	440	450	320	0	120	180	180	130	0
45		310	480	510	350	0	130	190	200	140	0
46	5年	340	540	560	380	0	130	210	210	140	0
47		380	580	580	390	0	150	220	220	150	0
48		390	590	590	400	0	150	220	230	150	0
49		420	640	660	490	0	150	240	240	170	0
50		460	730	800	560	0	160	260	270	190	0
51	5年	530	860	890	600	0	180	280	290	200	0
52		620	930	940	630	0	200	300	300	200	0
53		630	950	950	640	0	200	310	310	210	0
54		670	1,040	1,090	810	0	230	370	400	320	0
55		760	1,210	1,340	950	0	290	490	580	420	0
56	5年	890	1,470	1,530	1,050	0	390	670	710	490	0
57		1,070	1,630	1,650	1,110	0	510	780	790	540	0
58		1,100	1,670	1,690	1,140	0	530	810	820	560	0
59		1,110	1,670	1,670	1,090	0	550	840	850	580	0
60		1,090	1,630	1,600	1,060	0	570	870	880	600	0
61	5年	1,060	1,550	1,550	1,040	0	590	900	910	620	0
62		1,010	1,530	1,550	1,040	0	610	930	940	640	0
63		1,020	1,560	1,580	1,060	0	630	960	970	660	0
64		1,040	1,580	1,600	1,070	0	650	990	1,010	690	0
65		1,050	1,590	1,600	1,080	0	680	1,030	1,060	720	0
66	5年	1,060	1,600	1,620	1,090	0	710	1,080	1,100	740	0
67		1,060	1,620	1,640	1,110	0	740	1,120	1,130	760	0
68		1,080	1,640	1,670	1,130	0	750	1,140	1,150	780	0
69		1,130	1,740	1,800	1,300	0	800	1,230	1,270	920	0
70		1,220	1,920	2,060	1,440	0	880	1,380	1,500	1,050	0
71	5年	1,350	2,180	2,260	1,550	0	990	1,610	1,670	1,140	0
72		1,530	2,340	2,390	1,630	0	1,150	1,750	1,780	1,210	0
73		1,560	2,390	2,440	1,670	0	1,180	1,800	1,830	1,240	0

加入年齢が満74歳～満78歳で共済期間が2～6年の方

加入年齢	共済期間	男性						女性					
		経過年数						経過年数					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
74	6年	2,040	3,340	3,890	3,610	2,350	0	1,609	2,610	3,040	2,840	1,850	0
75	5年	1,690	2,620	2,750	1,910	0		1,330	2,060	2,190	1,520	0	
76	4年	1,330	1,870	1,460	0			1,060	1,510	1,170	0		
77	3年	960	990	0				800	810	0			
78	2年	500	0					410	0				

## (4) 女性疾病医療特約 女性疾病入院日額1,000円あたりの単位解約返戻金表

## 加入年齢15歳～満73歳で共済期間が5年の方

加入年齢	共済期間	女性				
		経過年数				
		1年	2年	3年	4年	5年
15	5年	0	1	1	2	0
16		1	3	4	4	0
17		3	5	6	3	0
18		4	6	5	3	0
19		18	34	43	57	0
20		41	87	126	101	0
21		86	171	180	125	0
22		140	205	206	136	0
23		136	206	202	136	0
24		137	208	209	148	0
25		143	216	227	156	0
26		150	233	234	155	0
27		156	234	233	150	0
28		151	222	222	144	0
29		139	201	191	114	0
30		119	166	147	90	0
31		95	122	118	75	0
32		70	104	104	72	0
33		72	111	111	73	0
34		83	128	138	109	0
35		99	159	185	135	0
36		125	210	220	150	0
37		155	240	241	161	0
38		161	241	247	166	0
39		167	254	259	179	0
40		179	272	284	192	0
41		191	296	301	202	0
42		203	307	310	206	0
43		208	310	310	212	0
44		222	337	354	262	0
45		245	394	432	302	0
46	5年	291	473	490	332	0
47		341	514	520	349	0
48		344	522	521	349	0
49		340	507	503	321	0
50		326	485	461	304	0
51		309	446	444	294	0
52		283	432	434	290	0
53		291	440	439	296	0
54		312	484	504	375	0
55		355	563	629	442	0
56	5年	423	698	726	493	0
57		512	777	788	532	0
58		525	795	810	543	0
59		538	821	828	559	0
60		553	836	843	565	0
61		560	849	859	577	0
62		573	867	880	598	0
63		587	898	910	621	0
64		618	947	971	673	0
65		657	1,009	1,046	712	0
66	5年	705	1,089	1,115	763	0
67		759	1,155	1,179	803	0
68		794	1,216	1,240	844	0
69		821	1,256	1,272	847	0
70		843	1,278	1,276	863	0
71	5年	857	1,284	1,309	890	0
72		864	1,328	1,363	935	0
73		924	1,422	1,471	1,024	0

加入年齢が満74歳～満78歳で共済期間が2～6年の方

加入年齢	共済期間	女性					
		経過年数					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
74	6年	1,268	2,104	2,463	2,267	1,467	0
75	5年	1,079	1,687	1,741	1,205	0	
76	4年	871	1,191	923	0		
77	3年	602	624	0			
78	2年	321	0				

# 個人情報および特定個人情報にかかる保護方針

## —組合員・お客さまに関する個人情報および特定個人情報 (マイナンバー等)の取扱いについて—

全労済は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、組合員・お客さまに各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまからお預かりした情報は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）等の関係法令に則り、必要な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めます。

### 1. 情報の取得と利用目的

全労済は、組合員・お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、また番号法に定める対応を行うために組合員・お客さまに関する必要最小限の情報を取得し利用させていただきます。

なお、個人情報保護法および番号法において例外的に利用が認められている場合は、以下の利用目的を超えて利用させていただくことがあります。

#### (1) 個人情報について

組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金のお支払いなどを含む共済契約の判断に関する業務や、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。

また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめご本人の同意をいただきます。

#### (2) 特定個人情報について

組合員・お客さまの特定個人情報は、共済契約にかかる支払調書の作成事務などの目的のために利用させていただきます。

### 2. 取得させていただく情報の種類

#### (1) 個人情報について

組合員・お客さまの住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、その他共済契約の締結、共済金のお支払い等に必要となる情報や、全労済ホームページ等に登録された組合員・お客さまのメールアドレス等の情報を取得させていただきます。

#### (2) 特定個人情報について

組合員・お客さまの個人番号（マイナンバー）および本人確認のための必要最小限の情報（住所、氏名、生年月日、性別等）を取得させていただきます。

### 3. 情報の取得方法

#### (1) 個人情報について

主に申込書・契約書やアンケートにより、組合員・お客さまの情報を取得させていただきます。

協力団体・労働組合等を通じて共済を利用される組合員・お客さまについては、所属されている協力団体・労働組合等を経由して、共済に係わる組合員・お客さまの情報を取得させていただきます。

#### (2) 特定個人情報について

共済金請求書などの請求にかかる帳票、または特定個人情報にかかる専用の帳票により、情報を取得させていただきます。

## 4. 情報の管理

全労済では、組合員・お客さまから取得する情報について、「個人情報保護規程」および「特定個人情報保護規程」にもとづき以下のとおり安全管理に努めます。

### (1) 保管について

情報の保管については、管理責任者等の設置や情報セキュリティ対策等をはじめ必要かつ適切な措置を講じるとともに、組合員・お客さまの情報の漏えい、紛失、き損または情報への不正アクセスなどの防止を図るなど、情報の安全管理に努めます。

また、組合員・お客さまの個人情報および特定個人情報については、それぞれの利用目的の達成に必要な範囲内において正確かつ最新の内容とするように努めます。なお、関連事業会社・共済代理店等に事務処理を委託する場合には、委託先に対して、組合員・お客さまの情報の適切な管理を求めるとともに、目的外の利用を行わせない等の必要かつ適切な委託先の監督に努めます。

### (2) 情報の廃棄等について

情報の廃棄等については、法令で定める保存期間を経過する等、保管する必要性がなくなった場合には、速やかに、復元不可能な手段で廃棄又は削除します。

## 5. 情報の利用・提供

### (1) 個人情報について

全労済では、組合員・お客さまの個人情報を業務上必要がある場合にのみ利用し、以下の場合を除いて、組合員・お客さまの個人情報を外部に提供することはありません。

- ① 組合員・お客さまが同意されている場合
- ② 法令により必要と判断される場合
- ③ 組合員・お客さままたは公共の利益のために必要と考えられる場合
- ④ 業務提携先等との間で、全労済が保有する共済契約等に関する所定の情報（以下、「個人データ」といいます。）を共同して利用させていただく場合で、以下のことをあらかじめご本人に通知し、またはご本人が容易に知り得る状態に置いているときには、個人情報保護法にもとづき第三者への提供には該当しないものとします。

#### ア. 共同利用する旨

##### イ. 共同で利用される個人データの項目

##### ウ. 共同して利用する者の範囲

##### エ. 利用する者の利用目的

##### オ. 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

### (2) 特定個人情報について

全労済では、組合員・お客さまの特定個人情報は取得目的および番号法の定める範囲内でのみ利用し、番号法に定める以下の場合を除いて、利用目的を超えて利用することはありません。

- ① 激甚災害時に組合員・お客さまに共済金等のお支払いをする場合
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、組合員・お客さまの同意がある場合、または組合員・お客さまの同意を得ることが困難である場合

## 6. 共同利用

全労済では、共済契約の維持および共済金のお支払いの適正化などを目的に、それぞれ行政庁および共済事業団体・生損保各社等との間で、保有

個人データを共同して利用させていただきます。なお、特定個人情報について、共同利用することはありません。

- (1) 全労済は、自動車損害賠償責任共済・保険（以下、「自賠責共済・保険」といいます。）制度における原動機付自転車の無共済・無保険車対策として、国土交通省との間で保有個人データを共同して利用させていただいている。
- (2) 全労済は、自動車損害賠償保障法（以下、「自賠法」といいます。）にもとづく自賠責共済事業の適正な運営のため、また共済金のお支払いに際して関連する自動車総合補償共済（以下、「自動車共済」といいます。）制度の健全な運営を確保するために、損害保険料率算出機構および（一社）日本損害保険協会をつうじて、共済事業団体および損害保険会社との間で、保有個人データを共同して利用させていただいている。
- (3) 全労済は、生命共済制度の健全な運営を確保するため、またお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効等の判断の参考とするために、支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社との間で、保有個人データを共同して利用させていただいている。

## 7. 開示・訂正・利用停止等

全労済は、組合員・お客さまからご自身の個人情報、または特定個人情報について開示のご依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り開示いたします。

また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに訂正させていただきます。

なお、利用目的を超えた情報の利用または不正な手段による情報の取得を理由として取扱いの停止を希望される場合のほか、組合員・お客さまの個人情報については、ダイレクトメール・電話・Eメールによるご案内などへの利用を希望されない場合にも、特別な理由のない限り取扱いを停止させていただきます。

個人情報および特定個人情報の開示・訂正・利用停止等のお問い合わせ先最寄りの全労済またはお客様サービスセンターまでお申し出ください。

■お客様サービスセンター 0120-00-6031（フリーダイヤル）

■受付時間 平日 9:00～19:00 土曜日 9:00～17:00（日曜・祝日・年末年始は除く）

■責任者名 称全労済（全国労働者共済生活協同組合連合会）

## ご加入者の個人情報の共同利用について

全労済では保有するお客さまの個人データについて、以下のように他の団体等との間で共同利用させていただくことがあります、これらの場合にあっても全労済としてお客さまの個人データの安全管理等の措置について、責任をもって対処してまいります。

### 1. 「支払査定時照会制度」による共同利用について

全労済は、2005年1月31日から全国共済農業協同組合連合会、日本生活協同組合連合会（2009年3月より日本コープ共済生活協同組合連合会）、（一社）生命保険協会および（一社）生命保険協会加盟の各生命保険会社（以下「各共済・保険会社等」といいます。各社の名称については、生命保険協会ホームページ記載の「加盟会社」をご確認ください。）とともに、

お支払いの判断または共済契約もしくは保険契約等（以下「共済契約等」といいます。）の解除、取り消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、全労済を含む各共済・保険会社等の保有する共済契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用させていただいているです。

共済金、年金または給付金（以下「共済金等」といいます。）のご請求があつた場合や、これらに係わる共済事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、（一社）生命保険協会を通じて、他の各共済・保険会社等に照会し、他の各共済・保険会社等から情報の提供を受け、また他の各共済・保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係わる傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各共済・生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするために利用されることがあります、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各共済・生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各共済・生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

### 【共同利用事項】

支払査定時照会制度により共同利用する保有個人データは、次の項目になります。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係わるものは除きます。

- (1) 被共済者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 共済事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる共済事故
- (3) 共済の種類、契約日、復活日、消滅日、共済契約者の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金等受取人の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金額、給付金日額、各特約内容、共済掛金および払込方法

■全労済が保有する相互照会事項記載の情報については、全労済が管理責任を負います。共済契約者、被共済者または共済金受取人は、全労済の定める手続きに従い、相互照会事項に開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報保護法に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、全労済の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めるすることができます。上記各手続きの詳細については、最寄りの全労済やお客様サービスセンターまでお問い合わせください。

### 【支払査定時照会制度における相互照会事項に関する開示等請求について】

全労済は、下記のとおり、支払査定時照会制度にもとづく相互照会の有無、相互照会の時期、相互照会された事項について、全労済を共済者とする共済契約の契約者、被共済者または共済金等受取人からの開示・訂正等の請求を受け付けています。

なお、全労済が保有する相互照会事項に関する個人情報保護法第25条ないし第29条の規定にもとづく開示・訂正等については、全労済が定める以下の手続きにもとづいて請求していただくことになります。請求いただいた場合は、後日、全労済から回答書をご請求者宛に送付させていただ

きます。なお、ご請求に応じることができない場合には、回答書でその旨をお知らせいたします。

#### ＜開示等請求について＞

全労済を共済者とする共済契約の契約者、被共済者または共済金等受取人は、下記の開示対象事項について開示を求めるすることができます。

##### ■開示等対象事項

- (1) 当制度にもとづく相互照会の有無
- (2) 相互照会の時期
- (3) 相互照会された事項

ただし、相互照会後3年を経過した場合は、当該情報の消去等により回答できないことがあります。また、ご本人以外の方に関する個人情報等開示できない場合もあります。

##### ■請求の方法

- (1) 請求受付

最寄りの全労済へのご来訪、郵送での請求等、いずれの場合も最寄りの全労済またはお客様サービスセンターまでお問い合わせください。

- (2) 提出いただくもの

- ① 所定の請求書式
- ② ご契約者の場合は共済契約証書の写し
- ③ 本人確認資料

- (3) 本人確認資料の提示について

- ① ご本人による請求の場合

・請求者の運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証等の身分証明書で、ご本人であることを確認できる資料の写し

- ② 代理人（指定代理請求人、未成年後見人、成年後見人、ご本人が委託した代理人）による請求の場合

・代理人本人の写真付証明書（運転免許証・パスポート）、健康保険証、年金手帳

・委任状（ご本人が、会社等届出印もしくは印鑑証明の印（印鑑証明書を添付）を押印ください。）後見開始審判書または戸籍謄本等、代理権の有無およびその範囲が確認できる資料

##### ■手数料（徴収する場合）

開示請求手続きに対しては、手数料として実費（郵送料等）をいただきます。

##### ■回答方法

後日、全労済から回答書をご請求者宛に送付させていただきます。なお、ご請求に応じることができない場合には、回答書でその旨をお知らせいたします。

#### ＜訂正・追加・削除請求について＞

万一、上記手続きにより開示された相互照会の内容に誤りがある場合、内容の訂正、追加または削除を申し出ることができます。

請求の方法は、下記の資料を提出いただくほか、開示等請求の場合と同様となります。

- ・開示請求時の回答の写し
- ・当該請求に誤りがあることを示す資料

## ＜利用停止、第三者への提供の停止請求について＞

万一、上記手続きにより開示された相互照会について、個人情報保護法に違反する取り扱いがされている場合、利用停止あるいは第三者への提供の停止を申し出ることができます。請求の方法は、下記の資料を提出いただくほか、開示等請求の場合と同様となります。

- ・開示等請求時の回答の写し
- ・個人情報の保護に関する法律に違反する取り扱いがされていることを示す資料

## 2. 都道府県生協等との共済契約等の事務手続きを円滑にすすめるための共同利用について

全労済では、お客さまが所属されている都道府県生協等との間で、お客さまの全労済への共済契約の締結に係わる判断、契約の維持管理などにともなう事務を円滑にすすめるため、次のように都道府県生協等の保有する個人データを、共同して利用させていただいている。

### 【共同利用事項】

全労済と都道府県生協等が共同利用する保有個人データは、次の項目になります。

- (1) 都道府県生協等の保有する組合員名簿
- (2) 都道府県生協等の保有する組合員の出資金台帳

## 個人情報の第三者提供について

全労済は、再共済（保険）契約の締結や再共済（保険）金の請求等のため、再共済（保険）の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

## 納税義務国確認に伴う手続きのお願い

### ＜外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関するお願い＞

1. FATCAは米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関（共済団体や保険会社も含む）に対して、契約者が米国の納税義務者であるかを確認することを求める法律です。
  2. 全労済では、FATCA実施に関する日米当局間の声明<sup>(注)</sup>および米国法令にもとづき、各種手続きの際に米国納税義務者に該当していないか確認しています。該当する場合には、必要な書類のご提出、ご記入をお願いすることがあり、また、米国内国歳入庁宛にご契約情報等の報告を行います。
- (注)国際的な税務コンプライアンスの向上およびFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局間の相互協力および理解に関する声明

### ＜共通報告基準（CRS）に関するお願い＞

1. CRSは、外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税および租税回避に対処することを目的に、各国の税務当局間で非居住者の金融資産の情報を相互交換するために、OECD（経済協力開発機構）が策定した統一基準です。CRS適用国である日本の金融機関（共済団体や保険会社も含む）は、

- 国内法<sup>(注)</sup>にもとづき、国税庁への報告事項の提供義務があります。
2. 全労済では、国内法にもとづき、各種手続きの際などに契約者または受取人の居住地国（納税義務国）を確認しています。CRS適用国に該当する場合には必要な書類のご提出、ご記入をお願いすることがあり、また、国税庁へご契約情報等の報告を行います。
- (注)租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律等

# 労済組合員のしおり

## (都道府県労済のモデル定款の抜粋)

※ コープ共済連は、CO・OP生命共済の実施にあたって、全労済と提携しています。

全労済とは、こくみん共済でおなじみの、生協法に基づく都道府県の労済生協の連合会で、1,390万人の共済事業を行っています。

※ CO・OP生命共済《新あいあい》のご加入にあたっては、ご契約者の方に、全労済の当該都道府県の労済生協の組合員となっていただく必要があります。

### 組合員の資格

第6条 この組合の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。

2 この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用するなどを適當とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

### 届出の義務

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、その旨をこの組合に届け出なければならない。

### 自由脱退

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 この組合は、組合員が第9条に定める住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。

3 前項の規程により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。

4 第2項の規程により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

### 法定脱退

第11条 組合員は次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

### 除名

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいづれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

- (1) 3年間この組合の事業を利用しないとき
- (2) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき

2 前項の場合において、この組合員は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

## 出資1口の金額及びその払込み方法

第15条 出資1口の金額は100円とし、全額一時払込みとする。

## 出資口数の減少

第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

2 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の4分の1を超えたときは、4分の1以下に達するまで、その出資口数を減少しなければならない

3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

\* 定款の全文につきましては、所属の各都道府県の全労済へお問い合わせの上、必ずご確認をお願いします。

## ◎ 各種お問い合わせ窓口 ◎

### CO·OP共済 お問い合わせ窓口

CO·OP共済の保障内容のお問い合わせやご相談、住所や契約内容の変更、共済金の請求等の手続きは、ご加入の生協のコープ共済センターにお問い合わせください。

●共済金のご請求について→ ☎ 0120-80-9431

●ご加入やご契約について→ ☎ 0120-50-9431

受付時間 9:00～18:00 月～土 (祝日含む)

### CO·OP共済 「ご意見・ご要望」の窓口

皆様からのご意見・ご要望や、苦情を承る窓口として、フリーダイヤルを開設しています。またホームページでもご意見・ご要望を受け付けしております。

フリーダイヤル 0120-497-350

受付時間 9:00～17:00 (月曜日～金曜日)

9:00～16:00 (土曜日)

(日曜日および年末年始を除く)

コープ共済 検索 <http://coopkyosai.coop>

### 健康医療相談の窓口

契約者および加入者の方に医療専門のスタッフによる健康医療相談のサービスを提供しています。詳しくは、本冊子のP.192～193をご覧ください。

#### 契約引受団体

■全国労働者共済生活協同組合連合会

取扱団体： **日本コープ共済生活協同組合連合会**

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13

CO·OP共済ホームページ <http://coopkyosai.coop>

落丁・乱丁がある場合はお取替えいたします。